

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年1月号 | No. 01/2022

PCT ニュースレター日本語版では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。  
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 国際出願の電子出願及び処理

リマインダ: 国際事務局による PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務の終了

PCT ニュースレター 2021 年 7-8 月号ですすでにお知らせした通り、国際事務局 (IB) は、2022 年 6 月 30 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了します。更新版の最終リリースは 2022 年 4 月を予定しており、それ以降の更新は予定されていません。

現在も PCT-SAFE 出願を受理している残り少数 (ドイツ、イスラエル、大韓民国、英国及び米国) の受理官庁 (RO) に関しては、今後まもなく PCT-SAFE による出願の受理を終了する旨を IB に通知することが予想されます。

IB は出願人に対し、2022 年 7 月 1 日以降、既存版の PCT-SAFE ソフトウェアを利用して PCT 出願を作成したり、提出したりすることのないよう強く推奨いたします。たとえ RO が、IB に対し当該日までに PCT-SAFE 出願の受理を終了する旨を正式に通知していない場合であってもです。当該日以降も PCT-SAFE を利用する出願人は、ご自身の責任でご利用いただくようお願いいたします。

現在も PCT-SAFE を利用されているユーザの皆様には、管轄 RO が ePCT 出願を受理している場合には、可能な限り早急に ePCT 出願へ移行されるよう強く推奨いたします。ePCT 出願を受理している RO の一覧 (現在 75 官庁ですが、2022 年 1 月 31 日から 2 官庁が追加予定) は、以下からご参照下さい。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ePCT 出願への移行について、詳しくはカスタマーヘルプデスク [pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int) までお問合せ下さい。

## PCT サクセスストーリー

PCT のサクセスストーリーを共有したい方はいらっしゃいませんか？

みなさんの発明を保護するために PCT がどのように役立ったかについての成功談を WIPO や PCT ユーザーと共有できる場が設けられました。WIPO は、投稿されたサクセスストーリーの一部を PCT ウェブサイトや WIPO ソーシャルメディア上で紹介していきます。

必要な手順は、PCT ウェブサイト上の専用フォームに、PCT が発明の特許保護にどのように役立ったかを (400 字以内で) 簡潔に説明し、出来れば発明の写真を添付して提出していただくだけです。PCT 出願番号若しくは WO 公開番号の記載もお願いいたします。なお、機密保持の観点から、未公開の PCT 出願に関する投稿は受け付けられませんのでご了承下さい。

以下のリンクから、必要なフォームをご利用下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/success\\_story/success\\_story.html](https://www.wipo.int/pct/en/success_story/success_story.html) (英語)

採用された場合、PCT 関係者よりご連絡いたします。なお、PCT サクセスストーリーの投稿は、WIPO ウェブサイト及び WIPO ソーシャルメディア上での掲載を許可するものであり、これらのストーリーの掲載は、WIPO による当該発明又は出願人の推薦を意味するものではないことをご承知おき下さい。

## PCT アップデート

BY: ベラルーシ (手数料)

DZ: アルジェリア (電話番号、電子メールアドレス、書類を送付したことの証拠、手数料)

ES: スペイン (手数料)

HU: ハンガリー (手数料)

VN: ベトナム (手数料)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (国立工業所有権機関 (ブラジル)、イスラエル特許庁、米国特許商標庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (スペイン特許商標庁)

## 例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁に関して、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合には、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

## フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックに伴う事態を受けて、2022 年 1 月 6 日から 31 日まで公衆に対し閉庁する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当感染症のパンデミックへの対応として当該官庁が講じた措置の詳細は、以下の COVID-19 IP 政策トラッカーの該当欄に掲載されています。

<https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/> (英語)

## 米国特許商標庁

米国特許商標庁 (USPTO) は、ワシントン首都圏における天候による 2022 年 1 月 3 日月曜日及び 7 日金曜日の連邦政府官庁の公式な閉庁を受けて、両日を連邦政府の休日とみなします。当該官庁は、それらの該当日に満了する手続や手数料が、当該官庁の後続の就業日の午後 11 時 59 分 (米国東部標準時) より以前に行われた又は支払われた場合には、期間内になされたものと認めます。

詳細は以下をご覧ください。

<https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-related-notices/patent-related-notices-2022>

官庁により IB に提供された閉庁日の一覧が、上記の情報を追加して更新されました。以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## 近日開催予定の PCT ウェビナーシリーズ

Schwegman Lundberg Woessner (SLW) Institute (ミネソタ州に本拠を置く同名の法律事務所の一部) は、PCT 手続、ドケッティング (出願管理)、出願の提出や PCT の戦略的な利用をテーマとした連続 15 回のトレーニングウェビナーを開催する予定です。本ウェビナーは、2022 年 2 月 8 日から 3 月 18 日まで、毎週隔日で配信されます。参加は無料で、講師は経験豊富な弁理士 (Oppedahl Patent Law Firm LLC) であり、PCT ユーザーでもある Carl Oppedahl 氏が務めます。カール氏は講師として高い評価を得ており、過去多くの PCT セミナーで特別講師を務め、WIPO の PCT コンサルタントとしても活躍しています。

「Schwegman Lundberg & Woessner は、米国最大の PCT 出願人の一つとして、PCT 出願を正しく行うことの重要性を認識しています」と、SLW の社長兼会長である Bradley A. Forrest 氏は述べています。「このセミナーは、PCT 出願の詳細と利点について学びたいと考えているクライアントやその他の人々に、無料のウェビナーを提供するという我々の伝統を引き継ぐものです。カールは素晴らしい仕事をし、優れた見識を共有してくれます。」

本ウェビナーは連続して開催されるため、参加ご希望の方は、全 15 回 (合計 15 時間半) に参加するお時間と準備を必要とすることにご了承下さい。トピックの詳細、ウェビナーのスケジュールや参加登録のリンクは、以下をご覧ください。

<https://www.slwevents.com/2022-pct-training-seminar-schedule>

WIPO は、このような貴重な機会を PCT ユーザに提供して下さる SLW Institute と講師の Carl Oppedahl 氏に感謝いたします。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 出願人の手引 (英語及び仏語版)

PCT 国際段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引「国際段階の概要」の英語及び仏語版が、2022 年 1 月 6 日付で更新されました。主な変更は、電子メールによる通知サービスを提供している官庁から出願人が通知を受取る際に、今後は電子メールがデフォルトオプションとみなされる実務面での変更を反映しています。この変更は、願書様式 (PCT/RO/101)、補充調査請求書 (PCT/IB/375)、国際予備審査請求書 (PCT/IPEA/401) の修正にも反映されています (詳細は、PCT ニュースレター 2021 年 12 月号の「PCT 様式の修正」をご参照下さい)。スペイン語及びロシア語版は準備中で、まもなく発行される予定です。

英語及び仏語版は、それぞれ以下に掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html)

[www.wipo.int/pct/fr/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/fr/guide/index.html)

### ディスタンスラーニングコース: 特許協力条約入門 (2022 年 1 月版)

ディスタンスラーニングの PCT 入門コース (DL101PCT) が、PCT 全 10 言語で更新されました。本コースでは、PCT 制度の紹介と概要を提供しており、理解度と進捗度を計るテストを設けた完全な自主学習形式です。本コースの全工程修了時には、修了証のダウンロードが可能です。無料の本コース受講をご希望の方は、以下の WIPO アカデミーのページからご登録下さい。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf> (英語)

### ウェビナーの新録音

#### 英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音 (以下に記載された日付に配信)

- Update on Recent and Future Developments in the PCT System (2021 年 12 月 10 日)
- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、What's New for Applicants in ePCT 4.9 (2022 年 1 月 11 日及び 13 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

#### 日本語のウェビナー

下記の日本語のウェビナーの録音 (以下に記載された日付に配信)

- PCT ウェビナーシリーズから、優先権の回復請求 (2021 年 12 月 15 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

韓国語のウェビナー

下記の韓国語のウェビナーの録音 (以下に記載された日付に配信)

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Mastering priority claims in PCT applications (2021 年 12 月 16 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html>

## WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

再度のお知らせになりますが、2020 年 7 月 1 日から、全ての受理官庁、国際調査機関、補充国際調査機関若しくは国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に「参加庁」(participating Office) として参加することができるようになりました。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁(「徴収官庁」(collecting Office)) から他の官庁(「受益官庁」(beneficiary Office)) に対し国際事務局 (IB) 経由で取り引きされます。詳細は、[https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=436911](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911) (英語) から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

IB は、本サービスの一部である PCT 手数料の移転について、2021 年 12 月 31 日付の参加庁ごとの一覧を掲載しました。一覧は、2022 年 1 月 13 日付の公示 (PCT 公報) (6 ページ目から) をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html) (英語)

## PATENTSCOPE ニュース

### PATENTSCOPE の特許文献 1 億件以上のマイルストーン達成

PATENTSCOPE は現在、1 億件以上の検索可能な発明へのアクセスを提供しています。文献には、公開された全ての PCT 出願や、参加 IP 官庁の 73 の国内及び広域特許のコレクションが収録されています。2022 年にはより多くの国内/広域官庁のコレクションが追加される予定です。

PATENTSCOPE では、検索と表示を可能にするため、特許文献は集約されています。つまり、各管轄地域において同じ出願番号を持つ特許文献の再出版は、最初に公開された文献とは別の出版としてカウントされているわけではありません。そのため、特許文献 1 億件のマイルストーンは、実際はおよそ 1 億 2500 万件に相当します。現在のデータ収録範囲については、以下に詳細が掲載されています。

[https://patentscope.wipo.int/search/en/help/data\\_coverage.jsf](https://patentscope.wipo.int/search/en/help/data_coverage.jsf) (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## 2022 年 4 月 26 日 世界知的財産の日

### IP and Youth: より良い未来のためのイノベーション

毎年 4 月 26 日は、世界知的財産の日を記念して、イノベーションと創造性の促進に知的財産 (IP) 権が果たす役割についてより知ってもらい、理解を深めてもらうキャンペーンを行っています。2022 年の世界知的財産の日のテーマは「IP and Youth: より良い未来のためのイノベーション」と決まり、変革を推進し、イノベーションに挑戦する若者たちの大きな可能性を特集します。

世界各地において、若者たちがエネルギーと創意工夫、そして好奇心と創造力を駆使して、より持続可能な明るい未来へ向けて着実に前進しています。今年のキャンペーンでは、これらの注目すべき若い発明家、クリエイター、起業家がどのようにポジティブな変革をもたらしているかについて詳しく知る機会となります。また、若者たちが目標を達成し、収入へつなげ、仕事を創出し、地域や世界の課題に取り組み、そしてコミュニティや国の発展を支援するために知的財産権を活用する方法について彼らが学べる機会も提供します。

「世界知的財産の日」特設ユース・ギャラリーへ若手イノベーターを推薦する方法等、詳しくは以下の WIPO ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/> (英語)

### 偽の手数料支払請求に関する注意喚起

#### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続に関係のない手数料請求書を受取る事態について、PCT ニュースレターにおいて繰り返し注意喚起を続けております。そしてこの度、“EIPS – European Intellectual Property Services” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザの皆様により WIPO に通報された他の多くの請求書の例と共に、下記のリンクから閲覧できます。このような請求書に関する一般情報も、同リンクからご参照下さい。

[www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html) (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 出願人及び代理人の皆様は、優先日から 18 か月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは、IB のみであることにご留意下さい (PCT 第 21 条(2)(a) 参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受領する可能性がある出願人や発明者に注意を促して下さい。また、このような疑わしい請求書を受取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電子メール: [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

電話番号: (+41-22) 338 83 38

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者 (PCT ユーザ) の皆様に、政府又は消費者保護協会にて対処するよう推奨しております。苦情申立ての例文や「苦情受付政府機関又は消費者保護協会」の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

## 実務アドバイス

### 先の出願の出願人と国際出願の出願人とが異なる場合の国際出願

Q: 当方は、法人出願人 (B 社) の代理人として国際出願を行う予定です。国際出願で優先権を主張している先の出願は、別の企業 (A 社) が出願し、その後 B 社に譲渡されました。先の出願の出願人が国際出願の出願人と異なる理由を説明するために、何か行動を起こすべきでしょうか？

A: 国内 (若しくは広域) 段階へ移行する際、多くの指定 (若しくは選択) 官庁は、先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する証明を含む書類を要求しています。例えば、国際出願の出願人が先の出願の出願人とは異なる場合、又は先の出願がされた日以後に出願人の氏名が変更されている場合です。そのような要件は、PCT 規則 51 の 2.1(a)(iii) に従い許容されています。PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html> (英語) (訳者注: 言語切替リストから日本語が選択可能)) の該当する国内編の概要ページから、上記の証明書を要求している官庁を確認することができます。また、PCT 出願人の手引には、PCT 規則 51 の 2.1(a) に列挙されている他の要件に関する情報も記載されています。例えば、指定 (若しくは選択) 官庁としての米国特許商標庁は、PCT 規則 51 の 2.1(a)(iv) に許容されている通り、発明者の宣誓書又は宣言書を要求しています。

出願人は、国内段階へ移行する際に、資格に関する証明書又は他の必要書類を提出する権利を有していますが、PCT では、すでに国際段階中に (各要件につき一通の) 申立てを提出可能な旨を規定しています。申立ては、特に PCT 規則 51 の 2.1(a)(iii) に基づき証明書を要求している官庁を含む全ての指定官庁に対して有効であるため、出願人にとって国内段階での手続が簡素化されることになります。

上述した事例のように、国際出願に記載された出願人と先の出願に記載された出願人が異なる場合には、A 社から B 社への譲渡が国際出願前に行われたことを条件として、PCT 規則 4.17(iii) に従い、「先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格であって、51 の 2.1(a)(iii) に規定するものに関する申立て」を提出することができます。

PCT 規則 4.17(iii) に基づく申立て (及び PCT 規則 4.17 に基づくその他の申立て) は願書様式に含まれており、PCT 実施細則第 213 号 (<https://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/s213.html> (英語)) に規定されている標準文言に準拠しています。この申立ては、PCT 規則 26 の 3.1 に基づく期間の満了、すなわち優先日から 16 か月以内に受理されることを条件として、国際出願時に提出することも、出願後に提出することもできます。ただし、当該期間の満了後に国際事務局 (IB) が受理した申立てについては、その申立てが国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局 (IB) に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受理したものとみなされる点にご留意下さい。

出願時に提出された申立ては、受理官庁に送付され、願書の一部となります。ですが、出願後に提出された申立ての場合には、申立てを追加する旨を説明した書簡を添えて下さい。特に PCT 規則 26 の 3.1 に基づく期間が満了間近な場合には、IB にそれらの書類を送付することをお勧めします。公開のための技術的準備が完了する前に IB が受理した全ての申立ては、PATENTSCOPE で公開されます。PCT 規

則 26 の 3.1 に基づく期間の満了後に PCT 規則 4.17 に基づく申立てを提出する場合には、当該期間が満了した旨及び関係する指定官庁ごとに申立てを行う必要がある旨が通知されますのでご注意ください。

出願人は可能な限り、ePCT を利用して申立てを作成し提出して下さい。受理官庁が ePCT を利用した国際出願を受理している場合には、ePCT を利用して国際出願を行う際に申立てを提出することができます。一方、受理官庁が ePCT を利用した国際出願を受理していない場合には、通常の方法で出願した後、ePCT の eOwner 若しくは eEditor による国際出願へのアクセス権が設定されていることを条件として、該当する ePCT 「アクション」を利用して申立てを作成し、IB に提出することができます。ePCT を利用すると、申立ての標準文言は正しい言語で自動的に生成され、ePCT で利用可能な関連する書誌データは、再入力の必要なく自動的に申立てに記載されます。ePCT からの国際出願へのアクセス権がない場合には、機能が統合された ePCT アクションを利用するよりも実用性は劣りますが、申立ては ePCT 以外の方法でも作成でき、アクセス権を必要としない ePCT のドキュメントアップロード機能を使って IB に対し PDF 形式で申立てをアップロードすることも可能です。申立てに関する ePCT アクションの利用や、特に ePCT の外部署名機能を利用した発明者である旨の申立ての電子署名について、詳しくは PCT ニュースレター 2019 年 10 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct\\_news\\_2019\\_10.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct_news_2019_10.pdf) (英語)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/newslett\\_2019.pdf#page=81](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/newslett_2019.pdf#page=81)  
(日本語)

また、ePCT アクションの利用に関する手順は、以下をご覧ください。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=843> (英語)

さらに詳しい情報については、カスタマーヘルプデスク [eservices@wipo.int](mailto:eservices@wipo.int) までお問い合わせ下さい。

なお、出願時に提出される申立てについては、願書 (PCT/RO/101) の一部を構成するため、国際出願のページ数に含まれることにご注意下さい。つまり、願書用紙がすでに 30 枚を超えていれば、用紙 1 枚追加するごとに追加手数料を支払う必要があります。ただし、国際出願後に申立てを提出する場合には、追加手数料は必要ありません。

申立てが適用される期間内に提出されていることを条件として、指定官庁は、申立ての真実性について合理的な疑義がない限り、先の出願の優先権を主張する資格に関する追加の書類又は証拠の提出を要求することはできません (PCT 規則 51 の 2.2(iii))。PCT 規則 4.17 に基づく申立てを受理する指定官庁の要件の詳細については、PCT ニュースレター 2014 年 2 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2014/pct\\_news\\_2014\\_2.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2014/pct_news_2014_2.pdf) (英語)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2014/newslett\\_14.pdf#page=12](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2014/newslett_14.pdf#page=12)  
(日本語)

特定の事例の状況が標準文言に当てはまらない場合には、PCT 規則 4.17 に規定する申立てを使おうとせず、国内段階に移行する際に関連する国内的要件に従って下さい。

なお、PCT 規則 4.17(ii) から (iv) に基づく申立ては、国際出願日における状況のみに関連しており、その日以後に生じた発明者又は出願人に関する変更の通知には使用できない点にご留意下さい。それらの変更に関しては、PCT 規則 92 の 2 に基づく手続を行って下さい。

また、ご注意いただきたいのは、欧州特許庁など一部の指定官庁又は選択官庁は、先の出願の出願人から国際出願の出願人への優先権の実体的な譲渡は、国際出願の出願日前に行われていることを要求する場合があります (PCT 出願人の手引の国内編参照)。

参照リソースとして、PCT 申立ての提出に関するウェビナーの録音 (英語) (2021 年 6 月 24 日配信) が視聴可能です (訳者注: 日本語ウェビナーの録音、PCT ウェビナーシリーズ: 申立てのベストプラクティス (2021 年 8 月 4 日配信) も視聴可能)。ウェビナーで使用された PDF 版プレゼンテーションと共に、下記のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html> (英語)  
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年2月号 | No. 02/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 新 PCT 締約国

### イラク (国コード: IQ)

イラクが、2022年1月31日にPCTの加入書を寄託し、これにより155番目のPCT締約国となりました。イラクは、2022年4月30日よりPCTに拘束されます。その結果、2022年4月30日以降に出願される全ての国際出願は、当該国の指定を自動的に含むこととなります。またイラクは、PCT第II章にも拘束されることとなるため、2022年4月30日以降に出願される国際出願についてなされる国際予備審査請求では、当該国を自動的に選択することとなります。

さらに、イラクの国民及び居住者は、2022年4月30日よりPCT国際出願を行う資格を有することとなります。

## PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

### 新規の二国間 PCT-PPH 試行プログラム (日本国特許庁 – ブラジル国立工業所有権機関 (INPI))

2022年1月1日から、日本国特許庁及びブラジル国立工業所有権機関 (INPI) 間で、新規の二国間 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第II章) (すなわち、特許性ありと判断された請求

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の取り決めに関する詳細は、以下をご覧ください。

[https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_brazil\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_brazil_highway.html)

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/legislacao/legislacao/PPHIIIPortaria55de15.12.21RPI2662de11.01.22.pdf>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH のページ ([https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) (英語)) が、上述の情報を含み更新されました。

## 2021 年の PCT 出願

2021 年の PCT の利用は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響にもかかわらず伸び続け、出願件数は推定 277,500 件<sup>1</sup> に達し、これまでの最多出願件数を記録し、2020 年比で 0.9% の増加となりました。中国が引き続き PCT の最大ユーザであり、69,540 件が出願され (2020 年比で 0.9% 増)、続いて米国が 59,570 件の出願件数 (1.9% 増) で第 2 位となりました。日本 (50,260 件で 0.6% 減)、大韓民国 (20,678 件で 3.2% 増) そしてドイツ (17,322 件で 6.4% 減) が、2021 年もそれぞれ第 3 位、第 4 位と第 5 位を占めました。上位 10 か国における各国の合計出願件数と、全出願件数に対する各国のシェアは以下の通りです。

1.	中国	69,540	25.1%
2.	米国	59,570	21.5%
3.	日本	50,260	18.1%
4.	大韓民国	20,678	7.5%
5.	ドイツ	17,322	6.2%
6.	フランス	7,380	2.7%
7.	英国	5,841	2.1%
8.	スイス	5,386	1.9%
9.	スウェーデン	4,453	1.6%
10.	オランダ	4,123	1.5%

上位 10 か国以下では、シンガポール (1,617 件で 23% 増)、フィンランド (1,907 件で 13.8% 増) やトルコ (1,829 件で 13.2% 増) をはじめとする特定の国で著しい成長を見せました。

<sup>1</sup> この合計と以下に続いて公表されている出願の数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局は、2021 年に国内官庁や広域官庁に出願された全ての PCT 出願は受理していないためです。出願の確定した数値は今年の後半に公表されます。

全ての国の出願件数、並びに 2020 年の出願件数との比較に関する情報は、以下の WIPO プレスリリース PR/2022/886 のアネックス 1 をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article\\_0002.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0002.html) (英語)  
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

最上位 PCT 出願人は、5 年連続で中国の電気通信会社ファーウェイ・テクノロジーズとなり、2021 年は 6,952 件の出願が公開されました。米国のクアルコム (3,931 件)、大韓民国のサムスン電子 (3,041 件)、同じく大韓民国の LG エレクトロニクス (2,885 件)、そして日本の三菱電機 (2,673 件) が後に続きました。上位 10 出願人のうち、クアルコムが 2021 年に公開された出願件数において最も顕著な増加 (80.9%増) を記録したことで、2020 年の第 5 位から 2021 年では第 2 位へ上昇しました。

上位 10 出願人と 2021 年に公開された PCT 出願件数を以下に列挙します。

1. ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) (中国)	6,952
2. クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	3,931
3. サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	3,041
4. LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	2,885
5. 三菱電機 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	2,673
6. OPPO モバイル (Guang Dong Oppo Mobile Telecommunications Corp., Ltd) (中国)	2,208
7. BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,980
8. エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ)) (スウェーデン)	1,877
9. ソニー (Sony Group Corporation) (日本)	1,789
10. パナソニック IP マネジメント (Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd.) (日本)	1,741

上位 50 PCT 出願人の一覧は、プレスリリース (アネックス 2) で公表されています。

教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以来 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、551 件の出願が公開されました。上位 10 の教育機関については、中国と米国からそれぞれ 4 大学と日本とシンガポールの各 1 大学が占めています。教育機関による PCT 出願について、詳しくはプレスリリース (アネックス 3) をご覧下さい。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、コンピュータ技術が 2021 年に公開された PCT 出願件数の最大シェア (全体の 9.9%) を占めました。次にデジタルコミュニケーション (9%)、医療技術 (7.1%)、電子機器 (6.9%)、そして計測 (4.6%) が続きました。2021 年では、上位 10 の技術分野のうち 6 分野で増加を記録し、医薬品 (12.8%増) が急成長を見せ、続いてバイオテクノロジー (9.5%増)、コンピュータ技術 (7.2%増)、そしてデジタルコミュニケーション (6.9%増) となりました。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリース (アネックス 4) をご参照下さい。

2021 年の出願件数の確定数値の (2022 年 PCT 年次報告による) 公表は、今年後半の PCT ニュースレターでお知らせいたします。

## 国際出願の電子出願及び処理

タイ: 知的財産局 (DIP) (タイ) による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての知的財産局 (DIP) (タイ) は、2022 年 4 月 1 日から、ePCT 出願を利用して提出される電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2022 年 2 月 3 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご利用下さい。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html) (英語版)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (TH) が更新されました)

## PCT サクセスストーリー

先月号の PCT ニュースレターでは、PCT ウェブサイトに「PCT サクセスストーリー」のページが設けられたことのお知らせしました。PCT がどのようにみなさんの発明を保護するために役立ったかについて、成功談をぜひ共有して下さい。WIPO は、(公開済みの PCT 出願に限りますが) 投稿されたサクセスストーリーの一部を PCT ウェブサイトや WIPO ソーシャルメディア上で紹介していきます。

この度、サクセスストーリーの第一号が選ばれました。スマートで持ち運びができ、プログラム可能な新しいタイプの運動器具について、出願人がその特許保護を求める際に PCT がどのように役立ったかが語られています。以下のリンクからご一読下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/success\\_story/success\\_story.html](https://www.wipo.int/pct/en/success_story/success_story.html) (英語)

本記事で紹介されている発明の詳細については、当発明の公開された PCT 出願へのリンクが (訳者注: 本記事の末尾に) 提供されています。また PCT サクセスストーリーのページでは、みなさんの成功談をお寄せいただく際に必要な情報も掲載されています。また、このページは全 PCT 10 言語でご利用いただけます。

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。当該サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

#### カナダ知的所有権庁

カナダ知的所有権庁は、2019 年 10 月 30 日から、国内特許出願に関する取得庁として行動しています。当該官庁は、2022 年 2 月 1 日から、DAS における参加業務の範囲を提供庁として国内特許出願及び PCT 出願まで拡張する旨を IB に通知しました。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10739](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10739) (英語)

#### アイルランド知的所有権庁

アイルランド知的所有権庁は、2022 年 2 月 17 日から、国内特許出願、PCT 出願、実用新案出願、国内意匠出願及び国内商標出願に関する DAS 取得庁として運用開始した旨を IB に通知しました。取得庁として、優先権書類の提出期間が出願日若しくは優先日のどちらか早い方から 16 か月を経過していない出願を対象として、DAS を通じて当該官庁に対して利用可能になる優先権書類を認めます。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=12352](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12352) (英語)

#### ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)

SAKPATENTI は、PCT 出願及び他の特定の種類の出願に関する取得庁及び提供庁として行動しています。当該官庁は、2021 年 9 月 17 日から、DAS の提供庁及び取得庁双方として利用可能な範囲を商標まで拡張したことを IB に通知しました。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10738](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10738) (英語)

#### デンマーク特許商標庁

デンマーク特許商標庁は、国内特許出願及び PCT 出願に関する提供庁として、また国内特許出願に関する取得庁として行動しています。当該官庁は、2021 年 11 月 30 日から、DAS の提供庁及び取得庁双方として、利用可能な範囲を実用新案出願まで拡張したことを IB に通知しました。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10488](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10488) (英語)

DAS 参加庁の一覧は、以下に掲載されています。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices.html](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html) (英語)

## PCT アップデート

JM: ジャマイカ (一般情報、管轄国際調査及び予備審査機関)

JP: 日本国 (手数料)

受理官庁としての日本国特許庁に支払われる送付手数料の料金が、2022 年 4 月 1 日から変更になります。新料金は 17,000 円となります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

SL: シエラレオネ (電話番号、電子メールアドレス、FAX 機の使用停止、国際型調査、仮保護)

TH: タイ (電子出願)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (日本国特許庁)

2022 年 4 月 1 日から、日本国特許庁により実施される国際調査について、日本円で支払われる料金が変更になります。新料金、並びに追加調査手数料の新料金を以下に表示します。

調査手数料:

- 日本語での出願 143,000 円
- 英語での出願 169,000 円

追加調査手数料:

- 日本語での出願 105,000 円
- 英語での出願 168,000 円

日本円による調査手数料の新料金、並びにスイスフラン、ユーロ、韓国ウォン、シンガポールドル及び米国ドルによる換算額は、手数料表 I(b) にも表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (日本国特許庁)

2022 年 4 月 1 日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁に日本円で支払われる、以下の手数料の料金に変更になります (表示されていないその他の手数料に変更はありません):

予備審査手数料:

- 日本語での出願 34,000 円
- 英語での出願 69,000 円

追加予備審査手数料:

- 日本語での出願 28,000 円
- 英語での出願 45,000 円

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました)

### スロバキア共和国工業所有権庁: 予定されている情報システムの停止について

スロバキア共和国工業所有権庁 (IPO SK) は、2022 年 2 月 14 日から 28 日の期間、当該官庁にて予定されているオフィス情報システムの技術的な停止により、産業財産権の手続に関する業務が大幅に制限される旨を国際事務局に通知しました。

当期間中であっても当該官庁の出願システムは、IPO SK の電子サービスポータル、EPO online filing、電子メール、郵送や窓口を通して通常通り機能する予定です。ただし、出願が提出されても当該官庁の Web Registers では更新されないため、Web Registers にて提出を確認することはできません。同様に、データへのアクセスが制限されるため、当該官庁の職員が提供できる情報は、進行中の手続に関する基本情報に限られます。

なお、2022 年 3 月 1 日から、提出される全ての書類は時系列で補足され、更新されます。今回更新される情報システムは、IPO SK のサービスにとって新しく重要な技術アップデートとなります。詳細は、当該官庁のウェブサイト (<https://www.indprop.gov.sk/en/about-office/news-1/news>) 並びにソーシャルメディアのページからご覧下さい。

ご質問は、IPO SK Information Center までお問合せ下さい。

電話番号: (421 – 48) 43 00 131

電子メール: [infocentrum@indprop.gov.sk](mailto:infocentrum@indprop.gov.sk)

### PCT 実施細則の修正

PCT 実施細則の第 204 号、207 号、208 号、313 号、332 号、333 号、335 号、405 号、513 号、610 号、707 号(a の 2) 並びに附属書 C が更新され、2022 年 7 月 1 日付で発効予定です。

上記の修正 (及び新たな附属書 C) を含む実施細則の更新版は、それぞれ以下の PCT リーガルテキスト ページ右横の実施細則の欄から、英語、仏語及びスペイン語の PDF 版が利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

英語及び仏語の条文は、HTML 形式でも利用可能です。

2022 年 7 月 1 日から発効する実施細則の全条文は、第 53 回 PCT 総会で採択された PCT 規則 82 の 4 の修正に関する協議の終了後、同ページにて掲載される予定です。

上述の変更に関する詳細は、以下の PCT 回章 C. PCT 1627 及び C. PCT 1636 に説明されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/> (英語)

## PCT 様式の修正 (2022 年 7 月 1 日より有効)

下記に記載された様式の修正版は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html> (英語/日本語)

修正に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1627 及び C. PCT 1636 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/> (英語)

### 願書様式及び国際予備審査請求書様式

Request form 「願書」 様式 (PCT/RO/101) 並びに Demand form 「国際予備審査請求書」 様式 (PCT/IPEA/401) が修正されました。

修正版は、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

### 受理官庁に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/RO/151 (Notification of Transmittal of Purported International Application to the International Bureau (IB) as Receiving Office and Invitation to Pay Fee 「受理官庁としての国際事務局への国際出願として提出された書類の送付通知書並びに手数料納付命令書」)

修正版は、英語、仏語、独語及びスペイン語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

### 受理官庁としての IB に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/ROIB/198 (List of Documents Filed with the IB as Receiving Office 「受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の一覧」)
- PCT/ROIB/199 (Acknowledgement of Receipt of Documents Filed with the IB as Receiving Office 「受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の受領書」)

修正版は、英語及び仏語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

### 国際調査機関に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/ISA/201 (International-Type Search Report 「国際型調査報告」)
- PCT/ISA/202 (Notification of Receipt of Search Copy 「調査用写しの受理通知書」)

- PCT/ISA/203 (Declaration of Non-Establishment of International Search Report 「国際調査報告を作成しない旨の決定」)
- PCT/ISA/210 (International Search Report 「国際調査報告」)
- PCT/ISA/225 (Invitation to Furnish Nucleotide and/or Amino Acid Sequence Listing and to Pay, Where Applicable, Late Furnishing Fee 「(基準を満たす)ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストの提出命令書並びに遅延提出手数料の支払命令書」)
- PCT/ISA/237 (Written Opinion of the International Searching Authority 「ISA 見解書」)

修正版は、英語、仏語及びスペイン語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

また、PCT/ISA/233 (Invitation Relating to Free Text in Main Part of Description 「明細書本文のフリーテキストに関する命令書」) が削除されました。

#### 補充調査機関に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/SISA/501 (Supplementary International Search Report 「補充国際調査報告」)
- PCT/SISA/502 (Declaration of Non-Establishment of Supplementary International Search Report 「補充国際調査報告を作成しない旨の決定」)
- PCT/SISA/504 (Invitation to Furnish Nucleotide and/or Amino Acid Sequence Listing and to Pay, Where Applicable, Late Furnishing Fee 「(基準を満たす)ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表の提出並びに遅延提出手数料納付の命令書」)
- PCT/SISA/506 (Notification of Receipt of Copy of International Application for the Purposes of Supplementary International Search 「補充国際調査用の国際出願の写しの受領書」)

修正版は、英語及び仏語の PDF 形式で利用可能です。

#### 国際予備審査機関に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/IPEA/408 (Written Opinion of the International Preliminary Examining Authority 「IPEA 見解書」)
- PCT/IPEA/409 (International Preliminary Report on Patentability (Chapter II of the Patent Cooperation Treaty 「特許性に関する国際予備報告 (第 II 章)」)

- PCT/IPEA/441 (Invitation to Furnish Nucleotide and/or Amino Acid Sequence Listing and to Pay, Where Applicable, Late Furnishing Fee 「(基準を満たす)ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表の提出並びに遅延提出手数料支払の命令書」)

修正版は、英語、仏語、独語及びスペイン語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

#### IB に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/IB/375 (Supplementary Search Request 「補充調査請求書」)
- PCT/IB/399 (International Application Status Form (IASF) 「国際出願のステータスに関する様式」)

前者 PCT/IB/375 の修正版は、英語及び仏語で編集可能な PDF 形式で、また後者 PCT/IB/399 の修正版は、英語及び仏語の PDF 形式で利用可能です。

### 世界知的財産の日 2022 – IP and Youth: より良い未来のためのイノベーション

#### 若者 (ユース) のための動画コンテスト

PCT ニュースレター 2022 年 1 月号でお知らせした通り、今年の世界知的財産 (IP) の日のキャンペーンは「IP and Youth」をテーマとし、より良い未来のためにイノベーションに挑戦し、変革を推進する若者の大きな可能性を特集します。WIPO は、世界知的財産の日特設ユース・ギャラリーの創設など、若者を対象とする数多くのイニシアチブに加え、世界知的財産の日 若者のための動画コンテストも開催しています。

動画コンテストは、最大 5,000 スイスフラン相当のお好みのデジタル機器の豪華賞品 (や他の賞品) が獲得できる機会です。応募者は、(応募の締切日である) 2022 年 3 月 11 日現在、18 歳以上 35 歳以下であることが条件となります。

90 秒以内のビデオクリップを録画して、知的財産権に支えられた革新的な問題解決方法が、例えば、気候変動、グローバルヘルス、持続可能な社会、若者のエンパワーメントなど、若者が大きな関心を持っている特定の課題にどう取り組むものかを表現して下さい。知的財産により良い未来を実現する力があることを示す動画を作成して下さい。

応募方法の詳細は、以下をご覧ください。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2022/video-prize.html> (英語)  
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

例年同様 4 月 26 日に開催される世界知的財産の日について、詳しくは、以下のページをご覧ください。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/> (英語)  
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### ウェビナーの新録音

#### 英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Best practices for handling recording of changes (Rule 92*bis*) (2022 年 2 月 10 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

#### 仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Mastering priority claims in PCT applications (2022 年 1 月 25 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

## 実務アドバイス

### WIPO 標準 ST.26 形式による配列表を含む国際出願の提出

Q: WIPO 標準 ST.25 形式による配列表を含んだ国内出願を 2021 年 9 月 1 日に行いました。当該国内出願の優先権を主張して国際出願を行いたいのですが、配列表の新標準が 2022 年 7 月 1 日に発効すると聞きました。どうすれば良いのでしょうか？

A: WIPO 標準 ST.26 (「ST.26」) は、特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸の配列を開示するための新しい XML 標準です。WIPO 標準 ST.25 (「ST.25」) と比較して、新標準は、(例えば、分岐配列、D-アミノ酸及びヌクレオチド類似体などの) 配列型が追加され、主要な配列データベースの要件により合致したものになっています。これにより、配列表の作成と検索用の配列データの取得の双方が容易になります。

適用される標準は、国際出願の出願日により決定されます。2022 年 7 月 1 日以前に行われる国際出願における配列の開示は、出願時及びその後に提出される配列表の双方について、引き続き ST.25 に準拠する必要があります。一方、2022 年 7 月 1 日以降に行われる国際出願における配列の開示については、優先基礎出願が ST.25 に基づく配列表を含んでいる場合であっても、ST.26 に準拠する必要があります。国内出願の場合であっても同様の規定となっていますが、関係する個別の官庁に確認して下さい。

非常に重要な点は、出願日の時点で適用されている正しい標準を使用することです。ST.26 の配列には必須 Qualifier が含まれており、ST.25 の Qualifier テキストとは異なる内容が要求されることがあります。したがって、(2022 年 7 月 1 日以前に行われる国際出願に使用される ST.26 であれ、当該日以降に行われる国際出願に使用される ST.25 であれ) 誤った標準を用いた配列表の提出は方式的な欠陥となり、その欠陥を補正したり、主題を追加せずに正しい標準を用いて出願内容を補正することは、困難又は不可能な場合があります。

そのため出願人は、優先期間を末日まで使わずに、2022 年 7 月 1 日以前に国際出願を行うことを検討してもよいかもしれません。そうすれば、国際出願における優先基礎出願の ST.25 に基づいた配列表を変更することなく使用することができます。

2022 年 7 月 1 日以降に国際出願を行いたい場合には、出願予定日より十分な余裕をもって、<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html> から WIPO Sequence ソフトウェアをダウンロードし、ST.25 に基づいた配列表を ST.26 形式へ変換して下さい。ソフトウェアの既存版は、変換作業に十分な機能を備えています。国際事務局 (IB) は、より利便性の高い新バージョンを 5 月までにリリースする予定です。ST.26 の附属書 VII に記載されている追加若しくは削除される可能性のある主題については、ST.25 から ST.26 への配列表の変換に関する推奨事項が以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-26-01.pdf> (英語)

また、配列表のフリーテキストの表示に関する PCT 規則 5.2(b) の規定が 2022 年 7 月 1 日から変更されることになり、明細書の本文にもフリーテキストを表示する旨の要件が削除される点も認識しておく必要があります。ST.26 では、一つの配列表に二言語まで (英語及び/又はその他一言語) のフリーテキストを含めることができます。国際調査や国際公開のために翻訳文が必要とされるのであれば、受理官庁が提出される国際出願の配列表にあるフリーテキストの翻訳文の言語を認めていることを条件として、出願時に当要件を満たすことが可能となります。

出願後に官庁がフリーテキストの翻訳文を要求する場合、要求された言語によるフリーテキストを含む新しい配列表を提出する必要があります。フリーテキストの翻訳文は、WIPO Sequence 内で手動で作成することができます。また別の方法として、当ソフトウェアでは、元の言語での関連するフリーテキストの用語を含む、標準書式である XLIFF (XML Localization Interchange File Format) ファイルをエクスポートすることができます。これらのファイルは、標準的な専門翻訳ソフトウェアを用いて読み込むことができ、翻訳者が入力する必要な言語のテキストを WIPO Sequence が読み込むと、新しい配列表が自動的に作成されます。

ST.26 の実装に関する詳細は、以下の ST.26 に関するよくある質問をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.html> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ST.26 や WIPO Sequence software についてのご質問は、国際事務局 [wiposequence@wipo.int](mailto:wiposequence@wipo.int) までお問合せ下さい。

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年3月号 | No. 03/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## PCT 実施細則の修正:

### 附属書 F (国際出願の電子出願及び処理のための標準) 及び附属書 F の添付書類 I

関係官庁及び機関との協議を受けて、PCT 実施細則の附属書 F 及び附属書 F の添付書類 I (ePCT 標準のための XML DTDs) の修正が、2022 年 7 月 1 日に発効する旨が公布されました。

この修正により、2022 年 7 月 1 日以降の国際出願の提出に、WIPO 標準 ST.26 に基づいたファイルの使用が可能になりました。なお、当該日以前の国際出願の手続には、引き続き WIPO 標準 ST.25 に基づいたファイルを使用することができます。

修正された附属書 F 及び附属書 F の添付書類 I の全文は、文書名 PCT/AI/ANF/7 及び PCT/AI/DTD/16 で、以下のページ (右側の PCT 実施細則の欄) に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語)

## 国際事務局による IPER の写しの第三者への提供

### PCT 規則 94.1(c) に基づく選択官庁による通知

選択官庁としてのジャマイカ知的所有権庁は、PCT 規則 94.1(c) に基づき、国際事務局 (IB) に対し、当該選択官庁に代わって国際予備審査報告 (IPER) の写しを第三者に提供するよう依頼しました。選択官庁に代わって IPER の写しを提供するよう IB に依頼している官庁の一覧は、以下の WIPO ウェブサイトに掲載されています。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

[https://www.wipo.int/pct/en/texts/access\\_iper.html](https://www.wipo.int/pct/en/texts/access_iper.html) (英語)

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁)

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、欧州特許庁 (EPO) は、2022 年 2 月 27 日午後 7 時から翌日の 2 月 28 日午前 10 時 27 分 (中央ヨーロッパ時間) まで、電子的な通信手段として当該官庁が認めているサービスの一つである Online Filing OLF2.0 に不通が発生したことを国際事務局に通知しました。

上記サービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) の 254 ページに掲載された適用状況に従っていることが条件となります。以下をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices20.pdf#page=254](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices20.pdf#page=254) (英語)

この不通に関する情報は、以下の EPO ウェブサイト

<https://www.epo.org/service-support/availability-of-online-services/2022.html> (英語)

及び以下の WIPO ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/unavailability.html> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## グローバル特許審査ハイウェイ

USPTO による Rospatent とのグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムの終了

USPTO は、グローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) 試行プログラムの申請が、GPPH の下での先行庁である連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施した成果物に基づき行われる場合の GPPH への参加申請の取扱いに関して、以下のステートメントを公表しました。

「2022 年 3 月 11 日より、米国特許商標庁 (USPTO) は、グローバル特許審査ハイウェイの先行庁として Rospatent が実施した成果物に基づく、USPTO におけるグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) への参加申請を認めないこととします。さらに、2022 年 3 月 11 日以前に、Rospatent が実施した成果物に基づく出願に対して、USPTO が GPPH の下で特別なステータスを付与した係属中の案件については、USPTO はそのステータスを除外し、それらの出願を通常の処理及び審査を行う手続に戻します。したがって今後 USPTO では、Rospatent が実施した成果物に基づき参加申請された出願を GPPH 出願として取り扱わないこととします。」

「USPTO は、GPPH の事務局である日本国特許庁に本決定を通知しました。

ご質問は、PPHfeedback@uspto.gov までお問合せ下さい。」

詳細は、以下の USPTO ウェブサイトをご参照下さい。

[https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-  
eurasian-patent-organization](https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization)

## PCT アップデート

DE: ドイツ (国内段階移行期間)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

IE: アイルランド (所在地とあて名)

SE: スウェーデン (手数料)

XV: ヴィシエグラード特許機構 (電話番号、通信手段)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、スウェーデン知的所有権庁、北欧特許機構)

補充国際調査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁)

国際予備審査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁、スウェーデン知的所有権庁)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

WIPO ST.26 の実装に関するよくある質問 (FAQs)

新しい WIPO 標準 ST.26 に基づく配列表の提出に関する FAQs が更新されました。2022 年 7 月 1 日以降に配列表を含む国際出願を予定している出願人は、この重要な情報を是非ご一読下さい。更新版は、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.html> (英語)  
(英語以外の言語は、ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから選択可能です)

新しい ePCT ビデオチュートリアルの配信

下記の新しいビデオチュートリアルが、2021 年 12 月に配信開始されたコレクションに追加されました。

- 出願人向け ePCT ビデオチュートリアル  
(<https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html> (英語)):
  - Managing access rights
  - How to retrieve your username and how to reset your password of your WIPO Account
- 官庁向け ePCT ビデオチュートリアル  
([https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials\\_offices.html](https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials_offices.html) (英語)):

- How to process replacement sheets under PCT Rule 26.

#### PCT 出願人の手引 (ロシア語及びスペイン語版)

PCT ニュースレター 2022 年 1 月号に掲載されたお知らせの追加情報です。PCT 国際段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引「国際段階の概要」のロシア語及びスペイン語版が更新され、それぞれ以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/es/guide/index.html>

#### ウェビナーの新録音

##### 仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Restoring the Priority Right (2022 年 3 月 2 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

##### 独語のウェビナー

下記の独語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Restoring the Priority Right (2022 年 3 月 9 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

#### PCT 様式の変更 (2022 年 7 月 1 日より有効) – 訂正

PCT ニュースレター 2022 年 2 月号の 8 ページでお知らせした、2022 年 7 月 1 日から発効する PCT 様式の情報に関して、誤って編集可能な PDF 形式で利用可能である旨が掲載されました。編集可能な PDF 版は、2022 年 7 月 1 日からのみ利用可能になる点にご留意下さい。

加えて、下記の様式は、以下に表示されている言語ではまだ利用可能になっておりませんので、ご注意下さい。

- 願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) のアラビア語、中国語、独語、日本語、ポルトガル語及びロシア語版
- PCT/RO/151、PCT/IPEA/408、PCT/IPEA/409 及び PCT/IPEA/441 の独語版

該当する言語による上記の様式は、2022 年 7 月 1 日より PCT 様式のページ (<https://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>) にて利用可能になります。

### 欧州特許庁 – 様式 PCT/RO/105 を送付する際の EPO の運用変更について

受理官庁としての欧州特許庁は、2022 年 4 月 1 日より、受理した様式 PCT/RO/101 (願書様式) の写しを様式 PCT/RO/105 (「国際出願番号及び国際出願日の通知書」) に添付する運用を終了します。願書様式の写しは、受理官庁が職権で訂正を行った場合に限り、様式 PCT/RO/105 と共に出願人に送付されます。この新しい運用により、出願人は、受理官庁が願書様式に変更を行ったかどうかを即座に確認できるようになることで確認作業を軽減することができる上、紙の使用量の削減にも繋がります。

### 欧州特許庁 – PCT-EPO ガイドラインの改訂

欧州特許庁 (EPO) は、Guidelines for Search and Examination at the EPO as PCT Authority (PCT 機関としての EPO 調査及び審査ガイドライン) (PCT-EPO Guidelines) が改訂され、2022 年 3 月 1 日に発効する旨を公表しました。当ガイドラインでは、国際調査機関及び国際予備審査機関としての EPO になされる国際出願の取扱いに関して様々な側面で従うべき実務や手続について説明しています。

ガイドラインほぼ全ての部分が改訂されましたが、主要な変更は Part A の増幅で以下が含まれます。

- 言語に関する章 (第 VII 章) 及び
- 優先権を主張するための出願人の資格に関する第 VI 章に新たなセクション 1.6 の追加

その他、編集上の改善や、テキストも改訂されました。

詳細は、以下の EPO の公示をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/01/a11/2022-a11.pdf>

改訂 PCT-EPO ガイドラインは、2022 年 3 月版の全文として発行され、2021 年 3 月版に優先します。なお、改訂版は、英語、仏語及び独語で利用可能です。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html>

### 実務アドバイス

優先権書類を提出するための要件を満たすこと

Q: 先の国内出願の優先権を主張する PCT 出願を行う予定です。優先権書類の提出に関して、PCT における当方のオプションはどのようなものでしょうか？

A: PCT 規則 17.1 に従い、一つ又は複数の先の出願に基づく優先権が国際出願において主張される場合、出願人は、先の国内出願ごとの認証謄本 (「優先権書類」) を提出する必要があります。この要件を満たすために出願人が利用可能なオプションを以下に説明します。ただし、全てのケースについて全てのオプションが利用できるわけではない点にご注意下さい。

受理官庁に対し優先権書類を作成し送付するよう請求する

オプションの一つとして、先の出願が、国際出願についての受理官庁として行動している官庁と同一官庁に対して行われた場合には、PCT 規則 17.1(b) に基づいて当該受理官庁に対し、優先権書類を作成して国際事務局 (IB) に送付するよう請求するだけで要件を満たすことができます。願書様式 (PCT/RO/101) の第 VI 欄の該当するボックス (「優先権主張及び優先権書類」) をチェックすることにより請求が可能です。この請求は、優先日から 16 か月以内に行ってください。ePCT<sup>1</sup> (<https://pct.wipo.int> (訳者注: 日本語が選択可能)) を利用して国際出願を作成する場合で、追加された優先基礎出願が選択受理官庁と同一官庁に対して行われたのであれば、「優先権主張」の画面上に、当該受理官庁に対し、優先権書類を作成し送付するよう請求可能なオプションが自動的に設定されます。なお、一部の受理官庁は、優先権書類の提出に伴う手数料を徴収している点にご留意下さい (該当する受理官庁が徴収する手数料の詳細については、PCT 出願人の手引 附属書 C をご参照下さい)。

### WIPO デジタルアクセスサービスの利用

別のオプションとして、WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) を活用することもできます。DAS では、第一国出願官庁 (OFF: Office of filing of the earlier application) が DAS の提供庁であることを条件として、IB に対し、優先権書類として使用するための先の出願の電子的な認証謄本を取得するよう請求することができます。DAS は特に、受理官庁が第一国出願官庁ではなく、そのため PCT 規則 17.1(b) に頼ることができない場合に便利です。ですから、該当する第一国出願官庁が提供庁であるかどうかを確認して下さい。下記は、現在 DAS に参加している 34 官庁の二文字コード国名の一覧です。

AR、AT、AU、BE (取得庁としてののみ)、BR、CA、CL、CO、CN、DK、EA、EE、EP、ES、EUIPO (意匠出願のみ対象)、FI、FR (提供庁としてののみ)、GB、GE、IB、IE (取得庁としてののみ)、IL、IN、IT (提供庁としてののみ)、JP、KR、LV、MA、MX、NL、NO、NZ、SE 及び US

詳細は、以下の DAS 参加庁に関するページをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/) (英語)

DAS が活用でき、そのサービスを希望するのであれば、最初に必要な手順は、第一国出願官庁に対し (第一国出願官庁がまだそうしていない場合) て、先の出願の謄本を DAS に提供するよう請求することです。請求方法は該当する第一国出願官庁の特定の要件によります。詳細は以下の DAS に関するページ

<https://www.wipo.int/das/en> (英語)

並びに、以下の PCT 出願人の手引 附属書 B の該当部分の関連する第一国出願官庁の記載情報をご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html> (英語)  
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

先の出願の謄本が DAS で利用可能になると、その先の出願に関連する DAS コードを受け取ることができます。あるいは先の出願が処理された時に付与されたコードが、アクセスコードとして使用できるようになります。例えば、US 出願では、EFS-Web 上の先の出願の電子受領書に記載されている確認番号がアクセスコードになります。

<sup>1</sup> 受理官庁としての米国特許商標庁に対し国際出願を行う場合には、次の点にご注意下さい。ePCT を利用して国際出願を作成する際には、ePCT とは別に、RO/US システムへの提出用に ePCT 出願データパッケージを作成しダウンロードする必要があります。

次の手順は、IB に対し、国際出願の一件書類用に優先権書類を取得するよう請求することです。この請求は、願書様式 (PCT/RO/101) の第 VI 欄の該当するボックス (「優先権主張及び優先権書類」) をチェックし、先の出願のアクセスコードを提供することで可能です。ePCT を利用して国際出願を作成する場合、「優先権主張」の画面から「国際事務局がデジタルライブラリー (DAS) から取得」のオプションを選択し、アクセスコードを入力して下さい。ePCT は DAS でリアルタイムに検索を行い、アクセスコードを検証し、必要な優先権書類がデジタルライブラリーで利用可能であることを確認します。検証が問題なく行われると、記録の写しの受領後、優先権書類は IB の処理システムから自動的に取得されます。望ましいのは、出願時に IB に対して優先権書類を取得するよう請求することですが、出願後であっても高度な認証でサインインし、オンラインアクション「優先権書類の DAS からの取得」を利用することで、ePCT 経由で請求を行うこともできます。

PCT ニュースレター 2019 年 11 月号と 12 月号の実務アドバイスでは、第一国出願官庁に対し DAS システムで優先権書類を利用可能とするよう請求することについて、そして IB に対し DAS システムで利用可能な優先権書類を取得するよう請求することについての詳細を解説しています。それぞれ以下のリンクからご参照下さい。

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct\\_news\\_2019\\_11.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct_news_2019_11.pdf) (英語)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/newslett\\_2019.pdf#page=91](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/newslett_2019.pdf#page=91)  
(日本語)

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct\\_news\\_2019\\_12.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct_news_2019_12.pdf) (英語)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/newslett\\_2019.pdf#page=97](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/newslett_2019.pdf#page=97)  
(日本語)

詳細は、以下の DAS に関するウェブサイト上にも掲載されています。

<https://www.wipo.int/das/en/description.html> (英語)

また、PCT 規則 17.1(b) の 2) に基づき、IB に対し、DAS から優先権書類を取得するよう請求するための期間は、PCT 規則 17.1(a)<sup>2</sup> と同じとなります。そのため、以下が充足されている場合には、請求の期間は満たされたものとみなされます。

- 第一国出願官庁に対し、必要な全ての手続を済ませたこと。そして
- 国際出願公開日前に、IB に対し、アクセスコードを使用して有効な請求が行われたこと。

なお、IB は、DAS から優先権書類を取得する手数料は徴収していません。

出願人自身が直接 IB に対し優先権書類を提供する

最後のオプションとして、出願人が先の出願の認証謄本をすでに入手済みであれば、その謄本を自ら IB に対して送付することも可能です。認証謄本が電子形式 (PDF) で関係する発行官庁の謄本にデジタル署

<sup>2</sup> PCT 規則 17.1(a) に基づき、優先権書類は、優先日から 16 か月以内に出願人が IB 又は受理官庁に提出する必要があります。当該期間の満了後に IB が受理した当該先の出願の写しは、その写しが国際出願の国際公開日前に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受理したものとみなされます。

名がされている場合には、最も効率の良い送付方法は、(高度な認証の有無にかかわらず) ePCT にログインして ePCT の「ドキュメントアップロード」機能を利用して IB に対し認証謄本を提出する方法です。この目的に適した認証謄本を発行している官庁は、本ニュースレター執筆時点で、以下に限られています。

- AT - オーストリア特許庁
- BR - 国立工業所有権機関 (ブラジル)
- CZ - チェコ共和国工業所有権庁
- FR - 国立工業所有権機関 (INPI) (フランス)
- IT - イタリア特許商標庁
- PL - ポーランド共和国特許庁
- PT - 国立工業所有権機関 (ポルトガル)
- US - 米国特許商標庁 (USPTO)

何らかの理由で上記のいずれの方法も利用できない場合は、優先権書類の認証謄本を宅配便や郵送により直接 IB に送付することも可能ですが、IB はこの方法での書類の送付は推奨していません。

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年4月号 | No. 04/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 新 PCT 締約国

### カーボベルデ (国コード: CV)

カーボベルデが 2022 年 4 月 6 日に PCT の加入書を寄託し、これにより 156 番目の PCT 締約国となりました。カーボベルデは 2022 年 7 月 6 日より PCT に拘束されます。その結果、2022 年 7 月 6 日以降に出願される全ての国際出願は、当該国の指定を自動的に含むこととなります。またカーボベルデは PCT 第 II 章にも拘束されることになるため、2022 年 7 月 6 日以降に出願される国際出願についてなされる国際予備審査請求では、当該国を自動的に選択することとなります。

さらにカーボベルデの国民及び居住者は、2022 年 7 月 6 日より PCT 国際出願を行う資格を有することとなります。

## パリ条約

### カーボベルデの加入

カーボベルデ (国コード: CV) が 2022 年 4 月 6 日に、工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。これによりパリ条約の全締約国数は 179 となりました。カーボベルデは 2022 年 7 月 6 日よりパリ条約に拘束されます。

PCT 規則 4.10(a) に従い、優先権の主張はパリ条約の締約国において/について、又は同条約の締約国ではないが世界貿易機関 (WTO) の加盟国である国において/についてされた一つ以上の先の出願に基

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

づく優先権を国際出願において主張することによって行うことができます。なおカーボベルデはすでに WTO の加盟国です。

## ブダペスト条約

### マレーシアの加入

マレーシアが 2022 年 3 月 31 日に、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の加入書を寄託しました。これにより同条約の締約国数は 86 となりました。ブダペスト条約はマレーシアの加入について 2022 年 6 月 30 日に発効します。詳細は以下のブダペストに関する通知の第 349 号をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty\\_budapest\\_349.html](https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_349.html)

### ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約及び規則の概要、並びに同条約の主な利点を解説する文書 (WO/INF/12 Rev.28) は、英語、仏語及びスペイン語で、それぞれ以下に掲載されています。

[https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

## 国際出願の電子出願及び処理

### 知的所有権庁 (英国) による PCT-SAFE を利用して提出される国際出願の受理終了

知的所有権庁<sup>1</sup> (英国) (eOLF 等の代替出願方法を利用した国際出願をすでに受理しています) は、2022 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は PCT-SAFE に代わり ePCT 出願を受理する準備を行っており、2022 年 7 月 1 日より同システムによる出願を受理開始する予定です。詳細は以下の当該官庁によるお知らせをご参照下さい。

<https://www.gov.uk/government/news/filing-pct-applications-via-pct-safe>

### 国内貿易消費者保護省 工商業所有権保護局 (シリア・アラブ 共和国) による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての国内貿易消費者保護省 工商業所有権保護局 (シリア・アラブ 共和国) は 2022 年 6 月 15 日から、ePCT 出願を利用して提出される国際出願の受理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき IB に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

<sup>1</sup> 知的所有権庁は特許庁の運用名称です。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、以下の公示 (PCT 公報) に近々掲載予定です。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (SY) が更新されました)

## ePCT 最新情報

プッシュ通知機能が ePCT の高度な認証オプションとして提供開始

モバイル端末の ForgeRock アプリで生成されるプッシュ通知機能は、最新かつ最も効率的な高度な認証方法です。当該機能は ePCT にログインする際に必要な WIPO アカウントを用いて登録することができます。ForgeRock アプリは無料で、iOS と Android の両デバイスにインストール可能です。

ePCT にログインする際にこのオプションを選択すると、モバイル端末に認証の「承認または拒否」を選択可能な通知が届きます。プッシュ通知は瞬時に送信され、テキストメッセージ (SMS) によるワンタイムパスワードのように、ネットワークの電波状況が悪いために遅延が発生することはありません。また、テキストメッセージ (SMS) で受信したワンタイムパスワードや他の認証アプリで生成されたパスワードを入力する際の入力ミスも防ぐことができます。

重要: プッシュ通知機能に使用する登録デバイスは、PIN、指紋認証又は顔認証などのロック機能を使用して保護して下さい。

高度な認証について詳しくは、以下をご覧ください。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=485>

## WIPO アカウント最新情報

WIPO アカウントを取得すると、PCT 出願のオンライン出願や管理 (ePCT) や手数料の支払をはじめとする WIPO のあらゆるサービスが利用可能になります。また、WIPO アカウントでログインした場合にのみ利用可能な WIPO IP Portal の豊富な特別機能や特性も活用することができます。これらの機能や特性にはお好みで配置可能なダッシュボードのウィジェットや、WIPO の様々なオンラインサービスからの通知をグループ化するパーソナルメッセージングシステムなどがあります。WIPO アカウントでログインする利点についての詳細は、以下をご覧ください。

<https://ipportal.wipo.int/about>

ユーザの利便性の向上を目的として、WIPO アカウントに次の新機能が追加されました。

WIPO アカウント専用のサポートページ

新しく追加されたよくある質問 (FAQ) 及び “HOW TO” ページは、それぞれ以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/ipportal-support/wipoaccount/faq>

<https://www.wipo.int/ipportal-support/wipoaccount/howto>

(訳者注: 両ページ共にページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

上記ページでは WIPO アカウントの作成と管理についてご案内しています。これらのページは WIPO IP Portal ログインページの上部ナビゲーションバーにある「ヘルプ」から、又はログイン後の WIPO アカウントページからアクセスすることができます。

#### 再設定用のメールアドレス

ユーザ名又はパスワードを復元する必要がある場合や、WIPO アカウント関連のメールアドレスへアクセスできなくなった場合に備えて、WIPO アカウントのプロファイルに再設定用のメールアドレスを含めることができるようになりました。

WIPO アカウントについて詳しくは、上記の“HOW TO” ページをご覧ください。

#### 新規の高度な認証方法であるプッシュ通知機能

上記の「ePCT 最新情報」ですすでにお知らせした通り、追加の高度な認証方法である「プッシュ通知機能」が提供開始されました。モバイル端末を登録すると、WIPO アカウント経由でプッシュ通知を受け取ることができます。なお高度な認証については、現在 ePCT に限り使用されている点にご留意下さい。当該機能に関する詳細は、上記の ePCT 最新情報をご参照下さい。

#### 追加情報

WIPO アカウントをお持ちでない方は、以下のリンクにて数回クリックするだけで作成できます。

<https://www3.wipo.int/wipoaccounts/generic/public/register.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO アカウントのプロファイルは、以下のリンクからアクセスして下さい。

<https://www3.wipo.int/wipoaccounts/generic/private/profile.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO アカウントについてのご質問は、以下の“Contact us” ページからお問合せ下さい。

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=myaccount>

#### WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

##### トルコ特許商標庁 (TURKPATENT)

トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) は 2022 年 6 月 1 日から、WIPO の DAS (Digital Access Service (優先権書類デジタルアクセスサービス)) の提供庁として運用開始することを国際事務局 (IB) に通知しました。提供庁としての当該官庁は、2022 年 6 月 1 日以降に当該官庁に対してなされる PCT 出願を含む、優先権書類としての特許出願、実用新案出願、意匠出願及び商標出願の認証謄本を提供します。ただし、出願人が当該サービスに対し利用可能とするよう明確に請求した場合に限ります。

詳細は以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=12457](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12457)

DAS を利用することで PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供するよう手配したりする代わりに、優先権書類として使用する目的で先の出願の謄本を DAS から取得するよう IB に対して請求することができます。この請求を行う際の最善の方法は、ePCT 出願時に IB に対し優先権書類を提供してもらうよう DAS オプションを選択するか、あるいは出願後に ePCT 専用の「アクション」機能を利用することです。ePCT で入力されたアクセスコードが DAS のアクセスコードと一致すると、優先権書類は自動的に IB の内部処理システムにて利用可能となります。

DAS サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。DAS 参加庁の一覧は、以下に掲載されています。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/)

## 公開スケジュールの変更

### 2022 年 5 月 27 日の公開

2022 年 5 月 26 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2022 年 5 月 27 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2022 年 5 月 10 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に届く必要があります。

## PCT アップデート

ES: スペイン (手数料)

GB: 英国 (電子形式による国際出願の提出)

IT: イタリア (手数料)

JM: ジャマイカ (管轄国際調査及び予備審査機関、国内段階移行の要件の概要)

PL: ポーランド (電話番号)

SY: シリア・アラブ共和国 (電子メールとインターネットアドレス、電子出願)

UA: ウクライナ (管轄国際調査及び予備審査機関)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁、エジプト特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁、シンガポール知的所有権庁、フィリピン知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」国家知的所有権機関、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁、トルコ特許商標庁 (TURKPATENT)、米国特許商標庁、ヴィシェグラード特許機構)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 会合文書

2021 年 6 月 14 日から 17 日の期間で開催された第 14 回 PCT 作業部会 (文書 PCT/WG/14/19) の報告書が、通信により採択されました。当該報告書は本会合に関する他の文書と併せて、英語、仏語、中国語、ロシア語及びスペイン語にて、以下のリンクからご覧いただけます。

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=62348](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62348)

### PCT サクセスストーリーのページが他言語により提供開始

以前お知らせした通り、2022 年 1 月から国際事務局では皆さんからの「PCT サクセスストーリー」の投稿を歓迎し、PCT ウェブサイトに特設ページが開設されました。PCT が皆さんの発明を保護するためにどう役立ったかについての成功談を、WIPO や PCT ユーザにぜひご共有下さい。投稿された PCT サクセスストーリーの一部を PCT ウェブサイトや WIPO ソーシャルメディア上で紹介します。

同ページとストーリーを投稿していただく際に入力が必要な簡単なフォームが、英語から全 PCT 公開言語 (アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語) へ翻訳されました。以下のページ上部から言語を選択して下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/success\\_story/success\\_story.html](https://www.wipo.int/pct/en/success_story/success_story.html)

### 外部提供による PCT 研修資料

以前お知らせした通り、Schwegman Lundberg Woessner (SLW) Institute (米国ミネソタ州拠点の法律事務所 Schwegman, Lundberg & Woessner 内) の主催で、2022 年 2 月 8 日から 3 月 18 日の期間にわたり PCT の手続や記録管理、出願手続、戦略的活用に関する全 15 回のウェビナーシリーズが実施されました。このシリーズの講師は、熟練した特許弁護士で PCT ユーザでもある Carl Oppedahl 氏 (Oppedahl Patent Law Firm LLC) が務めました。講演者として高い評価を得ている Oppedahl 氏はこれまでも数多くの PCT セミナーに講師として招かれており、さらに WIPO の PCT コンサルタントも務めています。アーカイブ動画 (無料) やセミナー資料は、以下のリンクからご覧いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/external-training.html>

## PATENTSCOPE ニュース

### PATENTSCOPE におけるワイルドカードと検索フィールド

PATENTSCOPE システムの文献数の増加、検索用言語数の増加によるサポートや同システムの利用増加に伴い、システムの応答時間 (レスポンスタイム) に徐々に影響が出てきています。

レベルの高いサービスを維持し、一貫した応答時間とシステムの安定性を確保するため、ワイルドカードとリソースを多く消費する検索フィールドに関連した制限を設けています。詳細は以下の PATENTSCOPE ニュースをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2022/news\\_0002.html](https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2022/news_0002.html)

WIPO は PATENTSCOPE の応答時間を全体に向上するため、今後最新のハードウェアにも投資していく予定です。

## 世界知的財産報告書 2022

WIPO 世界知的財産報告書 2022 年版は、“The Direction of Innovation” をテーマに、パンデミックや戦争などの危機がイノベーションの進化にどのような影響を与えるのかを、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 発生時のワクチン開発から今日のデジタル技術の隆盛と普及に至るまでの歴史的な科学技術の進歩に着目して考察しています。

報告書並びに詳細は、以下のリンクからご覧下さい。

<https://www.wipo.int/wipr/en/2022/>

## 世界知的財産の日 2022 年 4 月 26 日 – リマインダ

PCT ニュースレター 2022 年 1 月号と 2 月号ですすでにお知らせした通り、世界知的財産の日 (World IP Day) が例年通り 2022 年 4 月 26 日に開催されます。今年のキャンペーンは「IP and Youth: より良い未来のためのイノベーション」をテーマとし、変革を推進し、イノベーションに挑戦する若者の大きな可能性を特集します。

様々な世界知的財産の日を祝うバーチャルイベントの日程表は、以下をご覧下さい。

[https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2022/events\\_calendar.html](https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2022/events_calendar.html)

世界知的財産の日について詳しくは、以下の WIPO ウェブサイトをご覧下さい。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## WIPO “Trade Secrets and Innovation 2022” シンポジウムのご案内

“WIPO Symposium on Trade Secrets and Innovation 2022” が 2022 年 5 月 23 日から 24 日まで、スイス・ジュネーブの WIPO 本部にて開催予定です。一般公開されるこのシンポジウムは、会場で直接参加することもオンラインプラットフォームを通じて参加することも可能です。

本シンポジウムでは、国際化が進み、デジタル情報によって急速に変化するイノベーションエコシステムにおいて、イノベーションとナレッジ共有を支援するため営業秘密制度が果たす役割について議論されます。国際的に著名な講演者やパネリストが、最も伝統あるナレッジ管理ツールの一つである営業秘密に関する最新のトピックについて探求します。

シンポジウムの使用言語は同時通訳による英語、仏語とスペイン語です。参加登録を含む詳細については、以下をご覧下さい。

<https://www.wipo.int/meetings/en/2022/symposium-trade-secrets.html>

## 実務アドバイス

国際出願を特定の国において特許以外の保護を求める出願として取り扱われるよう請求すること

Q: 特定の PCT 締約国において特許以外の保護の請求を行いたい場合、国際出願する時に国際出願にその旨を明記するべきでしょうか？

A: 第一にご注意頂きたいのは、特許以外の保護は、指定官庁がその種類の保護を付与している場合に限り請求が可能なことです。各 PCT 締約国で取得可能な種類の保護については、PCT 出願人の手引 附属書 B の該当部分、並びに以下のページ “Types of Protection Available via the PCT in PCT Contracting States” に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/typesprotection.html>

特許以外の種類の保護の例としては、実用新案、実用証、小特許若しくは発明者証があります<sup>2</sup>。

一般に出願人は、出願時に願書(様式 PCT/RO/101) 又は ePCT 出願に、特定の国において求める具体的な種類の保護を表示する必要はありません。それは PCT 規則 4.9(a) に基づき、願書の提出は、国際出願日に PCT に拘束されている全ての締約国の指定、関係する各国を指定することによって取得可能な全ての種類の保護を求める旨の表示、そして該当する場合には、広域特許及び国内特許<sup>3</sup>を求める旨の表示を構成するためです。そのため国際段階期間では、特定の保護の種類を請求するための要件や機関はありません。ただし出願が追加特許、追加証、追加発明者証若しくは追加実用証 (PCT 規則 4.11(a)(i))、あるいは先の出願の継続出願若しくは一部継続出願 (PCT 規則 4.11(a)(ii)) として取り扱われることを希望する場合には、願書に特定の表示が要求されることがあります。

出願人が、国際出願が PCT 第 43 条が適用する<sup>4</sup> 特定の指定国又は選択国において、当該指定国又は選択国の国内法令に定める、特許とは別の種類 (若しくは可能であれば特許に加えて他) の保護を求める出願として取り扱われることを希望する場合には、PCT 第 22 条若しくは 39 条(1) に規定される、国内 (若しくは広域) 段階移行するための行為を行う際に、直接当該指定国又は選択国に対し選択した保護を表示して下さい。但し、出願人が希望する保護を表示すべき時期については、適用される国内法令によって異なり、例えば、一部の指定 (若しくは選択) 官庁は、国内移行の後でも出願人が保護の選択を表示できることを認めています (PCT 規則 49 の 2.2(b))。また、二種類以上の保護を求める場合には、主として求める保護の種類を表示するよう要求されることもあります (PCT 規則 49 の 2.1(b)) のでご注意下

<sup>2</sup> 一部の国ではその国内法令では特許以外の保護の付与を規定していても、「国内ルートを閉鎖」している場合がありますのでご注意下さい。つまり当該国の指定は広域特許を求める目的においてのみ可能であり、そのため当該国について他の種類の保護は、PCT 経由では取得できません。他の種類の保護、例えばフランスの “certificat d'invention” (発明者証) は、直接国内出願する場合に限り請求可能です。なお上述した、PCT 出願人の手引及び PCT 締約国における保護の種類を記載した一覧には、PCT 経由で取得できない種類の保護については記載されていません。

<sup>3</sup> 国内特許の種類を問わず、特定の国 (具体的には DE ドイツ、JP 日本国、KR 韓国) の指定を (取消不能で) 除外する必要がある場合、みなし全指定には例外があることを認識しておくべきです。出願時又は出願後に PCT 規則 26 の 2.1 に基づく優先権主張が追加された場合、PCT 規則 4.9(b) がこれらの国のいずれかに適用され、国際出願が当該国においてされた先の国内出願の優先権を主張している場合には、当該指定の除外が強く推奨されます。当該国の指定を取り消すことにより、優先権を主張する先の国内出願が効力を失うという事態を回避することができるためです。

<sup>4</sup> PCT 第 43 条は、ある国の国内法令が特定の種類の保護を与えることを定めている場合には、出願人は国際出願がその特定の保護を求める出願であることを表示することができる旨を規定しています。

さい。PCT 第 22 条に規定する行為を行っている際に、出願人が特許以外の種類の保護を希望する旨を明示的に表示しない場合には、指定官庁はその出願を特許を求める出願として取り扱います。

注意して頂きたいのは、国際出願において氏名が記載されている出願人が複数いる場合で、ある PCT 締約国において複数の種類の保護を求めることが可能な場合であっても、それぞれの出願人がそれぞれ異なる種類の保護を求める表示はできないことです。ある指定国において国内及び広域特許の双方を求めることが可能な場合も同様です。

また出願人が特定の種類の保護を求めたとしても、官庁の多くは (例えば実用新案出願 (又は実用新案) から特許出願 (又は特許)、あるいはその逆のように) ある種類の保護を別の保護へ後日変更することを認めています (PCT 規則 49 の 2.2(b))。但し、この手続には特別な手数料の支払が必要となる場合があります。通常、変更は出願人によって行われますが、一部の官庁では、適切な場合には職権により出願の種類の変更することができます。

異なる種類の保護を求める際や、ある種類の保護を別の保護へ変更する場合の指定官庁の特定の要件に関する詳細は、以下の PCT 出願人の手引から該当する国内編をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年5月号 | No. 05/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## WIPO 標準 ST.26 形式の配列表を含む国際出願の提出に関するリマインダ

以前お知らせした通り、2022年7月1日以降に行われる国際出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸の配列の開示には、WIPO 標準 ST.26 (以下「ST.26」) が使用されることとなります。WIPO 標準 ST.25 (以下「ST.25」) と比較して、新標準には配列型が追加され、主要な配列データベースの要件により合致したものになっています。これにより配列表の作成と検索用の配列データの取得の双方を支援できるようになります。

2022年7月1日より前に行われる国際出願における配列の開示は、出願時及び出願後に提出される双方の配列表について、引き続き ST.25 に準拠している必要があります。一方、2022年7月1日以降に行われた国際出願における配列の開示は、優先基礎出願が ST.25 の配列表を含む場合であっても ST.26 に準拠していなければなりません。

ご注意していただきたい非常に重要な点は、国際出願の出願日に適用されている標準を使用することです。ST.26 に基づく配列には必須の Qualifier が含まれており、ST.25 に基づく Qualifier テキストとは異なる内容が要求されることがあります。したがって、(2022年7月1日より前に行われる国際出願に使用される ST.26 であれ、当該日以降に行われる国際出願に使用される ST.25 であれ) 誤った標準を用いた配列表の提出は方式的な欠陥となり、その欠陥を補充したり、発明の主題を追加せずに正しい標準を使用して出願を補正することは、困難あるいは不可能な場合があります。

2022年7月1日以降に国際出願を行う予定の出願人は、WIPO Sequence ソフトウェア (<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html>) をダウンロードし、出願予定日まで余裕をもって ST.25 に基づいた配列表を ST.26 形式に変換して下さい。WIPO はこの度 WIPO Sequence の

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

新バージョンをリリースしました。詳細については、下記のトピック「WIPO Sequence バージョン 2 が新たなサポートリソースを追加しリリース」をご参照下さい。

ST.26 への移行に関する詳細は、PCT ニュースレター 2022 年 2 月号の「実務アドバイス」をご参照下さい。

また ST.26 の実装に関する詳細は、以下の ST.26 のよくある質問に掲載されています。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ST.26 又は WIPO Sequence ソフトウェアに関するご質問は、国際事務局 (wiposequence@wipo.int) までお問い合わせ下さい。

### ユーラシア特許庁 (EAPO) が国際調査及び予備審査機関として運用開始

2021 年 10 月に開催された第 53 回 PCT 総会にて国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として選定されたことに続き (PCT ニュースレター 2021 年 10 月号参照)、ユーラシア特許庁 (二文字コード: EA) は、2022 年 7 月 1 日より PCT に基づく ISA 及び IPEA として運用開始する旨を WIPO に通知しました。

ISA 及び IPEA としての当該官庁に関する詳細は、関連情報が確認され次第、PCT 出願人の手引 附属書 D 及び E に掲載予定です。また当該官庁に支払う手数料は PCT 手数料表に掲載予定です。

### リマインダの再掲載: 国際事務局が PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了

PCT ニュースレター 2021 年 7-8 月号及び 2022 年 1 月号でお知らせした通り、国際事務局 (IB) は 2022 年 6 月 30 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了します。最終バージョンは 2022 年 4 月にリリースされ、今後の更新は予定されていません。

PCT-SAFE をまだご利用されているユーザの皆様には、管轄受理官庁 (RO) が ePCT 出願を受理している場合には、できる限り早急に ePCT 出願へ移行されますよう強くお勧めします。ePCT 出願を受理する RO の一覧<sup>1</sup>は、以下をご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

### 国際出願の電子出願及び処理

#### ドイツ特許商標庁が ePCT 出願を利用した国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのドイツ特許商標庁は、2022 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して提出される国際出願の受理を終了し、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、当該日より ePCT 出願を利用

<sup>1</sup> 現在 78 の官庁が ePCT 出願を受理していますが、さらに次の 4 つの官庁が近々 ePCT 出願を受理開始する予定です: シリア (2022 年 6 月 15 日より)、ドイツ及び英国 (2022 年 7 月 1 日より) 並びに北マケドニア (2022 年 7 月 15 日より)。

して提出される国際出願の受理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、DPMA DirectPro ソフトウェアと EPO Online Filing ソフトウェアを利用して提出される国際出願をすでに受理しています。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が更新され、以下の 2022 年 5 月 19 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (DE) が更新されました)

知的所有権庁 (英国) が ePCT 出願を利用した国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としての知的所有権庁<sup>2</sup> (英国) は、EPO Online Filing ソフトウェアを利用して提出される国際出願をすでに受理しています。当該官庁は PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2022 年 7 月 1 日より、ePCT 出願を利用して提出される国際出願の受理を開始する旨を IB に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。以前お知らせした通り、当該官庁は 2022 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して提出される国際出願の受理を終了します (PCT ニュースレター 2022 年 4 月号参照)。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が更新され、以下の 2022 年 4 月 28 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (GB) が更新されました)

国家工業所有権庁 (北マケドニア) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としての国家工業所有権庁 (北マケドニア) は PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2022 年 7 月 15 日より、ePCT 出願を利用した電子形式により提出される国際出願の受理を開始する旨を IB に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が、以下の 2022 年 5 月 19 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (MK) が更新されました)

---

<sup>2</sup> 知的所有権庁とは特許庁の運用名称です。

イスラエル特許庁が PCT-SAFE を利用して提出される国際出願の受理を終了

イスラエル特許庁 (ePCT 出願を利用した国際出願をすでに受理しています) は、2022 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了する旨を IB に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IL) が更新されました)

## PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

欧州特許庁及び日本国特許庁: 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) 及びユーラシア特許庁 (EAPO) との PPH 試行プログラムの一時停止

欧州特許庁 (EPO) (2022 年 4 月 25 日より発効) 及び日本国特許庁 (JPO) (2022 年 5 月 10 日より発効) の両官庁は、Rospatent 及び EAPO との PPH の取決めを一時停止したことを公表しました。

EPO 及び Rospatent の間、並びに JPO 及び Rospatent の間の PCT-PPH の取決め (国際調査及び審査手続から取得された PCT 成果物は特許の早期審査の対象となる) に関して、EPO 及び JPO は Rospatent が実施した成果物に基づく PCT-PPH の申請を今後は認めないこととなります。さらに EPO については 2022 年 4 月 25 日より前に、そして JPO については 2022 年 5 月 10 日より前に、Rospatent が実施した PCT 成果物に基づき、両官庁が出願の早期審査を行った係属中の案件に関しては、PCT-PPH ステータスを解除し、それらの出願を通常の処理及び審査手続に戻すこととします。すなわち両官庁では、それらの出願を今後 PCT-PPH 選定出願として取り扱わないこととします。

さらに EAPO に関しては、2022 年 7 月 1 日より、当該官庁が国際調査及び予備審査機関としての運用を開始しても、EPO 及び JPO は、PCT-PPH の申請が EAPO が実施した PCT 成果物に基づく場合には、それらを PCT-PPH の申請としては認めません。

本決定の詳細については、それぞれ OJ EPO (EPO 官報) 2022、A44 及び OJ EPO (EPO 官報) 2022、A45 を以下のリンクから、

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/04/a44.html> 及び

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/04/a45.html>

並びに JPO の公表については、以下のリンクからご参照下さい。

[https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_russia\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_russia_highway.html)

[https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_eurasia\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_eurasia_highway.html)

## 例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁に関して PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合には、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご注意下さい。

## フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、2022 年 5 月 9 日が全国的な特別な（休日）祝日として宣言されたことを受けて、同日は公衆に対し閉庁した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。官庁により IB に提供された閉庁日に関する追加の情報は、以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## PCT アップデート

### 国際出願手数料及び関連手数料/手数料減額 (一部の官庁)

2022 年 7 月 1 日より、国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表の項目 4 に表示された適用される出願手数料の減額の換算額が変更されます。該当する受理官庁の二文字コードは、以下の通りです。

AT、BA、BG、CY、CZ、DE、DK、EA、EE、EP、ES、FI、FR、GR、IB、IE、IT、JP、LT、LU、LV、ME、MT、NL、PT、RO、RS、SE、SI、SK

新料金は手数料表 I(a) 及び PCT 出願人の手引 附属書 C の該当部分に表示されます。

CN: 中国 (電話番号)

DE: ドイツ (電子形式による国際出願の提出)

GB: 英国 (電子形式による国際出願の提出)

IB: 国際事務局 (手数料)

2022 年 7 月 1 日より、受理官庁としての国際事務局 (IB) に支払う送付手数料及び優先権書類の手数料におけるユーロの換算額が、以下の通り変更になります。

送付手数料..... 98 ユーロ

優先権書類の手数料..... 49 ユーロ

航空便の追加手数料..... 10 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

IL: イスラエル (電子形式による国際出願の提出)

IQ: イラク (一般情報、手数料、受理官庁としての当該官庁の要件に関する情報、管轄国際調査及び予備審査機関)

IT: イタリア (微生物及びその他の生物材料の寄託、指定又は選択官庁としての当該官庁の要件)

JM: ジャマイカ (管轄国際調査及び予備審査機関)

LA: ラオス人民民主共和国 (一般情報)

MK: 北マケドニア (電子形式による国際出願の提出)

SA: サウジアラビア (管轄国際調査及び予備審査機関)

#### 調査手数料 (一部の官庁)

2022 年 7 月 1 日より、以下の官庁が実施する国際調査について、以下に表示された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	韓国ウォン
オーストリア特許庁	スイスフラン、南アフリカランド
エジプト特許庁	スイスフラン、米国ドル
欧州特許庁	スイスフラン、南アフリカランド
ロシア連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
フィンランド特許登録庁	スイスフラン
インド特許庁	日本円
シンガポール知的所有権庁	日本円
日本国特許庁	スイスフラン、シンガポールドル、米国ドル
韓国知的所有権庁	オーストラリアドル
国家知的所有権機関、国営事業 「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」	スイスフラン
国立工業所有権機関 (ブラジル)	スイスフラン
北欧特許機構	スイスフラン
スペイン特許商標庁	スイスフラン

スウェーデン知的所有権庁……………	スイスフラン
トルコ特許商標庁……………	スイスフラン
ヴィシェグラード特許機構……………	スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に表示されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT)、(AU)、(BR)、(EG)、(EP)、(ES)、(FI)、(IN)、(JP)、(KR)、(RU)、(SE)、(SG)、(TR)、(UA)、(XN) 及び (XV) が更新されました)

#### 補充国際調査手数料 (一部の官庁)

2022 年 7 月 1 日より、次の官庁が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金が改定されます: オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁 (PRH)、国家知的所有権機関、国営事業「ウクライナ知的所有権機関 (Ukrpatent)」、北欧特許機構、スウェーデン知的所有権庁、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 及びヴィシェグラード特許機構。新料金は手数料表 I(c) に表示されます。

さらに、SISA としてのフィンランド特許登録庁に支払う 200 ユーロの遅延提出手数料が、附属書 SISA (FI) に追加されました。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (AT)、(EP)、(FI)、(RU)、(SE)、(TR)、(UA)、(XN) 及び (XV) が更新されました)

#### 取扱手数料 (一部の官庁)

2022 年 7 月 1 日より、国際予備審査機関としての以下の官庁に支払う取扱手数料について、表示された通貨の換算額が変更になります。

欧州特許庁……………	ユーロ
フィンランド特許登録庁 (PRH)……………	ユーロ
日本国特許庁……………	日本円
国家知的所有権機関、国営事業 「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」……………	ユーロ
北欧特許機構……………	デンマーククローネ
スペイン特許商標庁……………	ユーロ
スウェーデン知的所有権庁……………	スウェーデンクローナ
ヴィシェグラード特許機構……………	ユーロ

新料金は手数料表 II に表示されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (EP)、(ES)、(FI)、(JP)、(SE)、(UA)、(XN) 及び (XV) が更新されました)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### ウェビナーの新録音

#### 英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、WIPO Digital Access Service (2022 年 5 月 10 日及び 12 日配信)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Amendments and rectifications of obvious mistakes (2022 年 4 月 28 日配信)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、International Search and Preliminary Examination (2022 年 3 月 24 日配信)
- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、ePCT for New Users (Part II) (2022 年 3 月 15 日及び 17 日配信)
- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、ePCT for New Users (Part I) (2022 年 3 月 8 日及び 10 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

#### 独語のウェビナー

下記の独語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Best practices for handling recording of changes (Rule 92bis) (2022 年 5 月 11 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

#### 日本語のウェビナー

下記の日本語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、規則 92 の 2 の変更届 (2022 年 4 月 8 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

#### 韓国語のウェビナー

下記の韓国語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Restoring the Priority Right (2022 年 3 月 16 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html>

ロシア語のウェビナー

2021 年 10 月から 2022 年 3 月にわたり配信された 11 のウェビナーの録音及び使用された資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

## WIPO Sequence バージョン 2 が新たなサポートリソースを追加しリリース

WIPO は 2022 年 5 月 16 日に、WIPO Sequence Suite ソフトウェアのバージョン 2.0 をリリースしました。本バージョンは、特許出願人の WIPO 標準 ST.26 に基づく生物学的配列表の作成を支援するものです。Windows、Mac OS、及び Linux 用のパッケージは、以下の WIPO Sequence のウェブページで入手可能です。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/>

WIPO Sequence は、出願人が WIPO 標準 ST.26 に準拠した DNA、RNA、アミノ酸を含む配列表の作成を支援するデスクトップアプリケーションです。遺伝子配列や医療用治療薬を含むバイオテクノロジー関連の出願は、2022 年 7 月 1 日より、ST.25 から ST.26 への完全な移行が必要となります（上記トピック「WIPO 標準 ST.26 形式の配列表を含む国際出願の提出に関するリマインダ」をご参照下さい）。WIPO Sequence は、全ての法域における特許出願人が使用できるよう WIPO が開発した最初の配信ソフトウェアであり、これまで官庁ごとに異なっていた作成プロセスを標準化するものです。世界中の出願人が同じツールを利用できるよう、全ての官庁がこの無料ソフトウェアをサポートすることに同意しています。

## 新しいサポートリソース

WIPO は最新のリリース版では、出願人が WIPO ST.26 に準拠した配列表を作成する際の支援となるよう、知識ベース（ナレッジベース）及び電子メールの通知リストの二つの新しいリソースも提供開始しました。本ソフトウェアのユーザマニュアルも更新されました。

知識ベースには、よくある質問に対する回答や、WIPO Sequence や ST.26 に関するよくある問題の解決方法が掲載されています。このコンテンツは最初は英語で提供され、順次他の全ての PCT 言語である、アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語での機械翻訳が利用可能になる予定です。知識ベースの重要な構成要素は、知財庁の問い合わせ先を提供している点で、配列表の作成に関する質問がある場合には、出願人は出願予定の各官庁の問い合わせ先を検索することができます。

お知らせ通知リストでは、ユーザの皆様に WIPO Sequence に関する新リリースや重要な情報をお知らせします。当該機能により、ユーザの皆様に変更事項を速やかに通知することが可能となります。ユーザの皆様は、登録ページから是非この通知リストにご登録下さい。

## PATENTSCOPE ニュース

オーストリアの国内コレクションが PATENTSCOPE で利用可能に

オーストリアの国内特許コレクションが PATENTSCOPE で利用可能になりました。当コレクションには 675,000 件以上の文献が収録されており、そのうち 9,000 件以上が独語のフルテキスト (OCR: 光学文字認識機能による) の文献です。当コレクションの追加により、PATENTSCOPE で利用可能な国内/広域官庁のコレクションは 74 になりました。

## 実務アドバイス

国際段階で実施される調査に応じて先行技術の範囲を最大化するための選択肢

Q: 米国で出願した先の国内出願の優先権を主張して、受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) (RO/US) に対し国際出願する予定です。先の調査結果を受け取っており、すでに米国の先行技術の十分な範囲を網羅しています。特に欧州と日本の先行技術の十分な範囲を取得できるよう、そして国内段階へ移行する前に、関連する先行技術についてできる限り多く知っておけるように、国際段階での調査の範囲を拡充するために何かできることはありますか？

A: 国際調査

出願人が選択可能な国際調査機関 (ISA) は、国際出願を行う受理官庁、この事例では USPTO ですが<sup>3</sup>、によって決まります。この事例での出願人は RO/US に対して国際出願する予定ですので、この実務アドバイスの発行時点では、次の 7 つの ISA から選択することができます: オーストラリア特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)<sup>4</sup>、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁及び米国特許商標庁。ISA の選択肢があるため、先の国内出願の調査を実施した官庁 (USPTO) とは異なる ISA を選択することができます。またそうすることにより、先の出願の調査とは異なる資料を利用した先行技術調査が出願人に有益となる場合があります。

USPTO 以外の官庁を選択する場合には、以下の点を検討してから決定して下さい (詳細は PCT 出願人の手引 附属書 D の該当部分に掲載 <https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html> (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能))。

<sup>3</sup> 出願人が受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に対し国際出願を行う決定をした場合には、管轄 ISA は、国際出願が、出願人が居住者又は国民である締約国の国内官庁、又は締約国のために行動する国内官庁にされたとしたならば管轄したであろう国際調査機関となります (PCT 規則 35.3)。異なる PCT 締約国から二人以上の出願人がいる場合に RO/IB に対し出願する時は、ISA の選択肢の幅が広がることがあります。

<sup>4</sup> USPTO ウェブサイト上の 2022 年 3 月 22 日付の公表をご参照下さい (<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization>)。

- 選択する ISA が設定する手数料 – それぞれの ISA が各自手数料を設定するため料金は異なる。
- ISA が調査を実施している言語か、そして ISA は国際出願の翻訳文を要求するのかどうか (なお上記全ての ISA は英語での国際出願の調査を実施しています)。
- ISA が国際出願の発明の主題に関する調査を実施しているのかどうか。
- 出願人は、特定の国際予備審査機関 (IPEA) に対し国際予備審査の請求を行う予定であるのかどうか – 特定の IPEA は、当該官庁が関係する国際出願についての ISA として選択された場合に限り IPEA として行動する。
- 関係する国際出願が特定の受理官庁に対し行われた場合、特定の ISA は調査可能な国際出願の件数に制限があるのかどうか。

例えば、日本国特許庁 (JPO) を ISA として選択し、JPO が保有する文献に収録された先行技術を使用した確実な調査を受けたい場合を説明しましょう。適用されるいずれの手数料減額も考慮しない場合、英語で出願された (若しくは英語へ翻訳された) 国際出願の JPO での (国際) 調査手数料は、現在 1,475 米ドルです。USPTO による調査は 2,180 米ドルですから、この場合には ISA/JP の調査手数料の方が安くなることとなります。しかしながら、JPO は RO/US に出願された国際出願を調査できる件数に制限を設けていますので、この制限に到達していないことを JPO に確認する必要がある点にご注意下さい。詳細は、特許協力条約に基づく国際調査機関及び国際予備審査機関としての日本国特許庁の機能に関する日本国特許庁と世界知的所有権機関の国際事務局の間の取決めの附属書 A(i) を、以下のリンクからご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_jp.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf)

#### 補充国際調査

国際段階において先行技術調査の範囲を拡充したい場合には、国際出願が行われた官庁 (又は出願人の国籍及び/又は居住地) に関係なく、補充国際調査の実施機関 (SISA) の一つ又は複数に補充国際調査を請求できますが、同一官庁を ISA 及び SISA の双方として選択することはできません。なお補充国際調査の請求は IB に対し行う必要があります。次の 10 の官庁が現在補充国際調査を実施しています: オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)<sup>5</sup>、フィンランド特許登録庁、シンガポール知的所有権庁、国家知的所有権機関、国营事業「ウクライナ知的所有権機関 (Ukrpatent)」、北欧特許機構、スウェーデン知的所有権庁、トルコ特許商標庁及びヴィシエグラード特許機構。

以下の点を検討してから、補充国際調査の目的でどの官庁を利用するか決定して下さい (詳細は PCT 出願人の手引 附属書 SISA の該当部分に掲載)。

- 特定の官庁で調査可能な文献の範囲。
- SISA が請求する補充調査手数料の金額 – それぞれの ISA は各自手数料を設定しているため、実施する補充調査の範囲によって異なる場合がある。

<sup>5</sup> USPTO ウェブサイト上の 2022 年 3 月 22 日付の公表をご参照下さい (<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization>)。

- 補充国際調査の実施に認められている言語（なお全ての SISA は英語での国際出願の補充国際調査を実施しています）。及び
- SISA が国際出願の発明の主題に関する補充調査を実施しているのかどうか。

例えば、欧州特許庁 (EPO) を選択すると、当該官庁は PCT 最小限資料と調査用の文献資料に保有されている文献の調査を実施します。当該官庁は、英語、仏語、独語での国際出願を受理しており、現在補充調査の実施には 1,912 スイスフランを請求しています。また 200 スイスフランの補充調査取扱手数料 (IB が行う業務に支払う) も請求しています (この料金は全ての SISA で同額となっています)。

先行技術の範囲を最大化するために国際段階での調査を多様化することは、国際段階で発生する費用を増加させることがあります。それはより完全で広範囲な調査結果を出願人に提供し、将来の決定をより良い方向へ導いてくれるはず。また特定の指定官庁では、特定の官庁が国際調査報告又は補充国際調査報告を作成した国際出願について、国内段階での手数料の減額を提供しています (詳細は PCT 出願人の手引 該当する国内編 (概要) に掲載)。

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年6月号 | No. 06/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## リマインダの再掲載: WIPO 標準 ST.26 形式の配列表を含む国際出願の提出について

PCT ニュースレター 2022 年 3 月号と 5 月号でお知らせした通り、2022 年 7 月 1 日以降に行われる国際出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸の配列の開示は、WIPO 標準 ST.26 (以下「ST.26」) に準拠することになります。誤った標準を使用した配列表の提出は方式的な欠陥となり、発明の主題を追加せずに出願を補正することは困難あるいは不可能な場合があります。したがって出願時に適用される正しい標準を使用していることを確認して下さい (つまり、2022 年 7 月 1 日より前に行われる国際出願には ST.25 を使用し、当該日以降に行われる国際出願には ST.26 を使用することです)。

2022 年 7 月 1 日以降に国際出願を行う予定の出願人は、WIPO Sequence ソフトウェア (<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html>) をダウンロードし、出願予定日まで余裕をもって ST.25 に基づいた配列表を ST.26 形式に変換して下さい。ST.26 への移行に関する詳細は、PCT ニュースレター 2022 年 2 月号の「実務アドバイス」をご参照下さい ([https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2022/pct\\_news\\_2022\\_02.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2022/pct_news_2022_02.pdf) 英語) ([https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2022/2\\_2022.pdf#page=11](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2022/2_2022.pdf#page=11) 日本語)。

また ST.26 の実装に関する詳細は、以下の ST.26 のよくある質問をご覧下さい。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ST.26 又は WIPO Sequence ソフトウェアに関するご質問は、国際事務局 ([wiposequence@wipo.int](mailto:wiposequence@wipo.int)) までお問い合わせ下さい。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

## 2022 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正 (リマインダ)

2021 年 10 月 4 日から 8 日にかけて開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、2022 年 7 月 1 日から発効する PCT 規則の改正を採択しました。規則改正は、以下の通りです。

– PCT 規則 5、12、13 の 3、19 及び 49 の改正:

PCT における WIPO 標準 ST.26 「XML (拡張マークアップ言語) を使用したヌクレオチド及びアミノ酸の配列表の表記に関して推奨される標準」の実施について。これらの規則改正は、2022 年 7 月 1 日以降の国際出願日を有する国際出願に適用されます。

– PCT 規則 82 の 4 の改正:

PCT 規則に基づく期間の遵守に影響する全般的な混乱発生時における出願人及び第三者を対象とした救済措置の強化について。この規則改正も 2022 年 7 月 1 日以降に満了する、規則で定める期間に適用されます。

当 PCT 規則改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションは、以下をご利用下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](https://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

2022 年 7 月 1 日から発効する PCT 規則の 9 言語での全条文に関する情報は、以下のトピック「特許協力条約及び規則」をご参照下さい。

### 特許協力条約及び規則

2022 年 7 月 1 日付で更新される特許協力条約及び規則の両条文 (WIPO 刊行物 274) が、PDF 形式のアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で当該日から利用可能になります。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4505>

両条文の別の PDF 版は、以下のリンクから上述した言語ですでに利用可能となっています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

英語及びイタリア語以外の言語はページ右上から選択可能です。

### PCT 実施細則及び PCT 様式の変更

以前お知らせした通り、改正された PCT 実施細則及び変更された PCT 様式が 2022 年 7 月 1 日に発効します。詳細は PCT ニュースレター 2022 年 2 月号の 7 ページをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2022/pct\\_news\\_2022\\_02.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2022/pct_news_2022_02.pdf) (英語)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2022/2\\_2022.pdf#page=7](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2022/2_2022.pdf#page=7) (日本語)

**リマインダの再々掲載：****国際事務局が PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了**

PCT ニュースレター 2021 年 7-8 月号、2022 年 1 月号並びに 5 月号でお知らせした通り、国際事務局 (IB) は 2022 年 6 月 30 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了します。ソフトウェアの今後の更新は予定されていません。

韓国知的所有権庁 (KIPO) 及び米国特許商標庁 (USPTO) の二つの官庁のみ、PCT-SAFE 出願の受理を終了する意向をまだ正式に IB に通知していません。PCT 出願人は 2022 年 7 月 1 日以降も、PCT-SAFE ソフトウェアの既存版を利用して引き続き PCT 出願を作成したり出願が可能な場合がありますが、IB は PCT-SAFE の使用は決して推奨しません。

PCT-SAFE をまだご利用されているユーザの皆様には、できる限り早急に ePCT 出願へ移行されますよう強くお勧めします。ePCT 出願を受理する受理官庁の一覧は、以下をご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

**PCT 規則 12.1(d) に基づく言語依存のフリーテキストに認められる言語**

2021 年 10 月 4 日から 8 日にかけて開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、数ある改正のうち、PCT 規則 12.1(d) の改正を採択しました。この改正は、国際出願の明細書の配列表の部分に記載されている言語依存のフリーテキストに関連するものです。この規則改正は 2022 年 7 月 1 日に発効します。さらに PCT 実施細則の第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、同日から発効します。この規定は、各受理官庁が PCT 規則 12.1(a) 及び (b) を考慮して、明細書の配列表の部分の提出について、PCT 規則 12.1(d) に基づき受理する用意がある言語依存のフリーテキストの一つ又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- DE ドイツ特許商標庁: 独語。当該官庁は、言語依存のフリーテキストを第二言語として英語で追加的に提供することを許可します。
- EA ユーラシア特許機構: 英語又はロシア語。当該機関は、単一の配列表に記載される言語依存のフリーテキストをロシア語及び英語の両言語でも受理します。
- IB 国際事務局 (RO/IB): 言語は問いません。IB は言語依存のフリーテキストを第二言語として英語で受理します。
- JP 日本国特許庁: 英語。当該官庁は言語依存のフリーテキストを第二言語として英語以外の言語でも受理します。
- KP 韓国知的所有権庁: (望ましくは) 英語又は韓国語。当該官庁は、単一の配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び韓国語の両言語でも受理します。
- ノルウェー工業所有権庁: ノルウェー語又は英語。当該官庁は、単一の配列表に記載される言語依存のフリーテキストをノルウェー語及び英語の両言語で受理します。

他の通知は準備中です。上記情報は 2022 年 7 月 1 日に発効する PCT 出願人の手引 附属書 C の該当部分にも掲載予定です。

## PCT 統計 2021

### PCT 年次報告 2022 年版

PCT 年次報告 2022 年版は、2021 年の PCT の活動や動向をまとめたものです。2021 年の PCT 出願や国際特許制度の実績に関する包括的な一連の統計（上位出願国別、上位出願人別、技術分野別の出願件数、並びに PCT 出願における女性発明者の参加に関する統計を含む）や、（統計が利用可能な最新年度である）2020 年の国内段階移行に関する統計も掲載しています。また以下に言及する特別テーマに関する情報や、PCT の利点についての概要も紹介しています。

今年は「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が PCT 出願にどう影響を及ぼしたか」を特別テーマとしています。新型コロナウイルス感染症は、イノベーションの実践と戦略において急激且つ深刻な変化を引き起こしました。変化の多くは国内活動に関連するものでしたが、イノベーターは、将来の国際的な見通しも調整することになりました。今年の特別テーマでは、PCT 出願件数の観点から見た国際的な側面に焦点を当てています。この特集ではパンデミック禍の PCT 出願件数の推移を、過去の経済危機と比較することによってその一端を明らかにしています。そこから浮かび上がる傾向やパターンは、イノベーターがパンデミックにどのように対応したかに加えて、より広く危機そのものの本質についても有益な洞察を提供しています。

PCT 年次報告は、以下のリンクから英語でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

PCT 年次報告のエグゼクティブ・サマリーは、次の 9 言語: アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語及びスペイン語で、近日中に提供される予定です。

## 7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号となり、8 月初旬の発行を予定しています。今月号と合併号が発行されるまでの期間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがあれば、PCT 最新情報のメール配信サービスにてご案内いたします。当サービスをまだご利用されていない場合には、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続を行うことができます。当サービスでは PCT ニュースレター最新号の発行や臨時のお知らせを行う際に、PCT ユーザの皆様はその旨をご案内いたします。

[https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct\\_newsletter](https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

合併号の発行前に PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ以下のリンク先にて情報が更新されます。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<https://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

## PCT アップデート

AU: オーストラリア (電話番号)

BY: 国立知的所有権センター (ベラルーシ) (管轄国際調査及び予備審査機関)

EA: ユーラシア特許庁 (EAPO) (国際調査及び予備審査機関としての当該官庁に関する情報)

HU: ハンガリー (手数料)

NO: ノルウェー (手数料)

RU: ロシア連邦 (管轄国際調査及び予備審査機関)

US: 米国特許商標庁 (USPTO) (管轄国際調査及び予備審査機関)

### 調査手数料 (一部の官庁)

2022 年 8 月 1 日より、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に表示された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁	南アフリカランド
カナダ知的所有権庁	ユーロ
ユーラシア特許庁	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
欧州特許庁	ハンガリーフォリント、日本円、南アフリカランド
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
イスラエル特許庁	米国ドル
日本国特許庁	ユーロ、韓国ウォン
韓国知的所有権庁	米国ドル
国立工業所有権機関 (ブラジル)	ユーロ
米国特許商標庁	ニュージーランドドル、南アフリカランド
ヴィシェグラード特許機構	ハンガリーフォリント

新料金は手数料表 I(b) に表示されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、BR、CA、EA、EP、IL、JP、KR、RU、US、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

## トルコ: 国名の変更

国際事務局は、「Turkey」に代わり、国名「Türkiye」の使用を要請する通知を受けました。PCT 締約国の国名を含む PCT ウェブサイト上の全ての一覧や表、並びに PCT 出願人の手引における関連する表示も変更されました。「TR」の二文字コードに変更はありません。

## 国際調査及び国際予備審査に関するウェビナー

Exploring the PCT シリーズから、「国際調査及び国際予備審査」と題したウェビナー（英語）が 2022 年 3 月 24 日に配信されました。当ウェビナーでは、出願人のためのベストプラクティスをはじめとする国際調査及び国際予備審査の手続における様々な側面に焦点が当てられています。受理官庁が国際出願の調査用写しを国際調査機関に送付するとどのような手続が行われるのか、そして国際予備審査の請求を行う利益についても説明しています。

当ウェビナーを見逃した方は、次のリンクから録音をご視聴下さい。

<https://register.gotowebinar.com/recording/5636359809180203270>

またプレゼンテーション資料は、以下からご利用下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/2022/24\\_3\\_2022.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/2022/24_3_2022.pdf)

仏語及び独語による当ウェビナーは、それぞれ 6 月 23 日と 29 日に配信予定です。詳細と参加登録については、それぞれ以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

なお、ウェビナーは全て録音され、他の言語による当ウェビナーは近日配信予定です。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 規則改正 (2022 年 7 月付)

2022 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の新条文に関する詳細は、上記のトピック「2022 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正 (リマインダ)」をご参照下さい。

### PCT 規則改正についてのパワーポイントプレゼンテーション

上記トピック「PCT 規則改正」で紹介した通り、2022 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションが、以下のリンクから英語で利用可能です。

[https://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](https://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

当プレゼンテーションは、他の言語でも近日提供予定です。

## 2022 年 7 月 1 日発効の PCT 様式

願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) を含む PCT 様式の一部が変更され、2022 年 7 月 1 日から発効となります。新様式は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

## ウェビナーの新録音

### 英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Entering the national phase (2022 年 6 月 2 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

### 仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Best practices for handling recording of changes (Rule 92bis) (2022 年 5 月 19 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

## 新しい ePCT ビデオチュートリアル

### 出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアルを提供する以下のウェブページが

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html>

リニューアルされ、以下の通り追加情報へのリンクを提供しています。

- ビデオの目次がトピックごとにまとめられました。
- ePCT ウェビナーの過去の録音へのリンクは “Related Links” に提供されています。
- 英語以外の言語による ePCT ウェビナーへのリンクは “Other languages” に提供されています。

さらに、WIPO アカウントの高度な認証方法であるプッシュ通知機能の設定方法を説明する新しい ePCT ビデオチュートリアル (“Push Notification”) が、トピック “WIPO Account” のビデオコレクションに追加されました。

### 官庁向け ePCT ビデオチュートリアル

官庁向け ePCT ビデオチュートリアルを提供する以下のウェブページも

[https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials\\_offices.html](https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials_offices.html)

リニューアルされ、各ビデオの内容説明も掲載されています。さらに、国際事務局に国際出願の取下げを請求する方法についての手順を説明する、新しいビデオチュートリアル (“How to withdraw an application”) もビデオに追加されました。

## PATENTSCOPE ニュース

### PATENTSCOPE に新しい RSS フィード

PATENTSCOPE の RSS フィードが変更されました: 結果リストの RSS ボタンは今後機能しません。RSS フィードリーダーで使用可能な RSS ページを作成するためには、ユーザはまず WIPO アカウントにログインし、クエリを実行し、プライベートクエリのボックスがオフになっていることを確認して保存する必要があります。保存されたクエリでは RSS ボタンが利用可能になります。プライベートクエリの場合、プライベートではなくなるように保存するには、再度クエリを実行する必要があります。従来の RSS フィードは、2022 年 12 月 31 日までサポートされる予定です。

RSS フィードの詳細については、以下の Tips and Tricks ビデオから “RSS feed” をご覧下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/help/tipsAndTricks.jsf>

## 実務アドバイス

### 国際段階での機密情報の提出は可能な限り避けること

Q: これから出願する国際出願について、指定 (又は選択) 官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) のための (PCT 規則 4.17(iv) に基づく) 発明者である旨の申立てを提出したいと思っています。残念ながら発明者が事故に遭い、身体的に申立てに署名することができません。そのため発明者が署名できないことを証明する診断書を提出したいのですが、その診断書が機密扱いとされ、国際出願の一件書類の一部として公衆に利用可能とならないようお願いすることは可能でしょうか？

A: 出願人が診断書などの機密情報を含む文書を国際事務局 (IB) に提出した場合、総じて、IB は国際出願の公開日から、国際出願の一件書類中の全ての文書を公衆に利用可能としなければならないこと (PCT 規則 94.1(b)) にご注意下さい。

文書が機密情報を含むものであり国際段階で必要とされないのであれば、提出されるべきではないでしょう。発明者である旨の申立てについては、申立てを認めるかどうかの最終決定を行うのは指定官庁である USPTO です。IB はこの事例において、発明者の署名の代わりに診断書が認められるのかどうかを判断する権限はありません。

診断書が公衆に利用可能にならないことを希望するのであれば、国際段階でその文書を提出することはお勧めしません。したがって署名された申立て、あるいは署名できなかった理由についての説明を添えた必要な申立て (そして必要であればその診断書も併せて) を、国内段階で直接 USPTO に提出するよう

お勧めします。しかしながら、この点については米国の国内段階で管轄する米国の弁理士から助言を受けて下さい<sup>1</sup>。

なお PCT では、国際段階において発明者に関する情報を提出し、同時にその情報が機密扱いとなるよう請求することはできません（一部の国内法や広域法とは異なります）。PCT 手続の一部として提出された発明者に関連する全ての情報は、通常公衆に利用可能となります。

以下に説明する条件を満たした例外的な状況に限り、文書は公開されず、公衆に利用可能となりません。公衆による特定の情報の利用を回避するための手続はありますが、それは主に出願人が誤って機密情報を提出した場合や、優先権の回復請求に関連して機密情報の開示が必要とされるものの機密として扱われるべき場合（PCT 規則 48.2(l) 及び PCT 規則 94.1(e)、並びに優先権の回復請求が行われている場合には PCT 規則 26 の 2.3(h) の 2）をご参照下さい）等の状況を想定しています。適用される基準は非常に高く、出願人は以下の要件を満たしている理由を示した陳述書を提出する必要があります。

- 当該情報が国際出願を公衆に周知する目的に明らかに資さないこと。
- 当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること。及び
- 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと。

出願人は、国際出願又は関係する文書を提出する前に、その情報に機密情報が含まれているかどうか、またその情報は国際段階で必要とされるものかどうか、またその場合には、上述の要件を満たすかどうかを、常に慎重に検討して下さい。機密文書が国内段階でのみ必要とされる場合には、直接関係する指定官庁に提出することをお勧めします。

公衆による一件書類の利用から機密情報を省略するための請求に関する詳細は、PCT ニュースレター 2016 年 7 - 8 月号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2016/pct\\_news\\_2016\\_7\\_8.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2016/pct_news_2016_7_8.pdf) (英語)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2016/newslett\\_2016.pdf#page=58](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2016/newslett_2016.pdf#page=58)  
(日本語)

<sup>1</sup> ただし、PCT 規則 4.17 に基づく申立ては、優先日から 16 か月の期間の満了前であればいつでも（また、申立てが国際公開のための技術的準備が完了する前に受理されていれば、それ以降でも）提出できるため、発明者がこの間に回復して署名できる状態になれば、国際段階での提出が可能な場合があることにご留意下さい。

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年7-8月号 | No. 07-08/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 国際機関会合

第 29 回 PCT 国際機関会合が 2022 年 6 月 20 日から 22 日まで、スイス、ジュネーブの WIPO 本部にてバーチャル会議として開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=69310](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=69310)

本会合にて議論されたトピックスは、以下の通りです。

- 品質サブグループ会合の結果について。品質報告書の発行を通して品質管理システムに関する報告の継続、品質管理システムの協働調査の再実施、品質管理に関するさらなる作業の勧告などの合意。詳細は議長による要約 (文書 PCT/MIA/29/10 アネックス II) をご参照下さい。
- 欧州特許庁主導による PCT 最小限資料タスクフォースのステータスレポート (文書 PCT/MIA/29/4)、及び本タスクフォースが作業中の PCT 規則及び実施細則の改正案 (文書 PCT/MIA/29/5) について。当改正案は、PCT 最小限資料の一部とするため、官庁の特許コレクションの文献を機関が電子的に検索できるようにする要件の導入、そして発明の主題の全分野を網羅し、技術の進歩を反映するため PCT 最小限資料内の非特許文献の一覧を定期的に見直す手続の導入を提案するものです。2022 年 10 月に開催予定の第 15 回 PCT 作業部会会合にて、機関からの意見を取りまとめた新提案が作成され、提示される予定です。
- 五大特許庁 (IP5) 間の PCT 協働調査及び審査試行プロジェクトの評価フェーズについて (文書 PCT/MIA/29/6)。試行プロジェクトの一部である出願について国内段階審査の分析を行うため、当フェーズは 2023 年 6 月まで延長されました。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

- 中華人民共和国国家知識産権局による、国際調査報告及び見解書の品質向上を目的とした提案について (文書 PCT/MIA/29/7)。参加機関は、報告書を簡素化しデータ入力や情報の重複を減らす目的から、双方の報告書を統合する提案に特に関心を示しました。
- 国際調査及び予備審査において関連先行技術として書面による開示以外の開示の引用に関する提案について。見解書の新規性及び進歩性に関する陳述書を作成する際に、それらの開示を考慮することを認める提案 (文書 PCT/MIA/29/2)。国際事務局 (IB) は、参加機関からの意見を取りまとめ 2022 年 10 月に開催予定の PCT 作業部会にて当提案を提示する意向です。
- PCT の方式審査について (文書 PCT/MIA/29/3)。参加機関は、受理官庁、国際調査機関及び IB の方式審査における役割について、またどのように "reasonably uniform publication" 「ある程度均一化された出願の公開」基準がより確実に適用できるかについて議論しました。当該事項も 2022 年 10 月に開催予定の PCT 作業部会にて全 PCT 加盟国に提示される予定です。
- WIPO Sequence 更新版の開発をはじめ、配列表についての WIPO 標準 ST.25 から WIPO 標準 ST.26 への移行に関する報告。WIPO Sequence は、出願人が WIPO 標準 ST.26 に準拠した配列表を作成し、特許庁が提出された配列表データが WIPO 標準 ST.26 に準拠しているかを検証するためのソフトウェアツールです (文書 PCT/MIA/29/8)。及び
- PCT オンラインサービスに関するステータスレポート (文書 PCT/MIA/29/9)。今後のオンラインサービスの優先事項として、より効率的な処理を促進するための XML の活用や、官庁から出願人への紙形式による通信の廃止などが議論されました。

## ブダペスト条約

### インドネシアが加入

インドネシアが 2022 年 7 月 13 日に、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の加入書を寄託しました。これにより同条約の締約国数は 87 となりました。ブダペスト条約はインドネシアの加入について、2022 年 10 月 13 日に発効します。詳細は、以下のブダペストに関する通知第 350 号をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty\\_budapest\\_350.html](https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_350.html)

### ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約及び規則の概要、並びに同条約の主な利点を解説する文書 (WO/INF/12 Rev.29) は、英語、仏語及びスペイン語で、それぞれ以下に掲載されています。

[https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

## 欧州特許条約

## モンテネグロが加入

モンテネグロが 2022 年 7 月 15 日に、欧州特許条約 (European Patent Convention (EPC)) の加入書を寄託し、2022 年 10 月 1 日から当該条約に拘束されます。これにより EPC の締約国数は 39 となりました。したがって、2022 年 10 月 1 日以降に行われる国際出願には、欧州特許のモンテネグロの指定が含まれることになります。

さらに、2022 年 10 月 1 日から、モンテネグロの国民及び居住者は、経済発展省知的所有権部 (モンテネグロ) 又は WIPO 国際事務局に加えて、受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) に対しても国際出願を行うことができるようになります。

なお、モンテネグロと欧州特許機構間の拡張の合意は、2022 年 10 月 1 日にモンテネグロにおける EPC の発効をもって解除されます。したがって当該日以降は、欧州特許出願及び特許をモンテネグロへ拡張することはできなくなります。しかしながら、拡張の手続は、2022 年 10 月 1 日より前に行われる欧州出願や国際出願、並びにそれらの出願に付与された欧州特許に対しては引き続き適用されます。

モンテネグロによる EPC の加入に関する詳細は、以下の EPO ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220727.html>

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (ME)、B2 (EP)、C (EP) 及び以下の “PCT Contracting States for which a Regional Patent can be Obtained via the PCT” の表が更新されました  
[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reg\\_des.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reg_des.html))

## 特定の PCT 規則と国内法令との不適合の通知の取下げ

### 欧州特許庁

欧州特許条約 (EPC) の新規則 56a の 2022 年 11 月 1 日からの発効を受けて、受理官庁 (RO/EP) 及び指定官庁 (DO/EP) としての欧州特許庁は、PCT 規則 20.8(a の 2) 及び (b の 2) に基づく通知 (PCT ニュースレター 英語版 2006 年 6 月号 3 ページ及び PCT ニュースレター 日本語版 2006 年 6 月号 2 ページをご参照下さい) を、2022 年 11 月 1 日付で取り下げる旨を国際事務局に通知しました。これに伴い、2022 年 11 月 1 日以降に行われる国際出願について、RO/EP は当該日から、(誤って提出された国際出願の要素及び部分に関係する) PCT 規則 20.5 の 2(a)(ii) 及び (d)、並びに 20.6 の適用を開始します。

当該情報をもって、以下の “PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities” の表が更新されました。

[https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

## 国際出願の電子出願及び処理

## 工業所有権総局 (GDIP) (アルバニア) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としての工業所有権総局 (GDIP) (アルバニア) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2022 年 10 月 1 日から ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願の受理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、以下の 2022 年 8 月 11 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (AL) が更新されました)

## ePCT アップデート

ePCT システムの新バージョンが 2022 年 6 月 28 日から利用開始されました。出願人向け、受理官庁、指定官庁及び国際機関向け ePCT の新機能に関する詳細は、それぞれ以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1633> 及び

[https://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_office\\_whats\\_new.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf)

主な新機能の概要は、以下の通りです。

### 出願人向け ePCT 最新情報

- 配列表についての WIPO 標準 ST.26: 配列表の提出に関する新しい WIPO 標準の適用を踏まえて、ePCT が更新されました。
- ST.26 に基づく配列表の翻訳文の追加: 配列表に記載された言語依存のフリーテキストが、国際公開の言語と一致しない場合は、出願時に専用のショートカットボタンから翻訳文を追加することができます。
- 配列表に記載された言語依存のフリーテキストが、国際調査の目的で選択された ISA が認めていない言語である場合は、出願時に専用のショートカットボタンから翻訳文を追加することができます。
- 先の出願が行われた官庁が DAS 提供庁であり、ユーザがアクセスコードを所持している場合は、新しい検証機能が、DAS が利用可能なオプションであることをユーザに知らせます。
- 出願本体が PDF 形式で添付されている場合は、出願後に変換上の問題が発見される場合に備えて、明細書の作成に使われた元のファイルを含む ZIP ファイルを添付するよう出願人に促すメッセージが表示されます。
- オンラインアクション – 第 19 条補正: 補正に添付する標準文言の書簡を作成する際、関連する請求項番号と対応する補正の根拠を記入できるよう、改善されたインターフェースが利用可能です。

- ナビゲーションバーのベルのアイコンをクリックすると、ePCT により生成された通知に加えて、WIPO IP Portal のメッセージページに直接移動します。当ページでは、カゴのアイコンが WIPO Pay プラットフォームへのショートカットである WIPO Pay など、IP Portal に統合された他の WIPO IP サービスが生成する全てのメッセージを確認できるようになりました。
- 新しい高度な認証オプションであるプッシュ通知機能が、ePCT にアクセスする際のログインページで選択できるようになりました（この新機能の詳細は、PCT ニュースレター 2022 年 4 月号をご参照下さい）。及び
- リカバリー用の電子メール: WIPO アカウントに登録されている電子メールアドレスにアクセスできず、ユーザネーム又はパスワードをリカバーする必要がある場合に備えて、WIPO アカウントのプロファイルにリカバリー用の電子メールアドレスを登録できるようになりました。

### 官庁向け ePCT 最新情報

2022 年 7 月 1 日以降に行われる国際出願について、ST.26 の XML 形式による配列表の提出と処理をサポートする目的で、官庁向け ePCT に多くの変更がなされました。例えば、ドキュメントアップロード機能です。2022 年 7 月 1 日以降に提出される出願の配列表の国際事務局、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関へのアップロードについて、望ましくは ZIP 形式で、最大 50MB ファイルサイズまで、配列表を含んだ XML ファイルを許容できるよう更新されました。また、ST.26 の実施に関連して、様式の多くも更新されました。

さらに、多くの機能が改善され、次の様式が追加の言語で利用できるようになりました：  
PCT/RO/106、110、111、141、146、152 並びに PCT/ISA/202 及び 206。

今後も官庁の皆様からのご意見やご要望は、PCT 国際協力課：PCTICD@wipo.int. までお寄せ下さい。

ePCT システムに関するご質問は、以下の“Contact”リンクから PCT 電子サービスサポートチーム宛にお送り下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=769>

### WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。当該サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

### 知的所有権センター (イラン・イスラム共和国)

知的所有権センター (イラン・イスラム共和国) は、2022 年 8 月 1 日から、DAS 提供庁として運用開始する旨を IB に通知しました。提供庁として、出願人が明示的に当該サービスに利用可能とするよう請求を行う場合は、2022 年 8 月 1 日以降に当該官庁に対して行われる PCT 出願をはじめとする優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供します。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=12533](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12533)

#### ポーランド共和国特許庁

ポーランド共和国特許庁は 2022 年 9 月 1 日から、DAS 取得庁として運用開始する旨を IB に通知しました。取得庁として、国内及び国際特許出願、実用新案出願、国内及び国際意匠出願、そして国内商標出願を含む DAS を通じて当該官庁に対して利用可能となる優先権書類を認めます。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=12536](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12536)

#### WIPO 標準 ST.26 の適用開始

2022 年 7 月 1 日以降の出願日を有する全ての特許出願 (国内、広域及び PCT) について、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列の開示のための ST.26 への移行を受けて、新たな標準が策定された理由、変更点、ST.26 準拠の配列表の作成方法、配列表を含む PCT 出願の提出方法、そして優先権主張の基礎出願に対する新基準の適否を解説する記事が以下に掲載されています。

[https://www.wipo.int/pct/ja/news/2022/news\\_0039.html](https://www.wipo.int/pct/ja/news/2022/news_0039.html)

#### WIPO Sequence ソフトウェアに生じた技術的問題が解決

WIPO Sequence ソフトウェアは、出願人が、特許出願の一部である、標準に準拠したヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表を作成するために開発されました。

国際事務局 (IB) は、ソフトウェア・バージョン 2.1.0 又は 2.1.1 を使用する際、ある技術的問題が作成された ST.26 配列表に潜在的な問題を引き起こす可能性 (例えば、WIPO Sequence に正しいデータが入力されているにもかかわらず、エクスポートされた配列表において、一つ又は複数の配列の feature table が欠落している可能性など) がある報告を受けました。IB はこれを受けて、これらの技術的問題を修正したバージョン 2.1.2 をリリースしました。したがって、ユーザの皆様には、次の配列表を作成する前に自動更新メッセージが表示された際には、ソフトウェアの更新をお願いいたします。また、WIPO Sequence アップデートを配信するメーリングリストにもご登録下さい (<https://www.wipo.int/standards/ja/sequence/signup.html>)。自動更新の表示をクリックしていただくとダウンロードが開始されるはずですが、上手く作動しない場合は、以下から WIPO Sequence ソフトウェアの最新バージョンをダウンロードして下さい。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

バージョン 2.1.0 又は 2.1.1 を使用した配列表を提出された皆様には、配列表の一つ又は複数の配列の feature table が削除される技術的問題が生じていないか確認するため、提出された配列表を検証されるようお勧めします。配列表に問題が生じていれば、速やかに関係官庁に連絡し、以下の WIPO ウェブサイト上のお知らせをご確認下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news\\_0040.html](https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news_0040.html)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO に報告されたその他の技術的問題に関する詳細は、以下のページ “Known Issues and Trouble-Shooting” をご参照下さい。

<https://www3.wipo.int/confluence/display/WSSKB/Known+Issues+and+trouble-shooting>

### PCT 規則 12.1(d) に基づく言語依存のフリーテキストに認められる言語

PCT ニュースレター 2021 年 10 月号でお知らせした通り、国際出願の明細書の配列表の部分に記載される言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日に発効しました。また、PCT 実施細則の第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- AU オーストラリア特許庁: 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- AT オーストリア特許庁: 英語、仏語又は独語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- BG ブルガリア共和国特許庁: 国際出願の言語と同一言語 (ブルガリア語、英語又はロシア語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- BR 国立工業所有権機関 (ブラジル): 国際出願の言語と同一言語 (ポルトガル語、英語又はスペイン語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- CA カナダ知的所有権庁: 英語又は仏語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び仏語の両言語でも提出することを許可しています。
- CN 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA): 中国語又は英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを中国語及び英語の両言語でも提出することを許可しています。
- EP 欧州特許庁: 英語又は国際出願の言語と同一言語 (仏語又は独語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び他の言語の両言語でも提出することを許可しています。
- GB 知的所有権庁<sup>1</sup> (英国): 英語又はウェールズ語 (国際出願の言語と同一言語)、或いは両言語。
- IE アイルランド知的所有権庁: 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

<sup>1</sup> 知的所有権庁は特許庁の運用名称です。

- IT イタリア特許商標庁: 英語、仏語、独語又はイタリア語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- JO 産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン): 国際出願の言語と同一言語 (アラビア語又は英語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- LT リトアニア共和国国家特許局: 国際出願の言語と同一言語 (英語又はリトアニア語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- LV ラトビア特許庁: 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- MX メキシコ工業所有権機関: スペイン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストをスペイン語及び英語の両言語でも提出することを許可しています。
- MY マレーシア知的所有権公社: 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- NZ ニュージーランド知的所有権庁 (IPONZ): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- PL ポーランド共和国特許庁: 国際出願の言語と同一言語 (英語、仏語、独語又はポーランド語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- RS 知的所有権庁 (セルビア): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- SA サウジ知的所有権機関 (SAIP): 国際出願の言語と同一言語 (アラビア語又は英語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- SE スウェーデン知的所有権庁 (PRV): デンマーク語、英語、フィンランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- SG シンガポール知的所有権庁: 国際出願の言語と同一言語 (中国語又は英語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- SK スロバキア共和国工業所有権庁: 国際出願の言語と同一言語 (英語、仏語、独語又はスロバキア語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

- TN 国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア): 国際出願の言語と同一言語 (アラビア語、仏語、又は英語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- UG ウガンダ登録サービス局 (URSB): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- US 米国特許商標庁 (USPTO): 英語。当該機関は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

### 国際出願の電子形式による提出及び処理

以下の官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に適用される形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

- AT オーストリア特許庁
- AU オーストラリア特許庁
- BG ブルガリア共和国特許庁
- BR 国立工業所有権機関 (ブラジル)
- CN 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)
- DK デンマーク特許商標庁
- EP 欧州特許庁 (EPO)
- GB 知的所有権庁<sup>2</sup>(英国)
- IE アイルランド知的所有権庁
- IT イタリア特許商標庁
- JO 産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン)
- LT リトアニア共和国国家特許局
- LV ラトビア特許庁
- MY マレーシア知的所有権公社
- NZ ニュージーランド知的所有権庁 (IPONZ)
- PL ポーランド共和国特許庁
- QA 知的所有権部 (カタール)
- RS 知的所有権庁 (セルビア)

<sup>2</sup> 知的所有権庁は特許庁の運用名称です。

- SA サウジ知的所有権機関 (SAIP)
- SE スウェーデン知的所有権庁 (PRV)
- SG シンガポール知的所有権庁
- SK スロバキア共和国工業所有権庁
- TN 国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア)
- UG ウガンダ登録サービス局 (URSB)
- US 米国特許商標庁 (USPTO)

上記の変更は、以下の 2022 年 7 月 14 日、21 日、28 日、並びに 8 月 4 日、11 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

### PCT-SAFE URL のリダイレクト

PCT ニュースレター 2021 年 7-8 月号、2022 年 1 月号、5 月号と 6 月号ですすでにお知らせした通り、国際事務局は 2022 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了しました。PCT-SAFE のブックマークは、以下の PCT 電子サービスページに自動転送されます。

<https://www.wipo.int/pct-eservices/en/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT-SAFE をまだご利用されているユーザの皆様には、できる限り早急に ePCT 出願へ移行されますよう強くお勧めいたします。

ePCT に関する詳細やご利用開始方法は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://pct.wipo.int>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

又は、PCT オペレーションカスタマーサポート課宛に電子メールをお送り下さい。

[pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int)

ePCT 出願を受理する受理官庁の一覧は、以下をご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

### PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

オーストラリア特許庁及び欧州特許庁が PCT-PPH プログラムを公式化

オーストラリア特許庁と欧州特許庁 (EPO) 間による二方向 PCT-PPH 試行プログラムは、2016 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで実施され、2022 年 7 月 1 日から無期限で延長されました。

本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、オーストラリアの国内段階又は EPO に対する広域段階における早期審査の利用が可能になります。

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/patent-prosecutionhighway-program-european-patent-office-continue> 及び

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/06/a58/2022-a58.pdf>

#### 新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム (欧州特許庁及びサウジアラビア)

2022 年 7 月 1 日から、欧州特許庁 (EPO) とサウジ知的所有権機関 (SAIP) 間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において EPO が作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、SAIP に対する国内段階における早期審査の利用が可能になります。

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/06/a59.html>

#### 新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム (韓国知的所有権庁 (KIPO) 及び国立工業所有権機関 (INPI) (フランス))

2022 年 9 月 1 日から、韓国知的所有権庁 (KIPO) と国立工業所有権機関 (INPI) (フランス) 間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、INPI はすでに国内ルートを開鎖していますが、ISA/IPEA としての資格において KIPO が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 成果物を、INPI での国内出願と並行して早期審査を請求する際に利用することができます。詳細は以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.inpi.fr/signature-d-un-accord-pph-avec-l-office-coreen-de-la-proprieteintellectuelle-kipo>

同様のプログラムは、INPI (フランス) と国立工業所有権機関 (INPI) (ブラジル) 間、カナダ知的所有権庁と米国特許商標庁間でもすでに実施されています。

以下の PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上記内容を反映し更新されました。

[https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

#### 所定の PCT 手数料減額の適格性

以下に詳述する所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧が、2022 年 7 月 1 日付で更新されました。次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

#### 欧州特許庁 (EPO) における所定手数料の 75%減額の適用

国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75%が減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の納付日において、世界銀行により「低所得経済」若しくは「低中所得経済」に格付けされている国の国民又は居住者である自然人。或いは
2. 欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との合意が発効している国<sup>3</sup>の国民又は居住者である自然人若しくは法人。

レバノン<sup>4</sup>が上記カテゴリー 1 の該当国として一覧に追加され、ベリーズは一覧から削除されました。

#### スペイン特許商標庁における所定手数料の 75%減額の適用

出願人が、又は出願人が複数いる場合は各出願人が、自然人若しくは法人であり、欧州特許条約の締約国ではない国のうち、世界銀行により「低所得」、「低中所得」若しくは「高中位所得」の国として格付けされている国の国民であり、その国に居住している場合、スペイン特許商標庁に支払う調査手数料及び予備審査手数料の 75%が減額されます。

パラオ<sup>4</sup>が上記カテゴリーの該当国として一覧に追加され、パナマは一覧から削除されました。

## ISA 及び IPEA の新しい取決め

### ユーラシア特許庁

特許協力条約に基づく国際調査機関及び国際予備審査機関としてのユーラシア特許庁の機能に関する、ユーラシア特許庁と世界知的所有権機関 国際事務局間の取決めが 2022 年 7 月 1 日に発効しました。条文は以下のリンクに掲載されています。

[https://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_ea.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ea.pdf)

## PCT 受理官庁ガイドラインと PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂

PCT 受理官庁ガイドラインと PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドラインが、2022 年 7 月 1 日付で改訂されました。詳細は、以下の回章 C. PCT 1644 をご参照下さい。

<sup>3</sup> 詳細は EPO の公示 2022 年 7 月 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/07/a72.html> をご参照下さい。

<sup>4</sup> 当該国は PCT 締約国ではない点にご注意下さい。国際出願するためには、少なくとも一人の出願人が PCT 締約国の国民又は居住者である必要があります (PCT 第 9 条(1))。したがって、非 PCT 締約国からの出願人は、PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人と共に PCT 出願を行う必要があります。手数料減額の対象となるのは、双方の (又は全ての) 出願人が減額を受ける資格を有している場合に限りです。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/2022/1644.pdf>

双方のガイドラインの全条文は、以下の WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## PCT 公開スケジュールの変更

2022 年 9 月 8 日の公開

2022 年 9 月 8 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2022 年 9 月 9 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2022 年 8 月 23 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) までに国際事務局に届く必要があります。

## PCT アップデート

AL: アルバニア (訳者追記: 電子形式による国際出願の提出)

AM: アルメニア (管轄国際調査及び予備審査機関)

AU: オーストラリア (当該官庁が認める物理媒体の種類)

EA: ユーラシア特許庁 (EAPO) (手数料)

GB: 英国 (手数料)

IQ: イラク (管轄国際調査及び予備審査機関)

KG: キルギスタン (管轄国際調査及び予備審査機関)

LT: リトアニア (管轄国際調査及び予備審査機関)

MY: マレーシア (手数料、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

NO: ノルウェー (手数料)

NZ: ニュージーランド (手数料)

TJ: タジキスタン (管轄国際調査及び予備審査機関)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (多くの官庁)

2022 年 9 月 1 日より、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に表示された通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO).....	ユーロ
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) .....	ユーロ
インド特許庁.....	米国ドル
シンガポール知的所有権庁.....	日本円、韓国ウォン

イスラエル特許庁	スイスフラン
日本国特許庁	シンガポールドル、米国ドル
韓国知的所有権庁	シンガポールドル
国立工業所有権機関 (ブラジル)	スイスフラン

また、2022 年 10 月 1 日より、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に表示された通貨で支払う換算額も変更になります。

オーストラリア特許庁	米国ドル
オーストリア特許庁	米国ドル
欧州特許庁	米国ドル
フィンランド特許登録庁 (PRH)	米国ドル
フィリピン知的所有権庁	ユーロ
国立工業所有権機関 (チリ)	ユーロ
国立工業所有権機関 (ブラジル)	米国ドル
国家知的所有権機関、国営事業 「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」	米国ドル
北欧特許機構	米国ドル
スペイン特許商標庁	米国ドル
スウェーデン知的所有権庁 (PRV)	米国ドル
トルコ特許商標庁 (Turkpatent)	米国ドル
米国特許商標庁	ユーロ
ヴィシェグラード特許機構	米国ドル

新料金は手数料表 I(b) に表示されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、BR、CL、EA、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、TR、UA、US、XN、XV) が更新されました)

### WIPO Fee Transfer Service (手数料移転サービス)

2020 年 7 月 1 日から、全ての受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関又は国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に “participating Office” (参加庁) として参加することができます。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から別の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます (詳細は、

[https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=436911](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911) から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

IB は、参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、以下の 2022 年 7 月 7 日付の公示 (PCT 公報) (174 ページから) に掲載しました。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

## 28 年間にわたり PCT ニュースレターの発行に尽力した編集者が退職



Copyright: WIPO. Photo: Emmanuel Berrod

1994 年から PCT ニュースレターの編集者として尽力した Debra Collier が、2022 年 8 月末をもって WIPO を退職します。

Debra は 1987 年に WIPO に入庁し、1993 年から PCT 法務・ユーザ関連部 (とその前身部署) に勤務し、その間 PCT ニュースレターの責任者を務めてきました。PCT ニュースレター発行の原動力であった彼女の献身的な仕事により、PCT ユーザ、PCT 官庁や機関の職員は PCT ニュースレターから有益な情報を得ることができました。

PCT 一同、彼女の長年の PCT への貢献と友情に感謝すると共に、彼女の退職後のご多幸をを願っています。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

ウェビナーの新録音

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- “Everything you need to know about ePCT” ウェビナーシリーズから、What’s New for Applicants in ePCT 4.10 (2022 年 7 月 19 から 21 日配信) 並びにウェビナーで使用された資料は次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

#### 独語のウェビナー

下記の独語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、International Search and Preliminary Examination (2022 年 6 月 29 日配信) 並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

#### 日本語のウェビナー

下記の日本語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、国際調査及び国際予備審査、補正及び明白な誤記の訂正 (2022 年 6 月 27 日配信) 並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

#### PCT 規則改正 (2022 年 7 月付)

2022 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則の日本語版が、以下のリンクからご利用いただけます。

[https://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](https://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct_regs.pdf)

PCT 規則改正版の中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語については、PCT ニュースレター 2022 年 6 月号ですすでにお知らせしました。

#### PCT に関する記事

WIPO マガジン 2022 年第 2 号 (No.02/2022) から、以下の記事のリンクが “PCT in the News” ページ ([https://www.wipo.int/pct/en/news/pct\\_news.html](https://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html)) に提供されています。

[Eco Panplas 社: 潤滑油用容器の再生利用](#)

Monica Miglio Pedrosa (フリーライター) は、ブラジルで数々の賞を受賞している、潤滑油用容器の除染とリサイクルを専門とする企業、Eco Panplas 社が国際市場での成長を促進するため PCT をどう活用しようとしているかに焦点を当てています。Eco Panplas 社の CEO である Felipe Cardoso 氏は、ブラジル以外でどこの市場をターゲットにしているかという質問に対し、次のように述べています。

「当社の技術には、ブラジル以外の市場でも確かな需要があります。中南米、ヨーロッパ、中国、中東、インドなどが、当社が国際市場への進出を計画している潜在的な候補地です。ですがその前に、現在開発中のソリューションが、それらの市場で確実に保護されるようにしなければなりません。そのた

め当社は、複数国で特許保護を求める出願手続を簡素化し、費用対効果が高い、特許協力条約 (PCT) の利用を検討しているのです。」

#### NASA の技術移転：NASA の技術を地球に還元する

約 11,000 人の科学者とエンジニアを擁するアメリカ航空宇宙局 (NASA) は、世界で最も生産性の高いイノベーションの原動力の一つです。技術移転は、創設以来 NASA のミッションの中心となっています。James Nurton (フリーライター) は、NASA の確立された技術移転プログラムが、どのようにより幅広い起業家やベンチャー企業による最先端の発明の吸収と活用を可能にしているかを紹介しています。NASA は発明の可能性を広げるべく、これまでレプレゼンテーションが少なかったグループを支援し、また、国際協力の強化にも期待しています。ワシントン DC にある NASA 本部の技術移転プログラム幹部、Daniel Lockney 氏の言葉を、Nurton は次のように引用しています。

「成長可能なもう一つの分野は国際協力です。NASA のスタートアップ プログラムは米国内が中心ですが、(技術関連の輸出規制がある場合を除いて) NASA は海外企業にもライセンスを供与しています。ですが予算の関係で、NASA が米国外に特許出願することはほとんどないため、海外企業が早期の段階で参入し、特許協力条約 (PCT) の国際出願手数料、、、或いはその他の出願手数料を負担してくれることを期待しています。」

WIPO マガジンは以下のリンクから、

[https://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/index.html](https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html)

2022 年第 2 号 (No.02/2022) は、以下のリンクからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/2022/02/](https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2022/02/)

#### 実務アドバイス

##### PCT ニュースレター 2022 年 5 月号 (No.05/2022) の実務アドバイスの修正

上記 PCT ニュースレター (英語版) 12 ページ (訳者注: 日本語版 11 ページ) に掲載された実務アドバイスに、以下の誤った文が記載されていたので、削除されました。

“The JPO as IPEA will accept international applications filed with the USPTO and do not require that the international search be carried out by the JPO.”

「IPEA としての JPO は USPTO に出願された国際出願を受理しており、JPO が当該国際出願の国際調査を実施していることは要求していません。」

日本国特許庁は、国際調査が当該官庁により実施された場合に限り、国際予備審査機関として行動する点にご注意下さい。

ePCT から出願にアクセスすることなく、複数の国際出願について変更の請求を電子的に提出すること

Q: 当方は、同じ出願人に代わって、提出された複数の PCT 出願を担当する新しい代理人となり、PCT 規則 92 の 2 に基づく代理人の変更の請求を国際事務局 (IB) に提出するつもりです。この手続を電子的

に行きたいのですが、IB は電子メールや FAX による書類を受け付けていませんし、当方はまだ出願への ePCT のアクセス権を持っていません。変更の請求はどのように送付すればよいのでしょうか？

A: 関係する国際出願の代理人として記録されるためには、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の請求と共に出願人が署名した委任状の提出が必要<sup>5</sup>となる点にご注意下さい。

ePCT システムでは、送信者が該当する国際出願へのアクセス権を持っていない場合でも、IB への書類のアップロードが可能です。ePCT を初めて利用する方で、まだ WIPO アカウントを持っていないのであれば、最初に ePCT をはじめとする WIPO オンラインサービスの利用に必要な WIPO アカウントを作成して下さい (作成は簡単で 2 分もかかりません)。新規ユーザ向けの利用開始方法のページから、WIPO アカウントの作成方法を説明する短編ビデオチュートリアルがご利用いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCT/about-newusers.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ユーザ名とパスワードで保護された WIPO Account があれば、ePCT にログインし、IB に書類をアップロードすることができます。ログイン後は、国際出願への ePCT のアクセス権がないため、検索フィールドに国際出願番号と対応する国際出願日を入力して、代理人の変更に係る出願リストの最初の出願を検索して下さい。番号と日付が一致すれば、IB にアップロードする一つ又は複数の PDF 書類を添付することができます。

複数の出願について変更の請求を提出する場合は、リストの最初の出願について、変更を請求する書簡と委任状をアップロードするだけで足りる。書類の種類として “Request for change under Rule 92bis (for multiple International Applications)” 「(複数の国際出願に係る) 規則 92 の 2 に基づく変更届」を選択し、新しい代理人の氏名、住所、電子メール、電話番号、国際出願の書類記号を記載した代理人の変更の記録を請求する書簡を添付して下さい。IB は紙による通知を発行していないため、IB が記録の変更の通知 (様式 PCT/IB/306) や後続の通知を送付可能な電子メールアドレスを、明確且つ正確に記載することが大変重要です。

その書簡には、同様の変更に係る他の全ての国際出願のリストも記載して下さい。ただし、30 か月の期間が満了した国際出願については、IB は対応できないため含めないようご注意ください。この変更が複数の受理官庁 (RO) になされた出願に関する場合は、RO ごとにリストを作成すること、つまり、国際出願番号によってリストをグループ化することをお勧めします。そうしていただくと、IB が請求された変更を処理する際に役立ちます。

代理人の記録の変更を請求する書簡に加えて、筆頭の出願人又は共通の代表者とみなされる者が署名した、関係する国際出願全ての代理人として新しい代理人を選任する旨の委任状も添付して下さい。複数の出願についてこの請求を提出していますので、各出願について個別の委任状ではなく、包括委任状を提出する方が望ましいでしょう。また、記録された代理人として行動することを希望する RO に対して出願人を代理する権能を有していることを確認して下さい。

必要な書類が添付されアップロードの準備ができたなら、テキストストリング (文字列) 署名を入力するかイメージ署名を添付して、新しい代理人自身が署名権者として書類に署名することができます。或いは

<sup>5</sup> IB は、出願時に願書に記載されていなかった代理人若しくは共通の代表者の選任、又はその者により書面が提出される場合は、委任状の提出が必要となることを規定しているため、委任状が必要となります。

ご自身以外の方、例えばアシスタントやパラリーガルが、書類をアップロードする場合は、ご自身が新しい代理人として変更を請求する添付書簡に署名していれば、アップロードの担当者は、必要な署名はアップロードされた書類に含まれている旨を表示することができます。

必要な書類が全て添付され、正しい署名が提供されたことを確認した後、“Upload”「アップロード」をクリックすると、提出が完了し、書類は IB に電子的に送信されます。提出後は、アップロードされた書類を該当する出願の“Documents”「書類」から確認でき、IB は、提供されたリストの他の国際出願のそれぞれの一件書類内にその書類の写しを保存します。

ePCT に関する詳細ページでは、ビデオチュートリアルや FAQ (よくある質問) へのリンクを提供しています。

[https://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_faq.html](https://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_faq.html)

万が一 ePCT システムが利用できない場合は、以下のリンクから、緊急用アップロードサービスがご利用いただけますが、ePCT が提供する検証機能は一切含まれていないため、あくまで緊急時の対応策としてご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

変更の請求を提出する際のベストプラクティスは、WIPO アカウントに高度な認証を設定することです。そうすることで、システム内の出願へのアクセス権を請求したり、個人向け通知、リアルタイム検証やオンライン“Actions”「アクション」等の機能を利用して、出願を効率的に管理することができます。高度な認証は簡単に設定でき、最も効率的なオプションとして、アプリの使用かテキストメッセージ (SMS) を介して配信されるプッシュ通知又はワンタイムパスワードの生成があります。一度設定すれば、高度な認証を用いてログインすることで ePCT の全機能にアクセスできるようになります。その機能には、IB が保有する出願全ての電子記録へのアクセス権、また IB や RO 若しくは国際調査機関 (ISA)/国際予備審査機関 (IPEA) としての様々な資格において行動する 70 以上の官庁への書類の電子通信などが含まれます。

利用開始の流れを説明する以下の“Getting started”「スタートガイド」には、必要な情報が全て提供されています。

<https://wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=588>

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct\\_getting\\_started.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf) (日本語)

ePCT の利用に関するご質問は、WIPO の PCT 電子サービスヘルプデスクまでお問い合わせ下さい。

電子メール: [pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int)

電話番号: +41 22 338 9523

WIPO 開庁時間内で担当職員が対応可能な際は、オンラインチャットでもご質問いただけます。

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年9月号 | No. 09/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## カーボベルデが ARIPO に参加

カーボベルデが、2022年7月14日に、アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) の枠組みにおける特許及び意匠に関するハラレ議定書の加入書を寄託しました。したがってカーボベルデは、2022年7月14日から ARIPO 加盟国となり、ハラレ議定書はカーボベルデに関して2022年10月14日付で発効予定です。これにより ARIPO 加盟国数は22か国、並びにハラレ議定書の締約国数は20か国となります。

この参加を受けて、2022年10月14日以降になされる全ての国際出願は、国内特許に加えて、ARIPO 特許に関するカーボベルデの指定が含まれることとなります。さらに、2022年10月14日からは、カーボベルデの国民及び居住者は、品質管理知的所有権機関 (IGQPI) 又は WIPO 国際事務局に加えて、受理官庁としての ARIPO に対しても国際出願を行うことができるようになります。

カーボベルデの加入に関する ARIPO の告知は、以下に掲載されています。

<https://www.aripo.org/the-republic-of-cape-verde-deposits-instruments-of-accession-to-aripo-%ef%bf%bc/>

(PCT 出願人の手引 附属書 B2 (AP) 及び C (AP) が更新されました)

## PCT 作業部会の会合文書

第15回 PCT 作業部会が2022年10月3日から7日にわたりジュネーブで開催されます。会合文書は以下のリンクからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=72089](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=72089)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

## 国際出願の電子出願及び処理

ジャマイカ知的所有権庁 (JIPO) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのジャマイカ知的所有権庁 (JIPO) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2022 年 8 月 15 日から ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願の受理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、以下の 2022 年 8 月 25 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JM) が更新されました)

## 受理官庁が電子出願に関する通知を更新

以下の官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

- BN ブルネイ・ダルサラーム知的所有権庁 (BruIPO)
- CU キューバ工業所有権庁
- CZ チェコ共和国工業所有権庁
- DJ ジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC)
- EC 知的所有権国立サービス (SENADI) (エクアドル)
- EE エストニア特許庁
- ES スペイン特許商標庁
- GE ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)
- JP 日本国特許庁 (JPO)
- SI スロベニア知的所有権庁

該当する変更は以下の 2022 年 8 月 18 日及び 9 月 1 日、9 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

## PCT 規則 12.1(d) に基づく言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日に発効しました。また、PCT 実施細則の第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- BN ブルネイ・ダルサラーム知的所有権庁 (BruIPO): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- CU キューバ工業所有権庁: スペイン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- CZ チェコ共和国工業所有権庁: 英語、仏語、独語又はチェコ語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- DJ ジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC): アラビア語、英語又は仏語 (国際出願の言語と同一言語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- EC 知的所有権国立サービス (SENADI) (エクアドル): スペイン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- EE エストニア特許庁: 英語又は独語 (国際出願の言語と同一言語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- ES スペイン特許商標庁: スペイン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及びスペイン語の両言語でも提出することを許可しています。
- FI フィンランド特許登録庁 (PRH): 英語、フィンランド語又はスウェーデン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- GE ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI): 英語、ジョージア語、又はロシア語 (国際出願の言語と同一言語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- JM ジャマイカ知的所有権庁 (JIPO): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- MK 国家工業所有権庁 (北マケドニア): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- SI スロベニア知的所有権庁: 英語、仏語、独語又はスロベニア語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- TR トルコ特許商標庁 (Turkpatent): 英語、又は国際出願の言語と同一言語 (仏語、独語又はトルコ語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。

## PCT 実施細則の改正、PCT 受理官庁ガイドラインと PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂

PCT 実施細則の改正版、PCT 受理官庁ガイドラインと PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂版が、2022 年 7 月 1 日に発効しました。

修正を含む実施細則の改正版は、英語、仏語とスペイン語に加えてロシア語でも PDF 形式でご利用いただけるようになりました。

<https://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

英語と仏語の条文は、HTML 形式でもご利用いただけます。

双方のガイドラインの全条文も、以下の WIPO ウェブサイトにて上記 4 言語でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

英語以外の言語は、ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから選択可能です。

## 例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁に関して、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご注意下さい。

### カナダ知的所有権庁

カナダ知的所有権庁は、エリザベス二世女王陛下の国葬により 2022 年 9 月 19 日が連邦政府の休日に指定されたため、当該官庁が公衆に対し閉庁した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

### 知的所有権庁 (英国)

エリザベス二世女王陛下の崩御を受けて、知的所有権庁<sup>1</sup> (英国) は、国葬及び喪中期間により 2022 年 9 月 19 日が公休日に指定されたため、当該官庁が公衆に対し閉庁した旨を IB に通知しました。

### フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、2022 年 8 月 23 日午後 1 時から翌日の 24 日まで、首都圏、カヴィテ、ラグナ、リサール、ブラカン、サンバレス及びバターン州にて悪天候のため、官公庁が公衆に対し閉庁した旨を IB に通知しました。

官庁により IB に提供された閉庁日に関する追加情報は、以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

---

<sup>1</sup> 知的所有権庁は特許庁の運用名称です。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 出願人の手引 (英語版)

PCT 国際段階及び国内段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引「国際段階の概要」及び「国内段階の概要」の英語版が更新され、それぞれ以下のリンクからご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/ipindex.html>

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/npindex.html>

仏語、スペイン語及びロシア語の更新版は準備中です。

### PCT アップデート

AZ: アゼルバイジャン共和国知的所有権局 (管轄国際調査及び予備審査機関)

BL: ブルネイ・ダルサラーム知的所有権庁 (BruIPO) (FAX 使用の終了、電子メールアドレス)

CV: カーボベルデ (管轄国際調査及び予備審査機関)

HU: ハンガリー (手数料)

JM: ジャマイカ (電子出願、受理官庁としての当該官庁の要件に関する情報)

PT: ポルトガル (手数料)

### 調査手数料 (一部の官庁)

2022 年 11 月 1 日より、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に表示された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁……………	ニュージーランドドル 南アフリカランド
オーストリア特許庁……………	シンガポールドル
欧州特許庁……………	シンガポールドル
インド特許庁……………	ユーロ

上述した通貨の新換算額は手数料表 I(b) に表示されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、EP 及び IN) が更新されました)

### 取扱手数料 (韓国知的所有権庁)

2022 年 11 月 1 日より、国際予備審査機関としての韓国知的所有権庁に対して韓国ウォンで支払う、取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 274,000 韓国ウォンとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (KR) が更新されました)

## PATENTSCOPE ニュース

### スイス国内コレクションのドシエ情報

スイス国内コレクションのドシエ情報が PATENTSCOPE でご利用いただけるようになりました (<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>)。

ドシエ情報は、関係する出願の「書類」タブからアクセスでき、審査プロセスにわたる特許出願の進捗について、以下の最新情報を提供します。

- 調査報告
- オフィスアクション、及び
- 出願人と特許庁間の通信

## 実務アドバイス

### 差替え用紙を提出すること

Q: 当方は PCT 出願の代理人です。明細書、請求の範囲と図面の差替え用紙が必要な旨が記載された手続補正命令書 (様式 PCT/RO/106) を受け取りました。差替え用紙はどちらに送付すればよいのでしょうか？また、差替え用紙には何を含めるべきでしょうか？

A: 国際出願を受理すると、受理官庁 (RO) は PCT 第 14 条に基づき、出願に欠陥がないかを点検します。これには、例えば、願書が PCT 規則の定めるところによる署名がされていること、出願人に関する所定の記載が含まれていること、発明の名称が記載されていること、そして出願が PCT 規則 11 に基づく所定の様式上の要件が規則に定める程度にまで満たされていることなどの点検が含まれます。

様式 PCT/RO/106 は、PCT 規則 11 に基づく国際出願の様式上の要件に関するもので、RO が発見した欠陥を PCT 規則 26.2 に基づき適用する期間内に (つまり、求めの日から 2 か月以内に) 訂正するよう求めるため発出するものです。

以下の様式 PCT/RO/106 の一つ又は複数のアネックスに、RO が出願に発見した様式上の欠陥が記載されます。

- |           |   |
|-----------|---|
| アネックス A:  | 国際出願及び願書の署名、出願人の詳細、出願の所定の要素の言語、発明の名称及び要約の欠陥 |
| アネックス B1: | 提出された国際出願の本文の表記の欠陥                          |
| アネックス B2: | 国際出願の翻訳文の本文の表記の欠陥                           |
| アネックス C1: | 提出された国際出願の図面の表記の欠陥                          |
| アネックス C2: | 国際出願の翻訳文の図面の表記の欠陥                           |

したがって、この事例での代理人が受け取った様式 PCT/RO/106 のアネックス B1 及び C1 には、提出された国際出願の明細書、請求の範囲及び/又は図面の表記の欠陥について、差替え用紙の提出が必要

な旨が記載されているはずですが、これらのアネックスには、様式上の欠陥に関するより具体的な情報も記載されているでしょう。特定のページのみ欠陥がある場合は、RO はページ番号を指定するはずで、それらのページのみ差替えが必要となります。

差替え用紙が期間内に RO に提出されない場合、それらは RO により認められることはありませんし、国際事務局 (IB) にも送付されません。しかしながら、この提出期間の延長を請求することは可能であり、RO は、以下の PCT 受理官庁ガイドラインの 154-155 項に従い、その請求を考慮するでしょう。

[https://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro153\\_159.html#\\_153](https://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro153_159.html#_153)

手続補正命令書に対する答弁書は IB ではなく RO に提出する必要があります (ただし、答弁書が受理された場合は、その後 RO は IB での処理のためその書類を転送します)。また、その答弁書には、様式上の要件を満たしていない全文の補正を行った差替え用紙を含めて下さい。ここで注意していただきたいのは、差替え用紙自体に、国際出願番号又はそれが差替え用紙である旨を記載すべきではない点です。できれば、国際出願番号と送付の趣旨は添付した書簡に記載して下さい。また、その書簡には、差替えられる用紙と差替え用紙との相違についても注意を喚起して下さい。なお、差替え用紙に国際出願番号を記載し、"SUBSTITUTE SHEET (RULE 26)" 「差替え用紙 (規則 26)」 の押印をするのは RO です。また、RO の押印が出願の本文又は図面のどの部分にも重ならないように正しい余白 (PCT 規則 11.6 参照) を確保すること、そして補正が前後のページにも影響している場合は、それぞれ以下の実施細則第 207 号及び第 311 号に従い、それらのページも補正の一部として確実に提出することが重要です。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/s207.html>

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/s311.htm>

補正後の差し替え用紙には、最初に提出された本文又は図面の内容に対する追加若しくは修正が含まれてはならず、様式上の補正のみが許されます。様式上の要件に関係のない追加又は修正を RO が発見した場合は、差替え用紙は拒否され、RO は関係する方式要件の補正のみを含む、新しい差替え用紙を提出するよう出願人に求めます。RO が、"SUBSTITUTE SHEET (RULE 26)" 「差替え用紙 (規則 26)」 の押印のない拒否された差替え用紙案の写しを、拒否理由を説明した様式 PCT/RO/132 と併せて IB に転送する場合があります。

また、案件によっては、RO は差替え用紙が PCT 規則 91 (PCT 受理官庁ガイドラインの 208(ii)及び 302 から 308 項) に基づく明白な誤記の訂正の請求として国際調査機関 (ISA) に対し提出可能な旨を、出願人に注意喚起することがあります。または、出願人の同意を得て、RO が相違を含む用紙を ISA に転送することもできます。これらの場合には、RO は差替え用紙の写しを「当該官庁用写し」の一部として RO のファイルには加えず、IB にも送付しません。

RO によりますが、国際出願へのアクセス権を持っていれば、高度な認証を用いて ePCT を利用し、手続補正命令書に対する答弁書をアップロードできる場合があります。該当する RO が ePCT を利用した書類のアップロードを出願人に許可しているかについては、以下のリンクから官庁プロフィールの処理設定を調べて確認することができます。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/OfficeProfile.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

“applicants have the ability to upload documents using ePCT” 「出願人は ePCT を利用した書類のアップロードが可能」と表示されない場合は、各自の通信手段で答弁書を RO に提出して下さい。

出願人からの様式 PCT/RO/106 に対する答弁書を受け取ると、RO は、出願人が PCT 規則 26.2 に基づく適用する期間内（該当する場合は、RO が延長した期間内）に補正を提出したのかどうか、そしてそのように補正された国際出願は取り下げられたものとみなすべきであるかどうかを決定します。ただし、PCT 規則 26.5 は、「国際出願は、規則 11 に定める様式上の要件が国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされている場合には、当該様式上の要件を満たさないことを理由として取り下げられたものとみなさない」ことを規定しています。これは実際には、PCT の方式要件に準拠していないことを理由に、RO が出願が取り下げられたものとみなすことを宣言するのは稀な状況であることを意味します。とはいえ、指摘された方式上の全ての問題がすでに国際段階で十分対処されていれば、国内段階での出願処理の進捗に大いに役立つでしょう。したがって、その後指定官庁による追加の補正命令を回避することができます。

なお、用紙の番号の付け方、余白、用紙の形式、用紙の大きさ、コピーの跡、図面の歪みなどの軽微な欠陥は、IB が公開の技術的な準備をする際に補正することができます。公開用の写しを作成している際に IB がそのような欠陥をすでに補正した場合、IB はその補正を出願人に説明する通知（様式 PCT/IB/345）を発出し、差替え用紙は使用されません。

原則として、差替え用紙が受理された場合、RO が押印をし、差替えのため IB に転送され公開されます。差替え用紙が技術的準備の完了後に IB に到達した場合、IB は差替え用紙を含めた再公開の予定を立てます。

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年10月号 | No. 10/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## PCT 作業部会

第 15 回 PCT 作業部会会合が、2022 年 10 月 3 日から 7 日にわたりハイブリッド会議としてジュネーブにて開催されました。本作業部会で議論され、検討された出願人に関連する主なトピックスの一部を以下に紹介します。

### フルテキスト形式の出願の処理

本作業部会は、XML 若しくは DOCX 出願に基づくフルテキスト形式の国際出願の効果的なエンド・ツー・エンド処理に関する取決め案を作成する方向を支持しましたが、技術的、法的な詳細の多くについては解決策が必要とされます (文書 PCT/WG/15/14 参照)。国際事務局 (IB) は、XML/DOCX 出願を容易かつ安全で望ましい選択肢とする解決策を特定するため、官庁及び弁理士と協議するよう提案しました。

### PCT の方式チェック

本作業部会は、PCT の方式審査の品質向上を目的とした選択肢を検討しました (文書 PCT/WG/15/6 参照)。一部の加盟国代表団は、方式審査の一貫性を改善し、方式上の異議を減らす提案に強い関心を示したものの、ある程度均一化された国際公開を確実に行う目的において必要な選択肢ではないとし、他の数か国は、方式審査を IB に集中化する提案に懸念を表明しました。本作業部会は、国際公開の標準と PCT 規則 11 の準拠が必要とされる範囲について明確な定義の設定を検討することを含め、この問題をさらに考慮するよう IB に求めました。

IB は、当事務局との通信に許可される言語を、段階的にさらに拡大することを認める提案を別途検討することに合意しました。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

### 書面による開示以外の開示の引用

本作業部会は、先行技術の定義について、書面による開示以外の開示を含めるよう拡大する IB の提案を基本的に支持し（文書 PCT/WG/15/5 参照）、特にそのような引用の複写の保管と提供について実施内容を詳しく検討するよう国際機関に求めました。

### WIPO 標準 ST.26 の実施

本作業部会は、WIPO 標準 ST.26 の実施に関する文書（文書 PCT/WG/15/3 及び PCT/WG/15/9 参照）に留意しました。加盟国代表団は、WIPO Sequence の利便性の向上と PATENTSCOPE での配列表の表示機能の実装に期待を示しました。本作業部会はまた、配列表や他の出願内容を元の形式で交換することを認める、優先権書類に関する新しい標準の要件について評価するよう WIPO 標準委員会に求めました。

### 複数言語による国際出願

本作業部会は、受理官庁と国際調査機関がそれらの言語全てを認めている場合、複数の言語で記載された国際出願の問題に対処するため、PCT 規則を改正する欧州特許庁の提案（文書 PCT/WG/15/18 参照）を概ね支持しました。しかしながら、一部詳細についてはさらなる議論が必要とされました。

### 特許審査ハイウェイの PCT への正式統合

本作業部会は、特許審査ハイウェイを PCT に正式に統合するこれまでの取り組み（文書 PCT/WG/15/16 参照）に留意し、将来の本作業部会の対面会合にて情報共有ワークショップを準備するよう IB に求めました。

### 国際出願と関連書類の提出形式

受理官庁が国際出願と中間書類の電子形式に限った提出を要求することを認めるブラジルによる提案に広い関心が寄せられました（文書 PCT/WG/15/13 参照）。しかしながら、加盟国代表団は出願人の救済措置や、紙での提出を締約国の官庁に認めるよう規定する特許法条約との整合性に懸念を示しました。

### PCT 最小限資料

PCT 最小限資料に関する PCT 規則改正案（文書 PCT/WG/15/11 及び PCT/WG/15/12 参照）は支持されました。しかしながら、一部の加盟国代表団は、規則改正を採択する前に関連する実施細則草案の実施内容の確定が必要な点を考慮しました。

### WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

加盟国代表団の多くは、ある官庁が他の官庁のために徴収する手数料について、WIPO 手数料移転サービスの利用を義務付けする提案を基本的に支持しました。また、ある官庁に代わり IB に対し手数料を「集中決済」する提案も一部支持されました。これにより ePCT 経由で提供されるサービスへ支払を統合することが可能になります（文書 PCT/WG/15/10 参照）。IB は、将来の作業部会会合に向けて WIPO 手数料移転サービスの利用義務に関する規則変更案を作成し、一部官庁を対象に集中決済の試行プロジェクトを検討する予定です。

## その他の事項

作業部会は以下の事項も検討しました。

- 特許審査官を対象とした研修の調整 (文書 PCT/WG/15/7 参照)
- 実体審査を行う特許審査官を対象とした研修向けの e-learning 資料のリポジトリ (文書 PCT/WG/15/4 参照)
- PCT の技術支援の調整 (文書 PCT/WG/15/10 参照)
- 五大特許庁 (IP5) による PCT 協働調査及び審査試行プロジェクトのステータスレポート (文書 PCT/WG/15/8 参照)
- PCT オンラインサービス (文書 PCT/WG/15/15 参照)
- 第 29 回 PCT 国際機関会合 (文書 PCT/WG/15/2 参照)

## 要約と文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/15/19) は、作業文書と併せて WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=72089](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=72089)

## PCT 技術協力委員会

第 32 回 PCT 技術協力委員会会合が、第 15 回 PCT 作業部会会合に併せて 2022 年 10 月 3 日から 7 日にわたりジュネーブにて開催されました。当委員会は、サウジ知的所有権機関を PCT の国際調査及び予備審査機関として選定することを PCT 総会に勧告しました。

詳細は議長による要約をご利用下さい。

[https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=587471](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=587471)

## ISA としての欧州特許庁: CNIPA/EPO 試行プロジェクトが 2023 年 11 月 30 日まで延長

2020 年 12 月 1 日から、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) と欧州特許庁 (EPO) は、中華人民共和国の国民若しくは居住者である PCT 出願人が、受理官庁としての CNIPA 若しくは国際事務局に対して行われる国際出願のための国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、CNIPA に加えて、欧州特許庁 (EPO) を選択することを認める試行プロジェクトを開始しました。

本試行プロジェクトの第一段階は、2020 年 12 月 1 日から 2 年間の期間で開始されました。2022 年 11 月 30 日に終了予定ですが 2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで 1 年間延長される予定です。

本試行プロジェクトの枠組みにおいて CNIPA が ISA としての EPO を指定するには、以下の条件が必要となります。

- 英語で行われる国際出願にのみ適用される
- 受理官庁としての CNIPA 又は国際事務局 (IB) に対して行われる国際出願に適用される

(c) 延長された 12 か月の期間に最大 3,000 件の国際出願が先着順に受理される

本試行プロジェクトの開始時に設定された移行期間は引き続き適用され、当期間中は受理官庁としての CNIPA に対し国際出願を行い、ISA として EPO を選択する出願人は、ISA として行動する EPO に直接国際調査手数料を支払う必要があります。

料金は、ユーロの支払のみであり、PCT 手数料表 I(b) に掲載されています。調査手数料が支払われると、ISA/EP へ調査用写しを送付する手続が開始されます。出願人の皆様には、EPO の Online Credit card platform (<https://www.epo.org/fee-payment-service/en/login>) のご利用或いは、EPO の預金口座をお持ちであれば、EPO Online Filing (OLF) 若しくは EPO case management system (CMS) のご利用をお勧めします。銀行振込若しくは EPO Online Fee Payment service 経由での調査手数料の支払はできません。

受理官庁としての IB に対し行われる国際出願については、調査手数料はユーロ、スイスフランか米ドルで直接 IB にお支払下さい。各通貨の換算額は PCT 手数料表 I(b) に掲載されています。

より詳細な情報については、以下をご参照下さい。

- EPO ウェブサイトのよくある質問の一覧

<https://www.epo.org/service-support/faq/own-file/cnipa-epo-pilot.html>

- CNIPA ウェブサイトの掲載情報

[https://english.cnipa.gov.cn/art/2022/9/30/art\\_1340\\_179068.html](https://english.cnipa.gov.cn/art/2022/9/30/art_1340_179068.html)

- CNIPA と EPO の共同声明

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/9/16/art\\_53\\_178765.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/9/16/art_53_178765.html) 及び

<https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220916.html>

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CN) が更新されました)

### 経済発展観光省 (モンテネグロ): 受理官庁機能の終了と国内ルートの閉鎖

経済発展観光省 (モンテネグロ) は、2022 年 10 月 1 日から、PCT 受理官庁として行動することを終了した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。したがって、当該日以降は当該官庁に対し PCT 出願を行うことはできません。当該官庁は、PCT 受理官庁の義務を欧州特許庁 (EPO) に委任し、EPO は IB に加えてモンテネグロの居住者若しくは国民である PCT 出願人のために受理官庁として行動します。

さらに当該官庁は、2022 年 10 月 1 日以降に行われる国際出願について、PCT 経由で特許保護を取得する国内ルートを閉鎖したことも IB に通知しました。モンテネグロにおける保護を希望する出願人は、今後当該国の国内段階へは移行できません。モンテネグロが 2022 年 10 月 1 日から欧州特許条約 (EPC) に拘束されているため、当該日以降に行われた国際出願は、欧州特許について自動的にモンテネグロの指定を含みます。これを受けて PCT 出願人は、欧州特許庁に対し広域段階移行する場合に限りモンテネグロにおける保護を求めることができます。EPC 締約国であり、且つ国内ルートを閉鎖した国

の一覧は、ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、ラトビア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、サンマリノとスロベニアです。

加えて、経済発展観光省（モンテネグロ）は、他の官庁に対し国際出願を行う際に適用する国内法の規制に関し IB に詳細を提供しました。詳細は、出願人がモンテネグロの国籍を有する、モンテネグロに居所若しくは所在地を有する場合であって、国際出願がモンテネグロの防衛と安全保障に係る重要な発明に関する場合は、モンテネグロ防衛省に対する出願が義務付けられており、EPO 若しくは IB に対し出願は行わないこととしています。

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (ME) 及び C (ME) が更新されました)

### 国際出願の電子出願及び処理

#### 品質管理知的所有権機関 (IGQPI) (カーボベルデ)

受理官庁としての品質管理知的所有権機関 (IGQPI) (カーボベルデ) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2022 年 10 月 31 日から ePCT 出願を利用して電子形式で行われる国際出願の受理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2022 年 9 月 29 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CV) が更新されました)

#### イラク特許庁 (IQPO) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのイラク特許庁 (IQPO) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2022 年 9 月 4 日から ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願の受理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2022 年 9 月 22 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IQ) が更新されました)

#### ジャマイカ知的所有権庁 (JIPO) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始 – 修正

受理官庁としてのジャマイカ知的所有権庁 (JIPO) による、ePCT 出願を利用した電子形式で行われる国際出願の受理開始の発効日は 2022 年 8 月 22 日であり、PCT ニュースレター 2022 年 7-8 月号に記載された 2022 年 8 月 15 日ではありませんのでご注意ください。

加えて、電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2022 年 8 月 25 日付ではなく、2022 年 9 月 22 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JM) が更新されました)

受理官庁が電子出願に関する通知を更新

以下の官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

- FI      フィンランド特許登録庁 (PRH)
- AP      アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO)
- TR      トルコ特許商標庁 (Turkpatent)

該当する変更は、2022 年 9 月 22 日及び 10 月 6 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

### PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日から発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- AP      アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- DK      デンマーク特許商標庁: デンマーク語、英語、仏語、独語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- TH      知的財産局 (DIP) (タイ): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- ZA      企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

### ISA 及び IPEA 取決めの最新/更新情報

韓国知的所有権庁

韓国知的所有権庁と WIPO 国際事務局間の取決めの更新版が、2022 年 12 月 1 日から発効予定です。当取決めは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関としての韓国知的所有権庁の機能に関するもので、英語と仏語の PDF 形式でそれぞれ以下に掲載されています。

[https://www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](https://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

[https://www.wipo.int/pct/fr/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](https://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html)

## PCT アップデート

CV: カーゴベルデ (管轄国際調査機関及び予備審査機関、電子形式による国際出願の提出)

CZ: チェキア (電子メールアドレス)

IQ: イラク (電子形式による国際出願の提出)

JP: 日本国 (手数料)

2022 年 11 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に日本円で支払う国際出願手数料と 30 枚を超える用紙 1 枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表の項目 4 に掲載された適用される手数料減額の日本円での換算額も変更され、手数料表 I(a) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

ME: モンテネグロ (官庁名、電子メールアドレス、インターネットアドレス、電話番号)

RO: ルーマニア (国の安全に関する規定)

SE: スウェーデン (手数料)

SY: シリアアラブ共和国 (手数料)

取扱手数料 (日本国特許庁、スウェーデン知的所有権庁 (PRV))

2022 年 11 月 1 日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁に日本円で、スウェーデン知的所有権庁 (PRV) にスウェーデンクローナで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金はそれぞれ 28,600 円と 2,200 スウェーデンクローナとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) 及び (SE) が更新されました)

調査手数料 (一部官庁)

2022 年 11 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

シンガポール知的所有権庁.....	ユーロ
中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA).....	米国ドル
日本国特許庁.....	スイスフラン
韓国知的所有権庁.....	スイスフラン
国立工業所有権機関 (ブラジル).....	米国ドル

また、2022 年 12 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

韓国知的所有権庁..... 米国ドル

米国特許商標庁 (USPTO)..... ニュージーランドドル、南アフリカランド

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、CN、JP、KR、SG、US) が更新されました)

### WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

以前お知らせしました通り、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは、PCT 手数料はある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます (詳細は、[https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=436911](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911) から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

IB は、2022 年 10 月 6 日付の公示 (PCT 公報) (279 ページ目から) に、当事務局に当サービスへの参加を通知した官庁、又は参加する業務範囲の変更に関する情報を掲載しました。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

### 例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁に関して、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご注意下さい。

#### オーストラリア特許庁

オーストラリア特許庁は、故エリザベス二世女王陛下に敬意を表し、国として喪に服す日として 2022 年 9 月 22 日が国の休日に指定されたため、公衆に対し閉庁した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

当閉庁に関する通知は、オーストラリア特許庁ウェブサイトからご利用下さい。

<https://www.ipaustralia.gov.au/sites/default/files/offices-closed-act-dg-declaration-2022-national-day-of-mourning.pdf>

#### ニュージーランド知的所有権庁 (IPONZ)

ニュージーランド知的所有権庁 (IPONZ) は、故エリザベス二世女王陛下の追悼日として 2022 年 9 月 26 日は公衆に対し閉庁した旨を IB に通知しました。

当閉庁に関する通知は、IPONZ ウェブサイトに掲載されました。

<https://www.iponz.govt.nz/news/iponz-closed-for-queen-elizabeth-ii-memorial-day-26-september-2022/>

## フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、悪天候のため 2022 年 9 月 26 日は公衆に対し閉庁しました。

官庁により IB に提供された閉庁日の追加情報は、以下をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 出願人の手引 (仏語とスペイン語版)

PCT ニュースレター 2022 年 9 月号に掲載された情報への追加です。PCT 国際段階及び国内段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引「国際段階の概要」及び「国内段階の概要」の仏語とスペイン語版が更新され、それぞれ以下のリンクからご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/fr/guide/ipindex.html>

<https://www.wipo.int/pct/fr/guide/npindex.html>

<https://www.wipo.int/pct/guide/es/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

<https://www.wipo.int/pct/guide/es/gdvol2/pdf/gdvol2.pdf>

ロシア語の更新版は準備中です。

### PCT 規則の履歴

PCT 規則の履歴が、2020 年 7 月の更新後に発効した規則改正を含み 2022 年 7 月 1 日付で更新されました。

当資料では、PCT 規則の採択以来行われた規則変更が、PCT 規則ごとに時系列に掲載されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regulations\\_history.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf)

### ウェビナーの新録音

#### 英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- “Everything you need to know about ePCT” ウェビナーシリーズから、ePCT Open Q&A Session (2022 年 10 月 4 日から 6 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

#### 仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、International Search and Preliminary Examination (2022 年 6 月 23 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

独語のウェビナー

下記の独語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、Amendments and Rectification of Obvious Mistakes (2022 年 9 月 22 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- PCT system: Priority corrections and other corrections in PCT international application (2022 年 6 月 9 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

## グローバル・イノベーション・インデックス

2022 年版グローバル・イノベーション・インデックス (GII) がご利用いただけるようになりました。

[https://www.wipo.int/global\\_innovation\\_index/en/2022/](https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2022/)

2022 年版 GI には、続く新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミック、生産性成長率の鈍化などの変化する課題を背景に、グローバルイノベーションの最新動向を追っています。イノベーションの強みや弱みに焦点を当てながら、132 経済圏のイノベーションパフォーマンスをランク付けし、世界の最も革新的な経済圏を紹介しています。2022 年版 GI の評価結果の概要は、プレスリリース PR/2022/895 に掲載されています。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article\\_0011.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0011.html)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## 実務アドバイス

### 国際出願の早期公開を請求する際の考慮

Q: 国際出願を行いました、競合他社が当方の発明と類似した製品を開発中であると聞き、出願の早期公開を請求すべきか思案しています。国際事務局による早期公開を請求する前に考慮すべき点がありますか？また、請求したい場合はどうすれば良いのでしょうか？

A: 国際出願の国際公開は、優先日から 18 か月を経過した後速やかに行われます (PCT 第 21 条 (2)(a))。この 18 か月の期間は、出願を進めるか否かさらに検討する機会を与え、また多くの国内法の実務と一致しています。PCT 第 21 条(2)(b) に基づき国際出願の早期公開を請求することができますが、請求する前にそれがご自身の関心に沿ったものであるのか慎重に考える必要があります。

### 早期公開を請求する前に考慮すべき点

国際出願を優先日から 18 か月より前に公開することで得られる特定のメリットがあります。

- この実務アドバイスの事例では、競合他社が関連する主題に関する出願を行う前にご自身の出願を公開することで、競合他社の出願の特許性が判断される際に、その公開された出願が先行技術として利用可能となっていることが重要になる場合があります。
- 早期公開することで、特定の指定 (又は選択) 官庁から、一定の条件下で早期の仮保護が付与される場合があります。仮保護の権利の例として、国内法に基づき、後に特許が付与されることを条件に、先の公開日から発生した侵害に対する特許使用料が支払われることや、侵害製品の製造を停止するよう競合他社に対し停止通告書を送付できるなどの出願人の権利があります。
- 出願人が一部締約国においてできる限り早急に特許の付与を得たい場合、(国内段階移行する条件ではありませんが) 出願の国際公開が、特定の国内法に基づき国内審査を開始する前提条件となる場合があるため、出願を早期に公開することが望ましいことがあります。
- 出願人は、宣伝、取引先との交渉、又は投資家を募る目的で、公開された特許出願を引用しやすくなります。

一方、早期公開の請求を行う前に考慮すべき潜在的なマイナス効果もいくつかあります。

- 国際出願の早期公開は、特定の重要な意思決定プロセスを早め初期段階で行うこととなります。早期公開の請求がなければ、国際公開の技術的準備が完了する前であれば、公衆に出願内容を開示せずいつでも出願を取り下げることが可能です (PCT 規則 90 の 2.1(c) 参照)。例えば、特許を取得する可能性が低そうであり、且つ内容をまだ機密にしておきたい場合、発明をさらに発展させ、出願は後で行いたい場合、又はその特定のイノベーションには企業秘密の保護がより適切だと考える場合などです。つまり、一度国際公開が行われると元に戻すことはできず、その後出願を取り下げたとしても、出願は公開されたままとなります。したがって、早期公開の請求を検討する場合は、出願の状況を慎重に判断して下さい。
- 早期公開により、市場の競合他社が、特許権侵害のリスクを回避するため、又は公開された技術をさらに発展させるため、より早い時期から出願中の特許を考慮して技術設計する可能性があるかもしれません。

## 考慮すべき他の関連点

早期公開の請求を決めたら、請求を行う前後に他の関連する手続上の問題の検討が必要な場合もあります。以下にそのような問題の例を挙げます。

国際公開に反映すべき書誌情報の変更はありますか？ 変更があれば、例えば、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の請求は、早期公開の請求を行う前に提出する必要があります。

国際出願の方式上の欠陥を補正する必要はありますか？ 早期公開のための技術的準備が完了した後であっても受理官庁が定めた期間内に補正を提出した場合、その補正は早期公開には反映されず、再公開の対象となるでしょう。

PCT 規則 26 の 2.1(a) に基づく優先権主張の補正又は追加を行う必要はありますか？ そのような補正/追加は、早期公開を請求する前に行ってください。そうでなければ、早期公開の請求が技術的準備の完了前に取り下げられない限り、補正/追加の請求は提出されなかったものとみなされます (PCT 規則 26 の 2.1(b) 参照)。

寄託された生物試料への言及を含めたいですか？ これらも早期公開の請求を行う前に提出する必要があります (PCT 規則 13 の 2.4(c) 参照)。

## 早期公開の請求方法と適用される手数料

国際出願の早期公開の請求は、直接国際事務局 (IB) に提出する必要があります (PCT 第 21 条(2)(b) 及び PCT 規則 48.4 参照)。請求するには、高度な認証有るか無しの ePCT 経由で、国際出願の早期公開を請求する署名付きの書簡をアップロードするか、或いは高度な認証を用いた出願へのアクセスがあれば、ePCT アクション機能の「早期公開請求」“Request for Early Publication”を完了することです。

早期公開の請求が提出され、国際調査報告若しくは PCT 第 17 条(2)(a) に基づく宣言が国際出願に併せて公開用にまだ利用可能となっていない場合には、公開が行われる前に 200 スイスフランの特別公開手数料の支払が必要となります (PCT 規則 48.4(a) 及び PCT 実施細則第 113(a) 号参照)。この手数料は、国際調査報告若しくは宣言を受け取った後に個別に公開する際の費用に充てられます。一方、報告がすでに提供されている場合は、手数料の支払は必要ありません (PCT 規則 48.4(a) 参照)。

## 早期公開請求の結果

公開は直ちに行われるものではありません。IB が早期公開の請求を、適用される場合は PCT 規則 48.4(a) に基づく手数料と併せて受け取った後、国際公開は (該当する場合) 翻訳文と技術的準備の完了次第、速やかに行われます。出願人はその後 IB から様式 PCT/IB/345 経由で公開予定日が通知されます。平均すると、早期公開の請求日から 4 週間から 8 週間以内に IB による準備作業が完了すると考えていいでしょう。特別公開手数料が発生しており、それが未払であれば出願人は IB から手数料の支払を求められ、その間は請求は処理されません。

出願人の皆様には ePCT を利用して出願状況をご確認いただきますようお願いいたします。ePCT の該当する出願のページ上部にある「タイムライン」“timeline”のリンクは、主要な PCT 期日や国際出願の期限の一覧表を提供しています。個別の出願に関するご質問は、出願を担当するオペレーションチームにお問い合わせ下さい。

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年11月号 | No. 11/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## ポッドキャスト Taking the Complexity Out of PCT

経験豊富な PCT ユーザの皆様にお知らせです。WIPO PCT 法務・ユーザ関連部部長 Matthew Bryan が “AUTM on the Air” (AUTM は前 Association for University Technology Managers) ポッドキャストのインタビューを受けました。インタビューは、当ポッドキャストの司会者である米国弁理士 Lisa Mueller 氏により行われ、PCT の歴史に触れ、彼の部署が実施する業務や PCT の今後の動向に対する彼の期待など、幅広い内容を網羅しています。



インタビューは、[Stitcher](#)、[Spotify](#) 又は [Apple Podcasts](#) からご利用下さい。

## ePCT システムの不通発生

PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、国際事務局 (IB) は、以下の期間に ePCT システムに不通が発生したことを PCT ユーザにお知らせします。

2022年10月19日 中央ヨーロッパ夏時間の午前2時半から午前6時25分まで

この不通により PCT 規則に定める期間を遵守できなかった出願人は、2020年7月16日付の公示 (PCT 公報) に掲載された IB の通知において公表された適用条件に従い (155 ページ以下参照)、PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づく期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。

## 国際出願の電子出願と処理

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

### 受理官庁が電子出願に関する通知を更新

以下の官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

- CH スイス連邦知的所有権機関
- IL イスラエル特許庁
- MA モロッコ工業所有権庁 (OMPIC)
- PA 工業所有権登録総局 (DIGERPI) (パナマ)
- UZ ウズベキスタン共和国司法省知的所有権局

該当する変更は、2022 年 10 月 20 日、10 月 27 日並びに 11 月 10 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

### PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日から発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- CH スイス連邦知的所有権機関: 英語、仏語又は独語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- PA 工業所有権登録総局 (DIGERPI) (パナマ): スペイン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- TH 知的財産局 (DIP) (タイ): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- UZ ウズベキスタン共和国司法省知的所有権局: 英語又はロシア語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及びロシア語の両言語でも提出することを許可しています。

### 経済発展観光省 (モンテネグロ): 受理官庁機能の終了と国内ルートの閉鎖 – 修正

PCT ニュースレター 2022 年 10 月号にて、モンテネグロにおける保護を希望する出願人は、「今後当該国の国内段階へは移行できません」と記載しましたが、経済発展観光省 (モンテネグロ) が受理官庁としての行動を終了する前から、当該国への国内段階移行はすでにできない状況であったことにご注意下

さい。2022 年 10 月 1 日より前に行われた国際出願については、欧州特許の延長に限り可能です (モンテネグロ知的所有権庁には、国内ルートは存在しませんでした)。

また、欧州特許条約 (EPC) 締約国であり、且つ国内ルートを閉鎖した国の一覧にリトアニアが含まれているべきでした。したがって、正しい国の一覧は、ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、サンマリノとスロベニアとなります。

## 優先権書類の提出

### 優先権書類の認証謄本を発行する官庁の更新情報

2020 年 4 月 23 日から、ePCT を利用する場合、優先権書類の認証謄本は、その謄本が発行官庁の証明書と併せて発行され、その証明書に電子署名されていることを条件に、PDF 書類として国際事務局 (IB) に対しアップロードすることができます。

シンガポール知的所有権機関は、電子署名された優先権書類の発行を開始した旨を IB に通知しました。PDF 形式の優先権書類を IB に対するアップロード用に選択可能な官庁の最新の一覧は、以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=838>

出願人の皆様には、優先権書類と同様の書類を知財 (IP) 庁間で安全に交換できる WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) の利用を推奨しています。DAS 参加庁の一覧は、以下をご利用下さい。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices.html](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html)

### WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

リトアニア共和国国家特許局は、2023 年 1 月 1 日から、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の提供庁と取得庁の双方として運用開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。提供庁として、出願人が明示的に当該サービスに認証謄本を利用可能とするよう請求する場合には、2023 年 1 月 1 日以降の特許出願の認証謄本を優先権書類として提供します。取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2023 年 1 月 1 日までに満了していない出願を対象に、当該サービスを通じて当該官庁に対し利用可能となる優先権書類を認めます。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=12645](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12645)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供するよう手配する代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対し請求することができます。当該サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

## PCT アップデート

AP: アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) (手数料)

CR: コスタリカ (手数料)

DZ: アルジェリア (手数料)

MK: 国家工業所有権庁 (北マケドニア) (所在地とあて名)

TM: トルクメニスタン財務経済省国家知的所有権局 (管轄国際調査機関及び予備審査機関)

US: 米国特許商標庁 (USPTO) (管轄国際調査機関及び予備審査機関)

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料 (多くの官庁)

2023 年 1 月 1 日より、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料の特定の通貨における換算額が変更されます。

PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/en/guide/> (英語版)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されます。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BG、BH、BW、BY、BZ、CA、CH、CL、CN、CR、CV、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IQ、IS、IT、JM、JO、JP、KE、KG、KH、KR、KZ、LR、LT、LU、LV、MD、ME、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZA、ZM、ZW、
- 附属書 D (国際調査機関): 全ての機関、
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): 全ての機関、及び
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、CN、EA、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、UA、US、XN、XV。

調査手数料 (韓国知的所有権庁)

品質管理知的所有権機関 (IGQPI) (カーボベルデ) が、2022 年 12 月 1 日から、韓国知的所有権庁 (KIPO) を ISA として指定したこと (PCT ニュースレター 2022 年 10 月号に掲載) に続いて、KIPO は当該日から、出願人 (又は、出願人が複数いる場合にはそれぞれの出願人) がカーボベルデの国民であり、カーボベルデに住所又は事業所を有する場合は、ISA としての当該官庁に支払う調査手数料を 75% 減額する旨を IB に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (KR) が更新されました)

## 国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

国際事務局の閉庁日

2022 年 12 月及び 2023 年 1 月の国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加え、以下の通りです。

2022 年 12 月 26 日 (月)

2022 年 12 月 30 日 (金) 及び

2023 年 1 月 2 日 (月)

したがって、休暇期間中の IB の就業日は、2022 年 12 月 27 日 (火) から 2022 年 12 月 29 日 (木)、そして 2023 年 1 月 3 日 (火) からは、平常通り業務を行います。

PCT インフォメーション・サービス、PCT オペレーションカスタマーサポート課 (PCT 電子サービス) と PCT オペレーション部の稼働日、並びに公開スケジュールの情報は、以下の通りです。

#### PCT インフォメーション・サービス

PCT インフォメーション・サービスは、2022 年 12 月 26 日 (月) から 2023 年 1 月 2 日 (月) まで業務を休止します。業務再開は 2023 年 1 月 3 日 (火) です。なお、この休暇期間中であっても当サービスに電話されますと (電話番号: (+41-22) 338 83 38)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

PCT インフォメーション・サービスでは、国際出願の提出や PCT 国際段階の中間手続に関する一般的なご質問にお答えします (出願の個別案件に関しては、PCT オペレーション部へお問い合わせ下さい)。詳細は以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

#### PCT オペレーションカスタマーサポート課 (PCT 電子サービス) と PCT オペレーション部

PCT オペレーションカスタマーサポート課と PCT オペレーション部の年末休暇期間中の予定は、以下の通りです。

2022 年 12 月 26 日 (月): 休止

2022 年 12 月 27 日 (火) から

2022 年 12 月 29 日 (木) まで: 平常通り午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間)

2022 年 12 月 30 日 (金) から

2023 年 1 月 2 日 (月) まで: 休止

2023 年 1 月 3 日 (火) 以降:

平常通り午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間)

なお、以下の点を再度ご確認ください。

– PCT オペレーションカスタマーサポート課では、電子形式での出願の作成、提出並びに管理を目的としたサービスに関するご質問にお答えします。ePCT (<https://pct.wipo.int>)、PCT-SAFE (訳者注: 2022 年 7 月 1 日をもち IB における PCT-SAFE 関連サービスは終了しました) (<https://www.wipo.int/pct-eservices/en/index.html>) 及び WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) (<https://www.wipo.int/das/en/>) 参照 (訳者注: ePCT 及び PCT-SAFE については、ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)。

– PCT オペレーション部では、出願の個別案件に関するご質問にお答えします。当オペレーション部は 10 チームにより管理されています。担当チームの一般用電子メールアドレスや電話番号は、様式 PCT/IB/301 をご確認ください。以下のリンクからご検索下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## 公開スケジュール

年末年始の休暇期間中は、PCT 出願は平常通り、2022 年 12 月 22 日(木) と 12 月 29 日(木) に公開予定です。なお、出願の国際公開に関して考慮されるべき変更にかかわる書類の到達期限に変わりはありません(それぞれ 2022 年 12 月 6 日(火) と 2022 年 12 月 13 日(火) の午前零時(中央ヨーロッパ時間)となります)。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### 願書様式

2022 年 7 月版願書様式の記入例 (PCT/RO/101) が、それぞれ英語、仏語、独語、日本語、ロシア語とスペイン語でご利用いただけるようになりました。

[https://www.wipo.int/pct/en/forms/request/filled\\_request.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/forms/request/filled_request.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/fr/forms/request/filled\\_request.pdf](https://www.wipo.int/pct/fr/forms/request/filled_request.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/de/forms/request/filled\\_request.pdf](https://www.wipo.int/pct/de/forms/request/filled_request.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/ja/forms/request/filled\\_request.pdf](https://www.wipo.int/pct/ja/forms/request/filled_request.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/filled\\_request.pdf](https://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/filled_request.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/es/forms/request/filled\\_request.pdf](https://www.wipo.int/pct/es/forms/request/filled_request.pdf)

### 国際予備審査請求書様式

2022 年 7 月版国際予備審査請求書様式の記入例 (PCT/IPEA/401) が、それぞれ英語、仏語、独語、日本語、ロシア語とスペイン語でご利用いただけるようになりました。

[https://www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled\\_demand.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled_demand.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled\\_demand.pdf](https://www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled_demand.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled\\_demand.pdf](https://www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled_demand.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/filled\\_demand.pdf](https://www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/filled_demand.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/filled\\_demand.pdf](https://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/filled_demand.pdf)

[https://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled\\_demand.pdf](https://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled_demand.pdf)

## 欧州資格試験 (European Qualifying Examination) 用の資料

国際事務局は、欧州資格試験 (EQE: European Qualifying Examination) 委員会と欧州特許管理認定試験 (EPAC: European Patent Administration Certification) 委員会との合意に基づき、欧州弁理士志望者向けの EQE用、若しくは特許管理人向けの EPAC 用の資料準備を支援する目的で、特別版 PCT 出願人の手引を PCT ウェブサイトに掲載しています。特別版には、2022 年 10 月 31 日付の各附属書並びに「国際段階」と「国内段階」の概要が英語と仏語で収録されています。従来とは異なり、PDF ファイルが検索可能なアプリケーション (html) 形式へ変更され、EQE 用にご利用いただけます。html 形式の PCT 出願人の手引は、以下をご利用下さい。

<https://pctllegal.wipo.int/eGuide/eqe/documents.xhtml>

## Learn the PCT (PCT を学ぶ) ビデオシリーズ: How to 国際出願の提出

### 日本語字幕版

Learn the PCT ビデオシリーズ (「How to 国際出願の提出」) 全ビデオ 29 本の日本語字幕版が完成しました。このシリーズは、WIPO PCT 法務・ユーザ関連部副部長 Matthias Reischle-Park による 29 本の短編ビデオ (各約 15 分) からなっており、PCT 手続の国際段階と国内段階における重要な側面や実務の基本事項を紹介しています。

日本語字幕版は、英語版ビデオ画面上のビデオコントロールにある字幕からご選択下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

Youtube ビデオの日本語字幕版は、ページ右上から日本語をご選択下さい。字幕版には、英語版ビデオの作成後に発効した PCT の新しい規則や規則改正に対する注記が含まれています。

### ウェビナーの新録音

#### 仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、Amendments and Rectification of Obvious Mistakes (2022 年 10 月 18 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

#### ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- PCT system: Online Regional Webinars on the PCT System for Central Asian, Caucasus and Eastern European Countries (CACEEC): Who Can File a PCT Application; How to Appoint an Agent and Who Can Act as an Agent (2022 年 10 月 11 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

## PATENTSCOPE ニュース

### 国内特許コレクション: マルタ

3,350 以上の特許文献を含む、マルタの国内特許コレクションが PATENTSCOPE に収録されました。マルタの国内コレクションの追加によって、PATENTSCOPE で利用可能な国内又は広域官庁のコレクションは 76 になりました。

当コレクションは、以下からご利用下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## 実務アドバイス

### WIPO が提供する PCT 関連の研修資料

Q: 当方は特許法律事務所の弁理士研修生です。WIPO が、特許協力条約 (PCT) 制度の役割や、ePCT を利用した国際特許出願の提出方法について、当方だけでなく他の研修生にも役立つような研修コースや資料を提供しているのであれば教えて下さい。

A: WIPO は、どこにいても、そして特許に関する経験の程度にかかわらず、知的財産を保護し利益を得たいと思うすべての人に、必要な知識、スキルやツールを確実に提供できるよう努めています。また、創造性を育み、サポートする取組みは、私たちすべて、そして何世代にもわたってポジティブな影響を与えることができると強く信じています。

WIPO は、知的財産に関連する幅広いトピックスに関する研修を様々な形態で提供しています。この点については、豊富な研修資料が WIPO ウェブサイト上で容易に利用できます。加えて、WIPO 講師は、一般公開されるバーチャルと対面式両方の研修に定期的に参加しています。また、個々の企業、団体や知財庁 (IP Offices) に対し、特定の研修ニーズに合わせた研修プログラムも提供しています。

### PCT ディスタンスラーニングコース

WIPO アカデミーが提供する PCT ディスタンスラーニングコース (PCT DL101 特許協力条約入門) は、PCT 制度の概要を学ばれたい方であればどなたでも受講でき、10 言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語) でご利用いただけます。この無料の自主学習コースは、WIPO の PCT 専門家により開発され、14 章から構成されており、受講者が自身の進捗を測定できる自己評価ツールが要所に配置されています。平均 6~8 時間でコースを修了でき、全コースを修了した受講者には修了証が自動的に発行されます。

詳細とコースへの登録については、以下をご利用下さい。

[https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=en&cc=PCT\\_101E#plus\\_PCT\\_101E](https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=en&cc=PCT_101E#plus_PCT_101E)

(訳者注: ページ右横の Courses available ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## Learn the PCT (PCT を学ぶ) ビデオシリーズ

PCT 制度に関するこのビデオシリーズは、国際特許出願プロセスの国際段階と国内段階双方に関連する 29 のトピックスを網羅しています。

このビデオでは、PCT 制度が、単一の「国際」出願により複数の国で発明の特許保護を求めることを可能にし、出願人をどう支援しているかを解説しています。ビデオは、WIPO ウェブサイトから英語で利用でき、中国語、日本語、韓国語とロシア語の字幕（並びにブラジル工業所有権機関 (INPI) 作成によるポルトガル語字幕版とサウジ知的所有権庁 (SAIP) 作成によるアラビア語字幕版）が選択できます。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

(訳者注: 日本語字幕版は英語版ビデオ画面上のビデオコントロールにある字幕から選択可能)

YouTube 版は以下からご利用下さい。

[http://www.youtube.com/playlist?list=PLsm\\_LOEppJawGEathiEBhgNEHmuHgZk9C](http://www.youtube.com/playlist?list=PLsm_LOEppJawGEathiEBhgNEHmuHgZk9C)

(訳者注: 日本語字幕版は <https://www.wipo.int/pct/en/training/index.html> ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから選択可能)

## PCT ウェビナー

WIPO はウェビナーを活用し、中継で参加する視聴者に PCT や ePCT 関連情報、研修や最新情報を提供しています。ライブセッションの録音と資料は、PCT 各言語のウェビナーページからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ar/seminar/webinars/index.html> (アラビア語)

<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html> (中国語)

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html> (英語)

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html> (仏語)

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html> (独語)

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html> (日本語)

<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html> (韓国語)

<https://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html> (ポルトガル語)

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html> (ロシア語)

<https://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html> (スペイン語)

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1631> (ePCT 関連ウェビナーの録音)

また、法律事務所、企業や団体で、特定の PCT トピックスに合わせたウェビナーをご希望される場合は、下記の電子メールへご連絡下さい。

[pct.training@wipo.int](mailto:pct.training@wipo.int)

## PCT セミナー

PCT 講師は、世界各地で多様な言語で開催されるセミナーに定期的に参加しており、一般の方すべてに公開されています。近日開催予定のセミナーの一覧は、月次の PCT ニュースレターのセミナーカレンダーに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

PCT セミナー資料は以下からご利用下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic\\_1/index.html](https://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/index.html)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

知財庁と出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

ePCT とその機能についてステップバイステップで詳細を説明する、官庁と出願人向けの ePCT ビデオチュートリアルが作成されました。ビデオチュートリアルは英語でのみご利用いただけます。

[https://www.wipo.int/pct/en/epct/index\\_epct\\_tutorials.html](https://www.wipo.int/pct/en/epct/index_epct_tutorials.html)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PATENTSCOPE 関連の研修

PATENTSCOPE データベースをテーマにした無料のウェビナーやビデオチュートリアルもご利用いただけます。ビデオチュートリアルは英語でのみご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/patentscope/en/>

外部の PCT 研修資料

WIPO PCT コンサルタント Carl Oppedahl 氏が、Schewegman Lundberg Woessner 法律事務所と共催し、講演した PCT の様々なトピックスについて (大半は米国の参加者を対象) 2022 年 2 月 8 日から 3 月 18 日にわたり中継された 15 回のバーチャルレクチャーシリーズのアーカイブ動画 (訳者注: 英語版のみ) が、ダウンロード配信用にご利用いただけます。レクチャーでは、PCT のドCKETING (記録管理)、出願手続や戦略的活用などのトピックスを解説しています。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/external-training.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

その他の資料

PCT は、研修資料に加え、出願人が発明の国際的な特許保護を求める際の支援や、知財庁が特許付与の決定を行う際の支援となる、そしてこれらの発明に関連する豊富な技術情報の公衆による利用を促進する、多くの有用な資料を提供しています。

-PCT 出願人の手引

PCT 出願人の手引 (手引) は、国際特許出願を行う希望者向けの、PCT に関する一般情報、特に PCT 手続の「国際段階」の情報や、いわゆる指定 (又は選択) 官庁に対する手続である PCT 手続の「国内段階」に関する一般情報から構成されています。当手引は、定期的に更新され (訳者注: 英語版は定期的に更新されますが、日本語版は年 1 回 4 月に更新されます)、詳細情報を検索可能な幾つかの附属書で補完されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

また、国際事務局 (IB) は、欧州資格試験 (EQE: European Qualifying Examination) 委員会と欧州特許管理認定試験 (EPAC: European Patent Administration Certification) 委員会との合意に基づき、欧州弁理士志望者向けの EQE 用、若しくは特許管理人向けの EPAC 用の資料準備を支援する目的で、2022 年 10 月 31 日付の特別版 PCT 出願人の手引を提供しています。特別版では、新しく検索可能なウェブアプリケーション (html) 形式で各附属書、国際段階と国内段階の概要を収録しています。以下をご利用下さい。

<https://pctlegal.wipo.int/eGuide/eqe/documents.xhtml>

-Protecting your Inventions Abroad: Frequently Asked Questions about the Patent Cooperation Treaty (PCT)

この基礎的な「よくある質問」では、出願人の視点から見た PCT 手続を説明しています。

<https://www.wipo.int/pct/en/faqs/faqs.html>

-FAQs about ePCT

PCT 電子サービスヘルプページでは、豊富なよくある質問の一覧と ePCT システムに関するサポート資料、デジタルアクセスサービス (DAS) と第三者情報提供制度についての情報も提供しています。

[https://pct.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_faq.html](https://pct.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_faq.html)

-初めて利用する方向け PCT 制度の案内

短編ビデオ「PCT 制度: 海外での特許取得を目指して」、そして海外で発明を保護する戦略の一環として PCT 制度がどう機能するかを説明した、初めての方向け PCT 制度の概要の解説は、以下からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/users/summary.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

-PCT ハイライト

WIPO ウェブサイトでは、経営者又は上級弁理士向けの PCT 制度の最新そして今後の動向に関する要点をお知らせしています。

<https://www.wipo.int/pct/en/highlights/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

-ご要望に応じた研修

PCT 又は ePCT の特定のトピックに関する目的に合った研修をご希望の際は、[pct.training@wipo.int](mailto:pct.training@wipo.int) 若しくは [pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int) まで電子メールでご連絡下さい。

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年12月号 | No. 12/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## モーリシャスが PCT に加入

モーリシャスが新 PCT 締約国に (国コード: MU)

モーリシャスが 2022 年 12 月 15 日に PCT の加入書を寄託し、これにより 157 番目の PCT 締約国となりました。モーリシャスは 2023 年 3 月 15 日より PCT に拘束されます。

その結果、2023 年 3 月 15 日以降に出願される全ての国際出願は、当該国の指定を自動的に含むこととなります。またモーリシャスは PCT 第 II 章にも拘束されることとなるため、2023 年 3 月 15 日以降に出願される国際出願についてなされる国際予備審査請求では、当該国を自動的に選択することとなります。

さらにモーリシャスの国民及び居住者は、2023 年 3 月 15 日から PCT 国際出願を行う資格を有することとなります。

モーリシャスの PCT への加入に関する詳細は、WIPO ウェブサイトに掲載されています。



ダレン・タン WIPO 事務局長 (右) と在ジュネーブ国際連合及び国際機関モーリシャス共和国政府代表部 Usha Chandnee Dwarka-Canabady 特命全権大使 (写真: WIPO ニュース・メディア部)

[https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news\\_0056.html](https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news_0056.html)

## eGuide – 新しい英語版の PCT 出願人の手引

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

データ処理の効率化を図り、ユーザの皆様により充実した機能と使いやすさを提供する目的で、国際事務局は「eGuide」と呼ばれる PCT 出願人の手引の完全電子版を作成しました。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>

eGuide は、従来の手引の内容である、一般情報を提供する二部（国際段階の概要と国内段階の概要）、そして全ての締約国や官庁に関する様々な附属書を収録しています。この度データを新しい構成で提示し、法律条項や他の PCT 関連情報へのハイパーリンクなどの新機能も提供しています。将来的には、さらにクロスリファレンス（相互参照）が提供される予定です。

また eGuide では、ユーザが特定の国や官庁の情報について各付属書を開いて確認する手間を省くことができ、同じページから全ての関連コンテンツにアクセスすることができます。eGuide は検索可能であり、モバイル機器でも使用可能です。その新しいフォーマットにより、国際事務局は将来的にインタラクティブ機能を追加することが可能となります。今後予定されている機能には、データの検索や比較の拡張と高度化、そしてユーザフレンドリーなフォーマットでのデータ結果のエクスポートなどがあります。

さらに eGuide では、国際事務局が PCT 締約国や官庁全ての関連情報をより効率的に更新できるようになります。

最後に、国際事務局は eGuide のテスト版にご意見をお寄せ下さった経験豊富な PCT ユーザの皆様にお礼申し上げます。

PCT ユーザや官庁の皆様は、是非新しい eGuide の機能をご活用下さい。ご意見、ご感想は、[pct.guide@wipo.int](mailto:pct.guide@wipo.int) までお寄せ下さい。

## 国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算にあたり、2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における国際事務局 (IB) の閉庁日は、以下の通りです。

全ての土曜日、日曜日、及び

2023 年 1 月 2 日

2023 年 4 月 7 日

2023 年 4 月 10 日

2023 年 5 月 18 日

2023 年 5 月 29 日

2023 年 12 月 25 日

2023 年 12 月 29 日

上述日は IB に限った閉庁日であり、PCT の役割を担う国内官庁又は広域官庁には該当しない点にご注意下さい。他の官庁の 2023 年の閉庁日については、当該情報が IB に提供されていれば、PCT ウェブサイトからご確認いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

### 国際事務局に対する新しい手数料オンライン決済方法

WIPO Pay プラットフォームでは、国際事務局の受理官庁 (RO/IB) に対するスイスフラン (CHF) 建ての出願手数料の支払方法として、さらに[オンライン決済方法](#)をお使いいただけるようになりました。

「オンライン銀行決済 (SOFORT 決済)」は、欧州の多くの国の取引銀行に口座を持つ出願人の皆様にご利用いただけます。WIPO の会計システムでは、WIPO Pay の参照データが自動的に処理の一部として含まれるため、オフラインの銀行送金よりも、できる限り支払を効率的に処理可能な SOFORT を利用した[オンライン銀行決済](#)のご利用を強く推奨いたします。

補充国際調査の請求を希望される出願人の皆様も、この新しい決済方法を利用して IB に対するスイスフラン (CHF) 建ての補充国際調査手数料のオンライン決済が可能です。

WIPO に対する PCT 手数料の支払についての詳細は、以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

### 世界知的財産指標 2022

世界知的財産指標報告書 2022 の英語版がご利用いただけるようになりました。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4632>

この権威ある報告書は、世界中の知的財産 (IP) 活動を分析しています。各国や広域の知的財産庁による 2021 年の出願、登録や更新に関する統計を使用し、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、地理的表示などを取り上げています。また、本報告書では、調査データや業界の情報源をもとにクリエイティブエコノミーの活動状況も紹介しています。

本報告書の要点をまとめたハイライトは、プレスリリース PR/2022/897 に掲載されており、英語、アラビア語、中国語、仏語、日本語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語で配信されています。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article\\_0013.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0013.html)

(英語以外の言語は、ページ右上にある言語切替のドロップダウンリストから選択可能)

### WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

以前お知らせしました通り、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは、PCT 手数料はある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます (詳細は、[https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=436911](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911) から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

IB は、本サービスの 2023 年度実施予定表に関する更新情報を掲載しました。当実施予定表には、参加徴収官庁による IB に対する手数料移転に関する文書による通知の作成期日や送付期日、一覧に表示されているどの手数料が IB に対して又は IB から移転されるべきか、そしてかかる一覧に表示されている手数料の額に関する報告書の作成期日や送付期日が掲載されています。2022 年 12 月 1 日付の公示 (PCT 公報) をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

## 国際出願の電子出願と処理

### 受理官庁が電子出願に関する通知を更新

以下の官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

- CL 国立工業所有権機関 (チリ)
- HR 国家知的所有権庁 (クロアチア)
- IB WIPO 国際事務局
- NL オランダ特許庁
- TH 知的財産局 (DIP) (タイ)
- ZA 企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ)

該当する変更は、2022 年 11 月 17 日、24 日並びに 12 月 1 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[https://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

## PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日から発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- CL 国立工業所有権機関 (チリ): スペイン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- HR 国家知的所有権庁 (クロアチア): クロアチア語又は英語 (国際出願の言語と同一言語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- ZA 企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 出願人の手引 (ロシア語版)

PCT ニュースレター 2022 年 10 月号に掲載された情報への追加です。PCT 国際段階と国内段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引「国際段階の概要」と「国内段階の概要」のロシア語版が更新され、それぞれ以下のリンクからご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ru/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ru/gdvol2/pdf/gdvol2.pdf>

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配する代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対し請求することができます。当該サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

### モナコ事業推進局工業所有権庁

モナコ事業推進局工業所有権庁は、2023 年 2 月 1 日から、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の提供庁と取得庁の双方として運用開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。提供庁として、出願人が明示的に当該サービスに認証謄本を利用可能とするよう請求した場合には、2023 年 2 月 1 日以降の特許出願の認証謄本を優先権書類として提供します。取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2023 年 2 月 1 日までに満了していない出願を対象に、当該サービスを通じて当該官庁に対し利用可能となる優先権書類を認めます。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=12646](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12646)

## PCT アップデート

HU: ハンガリー (手数料)

IL: イスラエル (手数料)

LV: ラトビア特許庁 (管轄国際調査機関及び予備審査機関)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (カナダ知的所有権庁、エジプト特許庁、ユーラシア特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2023 年 1 月 1 日から、カナダ知的所有権庁が実施する国際調査について、カナダドルで支払う料金に変更になります。新料金並びにスイスフラン、ユーロ及び米国ドルでの換算額は、手数料表 I(b) に記載されています。また当該日から以下の手数料の料金も変更になります。

追加調査手数料..... 1,684.12 カナダドル

さらに、2023 年 2 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

エジプト特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
ユーラシア特許庁.....	ユーロ
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦).....	ユーロ

上述した料金は、手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CA、EA、EG、RU) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (カナダ知的所有権庁)

2023 年 1 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としてのカナダ知的所有権庁に対してカナダドルで支払う、以下の手数料の料金に変更になります。

予備審査手数料.....	842.06 カナダドル
追加予備審査手数料.....	842.06 カナダドル

(PCT 出願人の手引 附属書 E (CA) が更新されました)

## PCT に関する記事

ヴィシェグラード特許機構は PCT ケーススタディの幾つかを当機構のウェブサイトに掲載しました。

<https://vpi.int/en/09-knowledge-hub/>

記事では、PCT 出願を行うメリットとデメリットや、PCT ルートがもたらす経済的メリットに焦点を当て、複数の国で特許保護を求める企業が直面する課題を考察しています。

## PCT サクセスストーリー

PCT ニュースレター 1 月号にて、PCT ウェブサイトに「PCT サクセスストーリー」と題するページが開設されたことをお知らせしました。是非、皆さんの発明を保護するために PCT がどのように役立ったかについての成功談をご共有下さい。(すでに国際公開済みの PCT 出願であることが条件となりますが) WIPO は、投稿されたサクセスストーリーの一部を PCT ウェブサイトや WIPO ソーシャルメディア上で紹介していく予定です。

最新の PCT サクセスストーリーでは、出願人が、折り畳み式エレキギターの主要マーケットで特許保護を求める際に、PCT がどのように役立ったのかを紹介しています。

[https://www.wipo.int/pct/en/success\\_story/success\\_story.html](https://www.wipo.int/pct/en/success_story/success_story.html)

ストーリーで紹介されている発明の詳細については、該当する PCT 出願の国際公開へのリンクが提供されていますのでご利用下さい。また本ページでは、PCT サクセスストーリーの投稿に必要なフォームも掲載されており、PCT 全 10 言語で提供されています。

## 実務アドバイス

### ePCT で元職員のアクセス権を削除し、新しい担当者にアクセス権を割り当てる方法

Q: 当方はパラリーガルとして特許法律事務所に勤務していますが、最近、同僚が事務所を離職しました。残念ながら、彼は離職する前に ePCT のアクセス権を誰にも移転しなかった上に、特定の出願にアクセスできたのは彼のみだったため、事務所メンバーは誰も ePCT システムのそれらの出願にアクセスできません。ePCT で彼のアクセス権を削除し、事務所がそれらの出願へ再びアクセスできる方法を教えてください。

A: 高度な認証を用いて ePCT の国際出願へアクセスすることは、その出願の「eOwner」になることとみなされています。各国際出願には、常に最初にアクセス権を割り当てられた eOwner が一人存在し、最も典型的なのは ePCT を利用して出願した人ですが、eOwner のアクセス権は、出願後に請求を行い、取得することも可能です。他のユーザにアクセス権を割り当てたり、削除することができるのは eOwner に限られています。そのため国際事務局 (IB) はベストプラクティスとして、各国際出願につき常に少なくとも eOwner が二人いることを推奨しています。

唯一の eOwner が不在となった場合は、IB が介入して問題を解決することができます。記録されている代理人か出願人が、PCT オペレーションカスタマーサポート課 (電子サービスヘルプデスク) の [pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int) 宛に電子メールで、その唯一の eOwner のアクセス権を削除する請求を行って下さい。電子メールには、アクセス権を削除される元職員の氏名と電子メールアドレス、そして事務所又は企業からの離職日も明記する必要があります。電子サービスヘルプデスクが処理を容易にできるよう、可能な限り、関係する国際出願のリストを添付するようにして下さい。

この請求の有効性について適切な確認が行われた後、IB は元 eOwner のアクセス権を削除し、国際出願について、その後の eOwner のアクセス権の請求ができるようにしておきます。IB は、(訳者注: 当該国際出願の出願人からの請求に基づく) このような手続の一環としてのみ、既存のアクセス権を削除することが可能であり、IB が ePCT システムで新しいアクセス権を他の人に再割り当てする権限はない点にご注意下さい。再割当には、新しいユーザがアクセス権を新たに請求する必要があります。

ユーザの皆様には、上記の手続を踏む必要がないように、そして元職員が離職前に確実にアクセス権を再割り当てできるよう、職員の離職手続リストに ePCT のアクセス権の管理を含めておくよう推奨します。

先に述べた通り、内部業務を管理し、欠勤や離職を補うためにも、常に特許部門や法律事務所内の少なくとも二人が国際出願への eOwner のアクセス権を持っていることを強く推奨します。そのため重要なのは、出願へのアクセス権を取得した後、速やかに、必要に応じてアクセス権を管理できる担当者、少なくとももう一人に eOwner のアクセス権を与えることです。アクセス権グループ機能を使って、他の同僚に対して限定されたアクセス権レベルを割り当てることが可能です。このトピックについては、ビデオチュートリアルをご参照下さい。

<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/how-to-set-up-access-rights-groups-in-epct-720p.mp4>

注意すべき重要な点としては、アクセス権を他の同僚に割り当てた者（訳者注：eOwner）は、割り当てを受けた個別の担当者が、関連する国際出願について閲覧及び/又は管理する資格を有していること、そしてその資格が出願担当者として継続していることを常に確認する責任があることです。但し、eOwner の役割は、必ずしも出願に対する知的財産権を有することを意味するものではなく、提出される手続や文書には必ずその国際出願に関する署名権者が署名する必要があります。

ePCT のアクセス権の管理に関する詳細は、[https://www.wipo.int/pct/en/epct/access\\_rights.html](https://www.wipo.int/pct/en/epct/access_rights.html) にてビデオチュートリアルページをご参照下さい。

お問い合わせは、PCT オペレーションカスタマーサポート課（電子サービスヘルプデスク）の [pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int) 宛に電子メールで、または月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時（中央ヨーロッパ時間）の間には電話 +41 22 338 9523 でお寄せ下さい。